投資信託説明書 (請求目論見書)

使用開始日:2025年6月25日

グローバル資産分散オープン

追加型投信/内外/資産複合

【愛称】メインパートナー

グローバル資産分散オープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月24日に関東財務局長に提出しており、2025年6月25日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧 に供する場所	該当事項はありません。



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- 1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
- 2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
- 3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
- 5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

グローバル資産分散オープン (愛称として「メインパートナー」という名称を用いることがあります。) 以下「当ファンド」といいます。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

10 兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「メイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター**	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd- am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5)【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き 3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6)【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年6月25日から2025年12月25日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、 受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4)発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用 ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の 規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替 機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考:投資信託振替制度)

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、

解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます (原則として受益証券を保有することはできません。)。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、世界の債券、株式、REIT (不動産投資信託) およびコモディティ等へ実質的に分散投資することにより、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、2兆円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

\ II II	1	
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
	国内	株 式
単位型	海外	債 券 不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
	1, //	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファ	あり
一般	年6回		ンド	()

公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
()		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米		なし
	その他		ファンド・オ	
その他資産	()	アフリカ	ブ・ファンズ	
(投資信託証券(資産複合(株				
式、債券、不動産投信、その他		中近東		
債券)、資産配分固定型))		(中東)		
資産複合		エマージング		
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。 ※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

≪商品分類表定義≫

- 1. 単位型投信・追加型投信の区分
- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内··· 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産(収益の源泉)による区分

(1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (2) 債券··· 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート) …

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記 (1) から (3) に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド) …

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2) MRF (マネー・リザーブ・ファンド) …

「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3) ETF… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号 に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型··· 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の 記載があるものをいう。
- (2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる 特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小 分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものと し、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

≪属性区分表定義≫

- 1. 投資対象資産による属性区分
- (1) 株式
- ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- ①一般・・・次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、 機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをい う。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月) · ・ 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア·・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉と する旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東) ・・・ 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を 源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域 (新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファ

ンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファ

ンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまた は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
- 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
 - ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を 行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含 む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型··· 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型…

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない 特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2007年5月22日 信託契約締結

2007年5月22日 当ファンドの設定・運用開始

2019 年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友DSアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の 作成等を行います。

(口) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・ 販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益 者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

(二) 投資顧問会社 (運用の委託先)

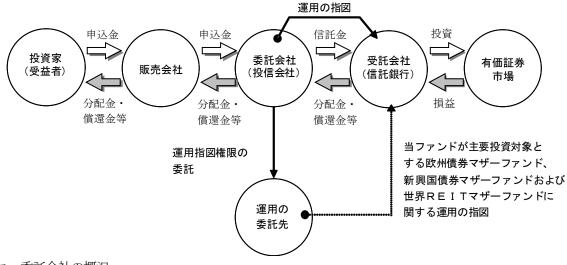
名称: ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド

役割:委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、欧州債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

名称:シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエル シー

役割:委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、世界REITマザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円 (2025年4月30日現在)

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

1987年2月20日 証券投資顧問業の登録

1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式 会社へ商号変更

2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

2002 年 12 月 1 日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

2013 年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併 2019 年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

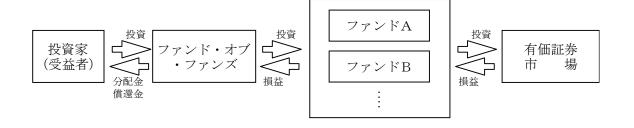
(2025年4月30日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグル ープ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16, 977, 897	50. 1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7, 946, 406	23. 5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5, 080, 509	15. 0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3, 528, 000	10. 4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337, 248	1. 0

ハ ファンドの運用形態 (ファンド・オブ・ファンズによる運用)

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託(ファンド)を組み入れることにより運用を行います(投資信託に投資する投資信託)。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ①投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、REIT (不動産投資信託) およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - ●分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。
 - ●投資信託証券への投資は、主に以下の指定投資信託証券(投資対象ファンド)の中から行います。

`% †	1111-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1	11√1111111111111111111111111111111111
資産	地域•種類	指定投資信託証券
	米国債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス) (以下、「USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス)」)
	欧州債券	欧州債券マザーファンド
債券	アジア・オセアニア債券	アジア・オセアニア債券マザーファンド
	新興国債券	新興国債券マザーファンド
	ハイ・イールド債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAVーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス) (以下、「グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス)」)
	日本株式	日本好配当株マザーファンド
	先進国株式	グローバル好配当株マザーファンド
株式	新興国株式	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド(Jdqクラス) (以下、「エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド(Jdqクラス)」)
REIT•	世界REIT	世界REITマザーファンド
コモディティ	コモディティ	コモディティ・マザーファンド

- ※上記の指定投資信託証券の全てに投資することを約束するものではありません。
- ※指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。
- ②各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね債券:50%程度、株式:30%程度、REIT・コモディティ:20%程度を基本資産配分とします。ただし、実質組入有価証券の値動きや資金流出入などによっては、上記の比率は変動します。また、投資環境の変化や各資産の利回り水準などを考慮して配分を調整することがあります。
- ③実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、REIT (不動産投資信託) およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。

■実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。

<当ファンドが投資対象とする資産・投資対象>

資産	地域・種類	主要投資対象
	米国債券	主に米国の多種多様な投資適格の債券へ投資します。
	欧州債券	主に欧州地域の債券を中心に投資します。
債券	アジア・オセアニア債券	主にアジアおよびオセアニア地域の債券へ投資します。
	新興国債券 ハイ・イールド債券	主に新興国の債券へ投資します。
		主にハイ・イールド債券へ分散投資します。
	日本株式	主に日本の株式へ投資します。
株式	先進国株式	主に先進国の株式を中心に投資します。
	新興国株式	主に新興国の株式を中心に投資します。
REIT•	世界REIT	日本を含む世界のREITへ分散投資します。
コモディティ	コモディティ	商品市況に中長期的な動きが概ね連動する証券へ投資します。

※将来、投資環境に応じて投資対象資産の追加・変更を行う場合があります。

■投資信託証券への投資は、主に各資産を主要投資対象とする以下の投資信託証券(以下 「指定投資信託証券」といいます。)の中から行います。

<当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券>

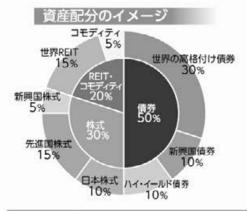
資産	地域•種類	指定投資信託証券
	米国債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス) (以下、「USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス)」)
	欧州債券	欧州債券マザーファンド
債券	アジア・オセアニア債券	アジア・オセアニア債券マザーファンド
	新興国債券	新興国債券マザーファンド
	ハイ・イールド債券	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAVーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス) (以下、「グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス)」)
	日本株式	日本好配当株マザーファンド
	先進国株式	グローバル好配当株マザーファンド
株式	新興国株式	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド(Jdqクラス) (以下、「エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド(Jdqクラス)」)
REIT•	世界REIT	世界REITマザーファンド
コモディティ	コモディティ	コモディティ・マザーファンド

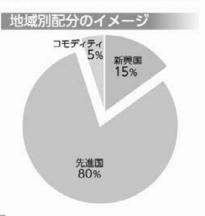
[※]上記の指定投資信託証券の全てに投資することを約束するものではありません。

[※]指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

2

各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね「債券:50%程度、株式:30%程度、REIT・コモディティ:20%程度」を基本資産配分とします。





資産	資産クラス !		基本資産配分
	世界の 高格付け債券	米国債券	10%
		欧州債券	10%
債券		アジア・ オセアニア債券	10%
	新興国債券		10%
	ハイ・イールド債券		10%
株式 REIT・ コモディティ	日本株式		10%
	先進国株式		15%
	新興国株式		5%
	世界REIT		15%
	コモディティ		5%

※指定投資信託証券における有価証券の組入状況によっては、実際の資産配分で上記イメージとの乖離が生じる場合があります。

※実質組入有価証券の値動きや資金流出入などによっては上記の比率は変動します。

※投資環境の変化や各資産の利回り水準など を考慮し、基本資産配分の調整等を行う場合があります。

3

年6回の分配を目指します。

- ■決算日は、毎年1、3、5、7、9、11月の27日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- ■毎年5月および11月の決算時には、基準価額水準などを考慮し、売買益(評価益を含みます。) 等を中心に分配する場合があります。
- ■委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその 金額について保証するものではありません。

▶分配のイメージ

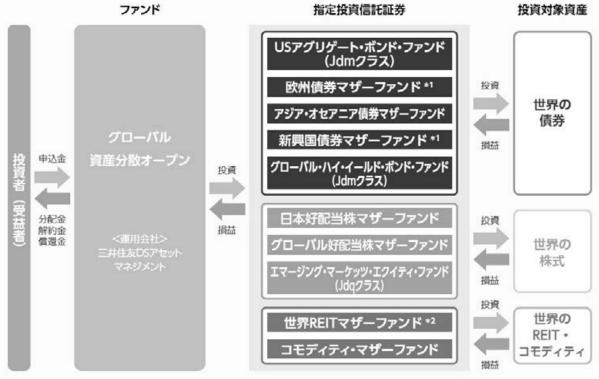
11月	12
決算	
(¥)	
	(¥)

※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

[※]資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



- *1 欧州債券マザーファンドおよび新興国債券マザーファンドの運用にあたっては、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・ リミテッドに運用指図に関する権限を委託します。
- *2 世界REITマザーファンドの運用にあたっては、シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・ エルエルシーに運用指図に関する権限を委託します。

投資対象とする指定投資信託証券の運用会社について

「三井住友DSアセットマネジメント株式会社の概要1

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に、三井住友アセットマネジメント株式会社と 大和住銀投信投資顧問株式会社が合併して誕生した会社です。
- ■国内外の年金や金融機関などの機関投資家から個人投資家に至るまで、多様なお客さまニーズに対して、業界トップレベルの運用調査体制とグローバルなネットワークを活用した質の高い資産運用サービスを提供いたします。

[ティー・ロウ・プライス・グループの概要]

- ●ティー・ロウ・プライス・グループは、1937年に設立された独立系の資産運用会社であり、グローバルに資産運用業務を行っています。サステナビリティ実現への取組みを強化するため、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明し、SASB Allianceに加入しております。
- ●ティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S&P500インデックスの採用銘柄です。
- ティー・ロウ・プライス・グループ・インク傘下のティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドおよび ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を 活用することができます。

[シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーの 概要]

●シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーは、世界的な不動産 サービス会社である米国シービーアールイー・グループの投資運用部門で、不動産証券を主要投資対象とした運用を 含むリアルアセット投資を担う運用会社です。同社は、シービーアールイー・グループの世界各国に展開したネット ワークから不動産/マーケット情報・リサーチ情報を最大限活用することができます。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



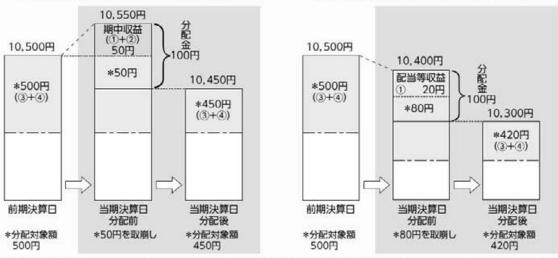
■分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]

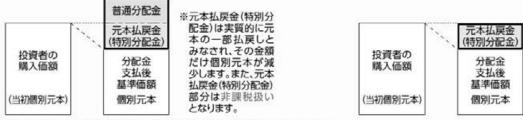
「前期決算日から基準価額が下落した場合]



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻し に相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが 小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合]

「分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合]



普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)・個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券(三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)を含みます。)に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。) なお、3の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ) および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報:投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2025年4月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

● すべての指定投資信託証券に投資するとは限りません。指定投資信託証券は、将来、投資環境に応じて追加または変更になる場合があります。

▶債券

米国債券・・・為替	トー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド(Jdmクラス)
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド
副投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク
運用の基本方針	主として米ドル建ての投資適格債券(BBB-相当以上)へ投資することにより、トータル リターンの追求を図ります。
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。

欧州債券・・・為替ヘッジなし

ファンド名	欧州債券マザーファンド			
形 態 国内籍親投資信託				
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社			
投資 顧問会社 ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド				
運用の基本方針 主に欧州地域の公社債へ投資し、安定した利息収入の確保と信託財産の中長期的な成 目標として運用を行います。				
信託財産留保額	ありません。			

「アジア・オセアニア債券・・・為替ヘッジなし

ファンド名	アジア・オセアニア債券マザーファンド		
形			
運 用 会 社	用 会 社 三井住友DSアセットマネジメント株式会社		
運用の基本方針 主にアジアおよびオセアニア地域の公社債へ投資し、安定した利息収益の確保と信中長期的な成長を目標として運用を行います。			
信託財産留保額	ありません。		

新興国債券・・・為替ヘッジなし		
ファンド名	新興国債券マザーファンド	
形 態	国内籍親投資信託	
運 用 会 社 三井住友DSアセットマネジメント株式会社		
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	
運用の基本方針	主として新興国の政府および政府機関等の発行する米ドル建ての債券を中心に投資を行うことにより、安定的かつ高水準の利息収益の確保と信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。	
信託財産留保額	ありません。	

ハイ・イールド債券・・・為替ヘッジなし

ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAVーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(Jdmクラス)			
形 態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)			
投資顧問会社 ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド				
副投資顧問会社 ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク				
運用の基本方針	主としてBB格相当およびB格相当の高利回りの社債を中心に分散投資することによりトータルリターンの追求を図ります。			
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。			

▶株式

日本株式	
ファンド 名 日本好配当株マザーファンド	
形態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	日本の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

先進国株式・・・為替ヘッジなし

ノロルを自じかより	
ファンド名	グローバル好配当株マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	世界各国の株式へ投資し、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
信託財産留保額	ありません。

※格付記号は一般的なものを表示していますが、格付機関により異なる記号を使用している場合があります。

新興国株式…為	替ヘッジなし			
ファンド名	ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド(Jdqクラス)			
形 態	態 ルクセンブルグ籍会社型投資信託(米ドル建て)			
投資顧問会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド			
副投資顧問会社	会社 ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド			
運用の基本方針 主として新興国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。				
管理報酬等	運用報酬や事務代行会社等への報酬はかかりません。 ※運用報酬等は、「グローバル資産分散オープン」の委託会社の報酬に含まれています。 ※信託財産に関する租税、監査報酬等、その他の費用がかかります。			

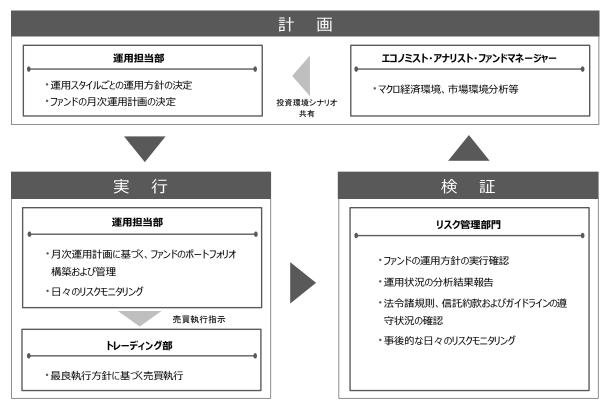
▶ REIT・コモディティ

世界REIT···為替	替ヘッジなし		
ファンド名	世界REITマザーファンド		
形態 国内籍親投資信託			
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社		
投資顧問会社	シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシー		
運用の基本方針	世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定した配当収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。		
信託財産留保額	ありません。		

コモディティ・・・	高替ヘッジなし
ファンド名	コモディティ・マザーファンド
形 態	国内籍親投資信託
運 用 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	ブルームバーグ商品指数の騰落率に償還価額等が連動する外貨建ての証券へ投資すること により、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況について、その中長期的な動きを 概ね捉えることを目標として運用します。
信託財産留保額	ありません。
指数の著作権など	ブルームバーグ商品指数および「ブルームバーグ (Bloomberg®)」は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー (Bloomberg Finance L.P.) およびその関係会社 (以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークであり、委託会社による一定の目的での利用のためにライセンスされています。ブルームバーグ商品指数は、ブルームバーグとUBSセキュリティーズ・エル・エル・シー (UBS Securities LLC) の間の契約に従ってブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグ、ならびにUBSセキュリティーズ・エル・エル・シーおよびその関係会社 (以下「UBS」と総称します。)のいずれも、委託会社の関係会社ではなく、ブルームバーグおよびUBSは、当ファンドを承認し、是認し、レビューしまたは奨励するものではありません。ブルームバーグおよびUBSのいずれもブルームバーグ商品指数に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性も保証するものではありません。

(3)【運用体制】

イ ファンドの運用体制



- ※リスク管理部門の人員数は、約40名です。
- ※当ファンドが主要投資対象とする欧州債券マザーファンド、新興国債券マザーファンドおよび世界R EITマザーファンドの運用の主要部分は、委託会社からそれぞれマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドおよびシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーが、投資ー任契約(運用委託契約)およびそれに付随するガイドラインに従って行います。

欧州債券マザーファンド、新興国債券マザーファンドおよび世界REITマザーファンドについて、 委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増 減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況(ガイドライン等の遵守状況、運用パフォ ーマンスなど)のモニタリング等を行います。

- ※他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。
- ※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。
- ロ 委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務(保管・管理・計算等)を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先は、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、運用委託契約の継続可否を定期的に判断します。

[参考情報] ティー・ロウ・プライスの運用体制

ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と適宜情報共有し、相互に支援します。また、運用部門では運用戦略に応じて、適宜、専門委員会が設けられております。ファンドの運用に関する社内規則として、一括発注および約定結果の配分にかかる方

針のほか、最良執行にかかる方針を定め、売買執行における最良執行に努めるとともに、売買執行にあたって使用するディーラー、ブローカー等に関しても方針を定め、取引コストや各ディーラー、ブローカー等との取引量等についてモニタリングを行っております。また全社員が遵守すべき社内規則において、利益相反管理にかかる方針や従業員取引にかかる規則等が定められております。ファンドの保有する有価証券等の評価に関しては、評価方法その他を管理するための専門委員会を設け、保有有価証券等が適正に評価されるよう担保しています。また、ティー・ロウ・プライスは、環境、社会、ガバナンス(ESG)に関する諸要素を運用プロセスに取り入れ、ポートフォリオの組入銘柄のパフォーマンスに重大な影響を与えると判断するESG要素を考慮した投資を行っています。なお、投資判断を行う際に、結果として ESG 要素よりも他の投資に関する要素を優先する場合もあります。

[参考情報] シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシ 一の運用体制

独自の不動産セクター・ランキング分析を参考にしつつ、CBRE IM リサーチ・コミティでトップダウンの地域・セクターアロケーションが決定され、ボトムアップの銘柄選択は綿密なファンダメンタルズ分析に基づいてグローバル・ポートフォリオ運用チームが決定します。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年1、3、5、7、9、11 月の 27 日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- イ. 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内 とします。
- ロ. 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- ハ. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ. 主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

ロ. 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 50 を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ. 公社債の借入の指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。 なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図 を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (二)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産から支弁するものとします。

ニ. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ホ. 外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の 売買の予約を指図することができます。

へ. 信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)委託会社は、投資信託証券を組み入れる場合において、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ト. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金 手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、 または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる 場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行 わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

チ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社 は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、 信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に 繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および上記(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により そのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号) 委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変 動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に より算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株 予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含み ます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第1項第8号の 2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の 投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことが あります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ)債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 不動産投資信託 (リート) に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、 リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財務 状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落 した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(二) 商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

当ファンドは商品指数に連動した債券等に投資しますので、これらの影響を受けます。商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

(ホ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、 投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因 となります。

(へ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ト) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

(チ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

資産および投資先の配分について

当ファンドの実質的な資産配分は、基本的な資産配分比率と乖離を生じる場合があります。

この結果、運用成果は、基本資産配分で運用を行った場合を上回ったり下回ったりすることがありますので、ご留意ください。

- (ロ) 投資信託に関する留意点
 - ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
 - ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針 等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

[参考情報] ティー・ロウ・プライスのリスク管理体制

ティー・ロウ・プライスでは、グループ全体で包括的に運用リスクを管理する体制としています。リスクをさまざまな側面から捉え、内在するリスクの種類を識別・把握し、多面的に管理するため、運用部門から独立したリスク管理部門を組織しております。リスク管理部門には運用リスク担当の専門チームを配置し、運用チームを主にデータ分析面でサポートし、さらに流動性リスク等の運用リスクのモニタリングも行っています。運用ガイドライン等の遵守にあたっては、インベストメント・コンプライアンスが運用部門から独立したモニタリングを行っています。

さらに、ティー・ロウ・プライス・グループ組織全体のリスク管理に関する方針設定および実態の把握のため に、リスクを監督する委員会を設置しています。当該委員会は、ティー・ロウ・プライス・グループのリスク 管理部門の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー他、主要部門の責任者で構成され、運用にかかるリスク、 オペレーショナル・リスク、ビジネス・リスク等について、全社的な観点から監督します。 業務委託先の選定にあたっては、選定にかかる方針を定めており、必要に応じて面談や質問票への回答を求めるなどして選考を行うとともに、社内の管理担当者を定めて継続モニタリングを行います。

[参考情報] シービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシー のリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス部門、ポートフォリオ分析部門でリスク分析、顧客ガイドライン違反 等がモニターされ、リスクコントロール委員会 (Risk and Control Committee) に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と 分配金再投資基準価額の推移を表示したもの です。

年間騰落率: 2020年5月~2025年4月



- ※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を 分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
- ※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と 同じです。

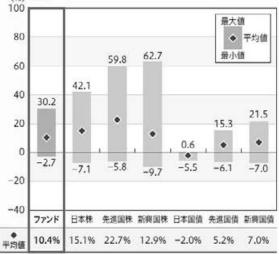
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



(96)

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、 各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を 比較したものです。

- → ファンド: 2020年5月~2025年4月
- ◆ 他の資産クラス: 2020年5月~2025年4月



- ※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したもの と仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したもの とは異なります。
- ※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ペース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
- ※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、 当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き 3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

解約手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に年1.584%(税抜き1.44%)の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

<信託報酬の配分(税抜き)>

支払先	料率	役務の内容	
委託会社	年 0.70% ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、 準価額の算出、法定書面等の作成等の対価		
販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
受託会社	年0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価	

- ※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。
- ※当ファンドが投資対象とする投資信託では、信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。なお、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。
- ※委託会社の報酬には、以下の運用の指図の委託先への報酬の合計額が含まれます。
- 欧州債券マザーファンドの組入評価額に対して年0.33%以内の率を乗じた額
- 新興国債券マザーファンドの組入評価額に対して年0.336%以内の率を乗じた額
- 世界REITマザーファンドの組入評価額に対して年0.45%以内の率を乗じた額

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)は、原則として、計算期間を 通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各特定期末(毎年3月、9月に属する計算期末)または 信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、 信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとします。

- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々の取引内容等により金額が 決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産 で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載 することはできません。
- ※ 上記 (1) ~ (4) にかかる手数料等および他の投資信託 (ファンド) の組入れを通じて間接的に 負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるもの が含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、 あらかじめ具体的に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

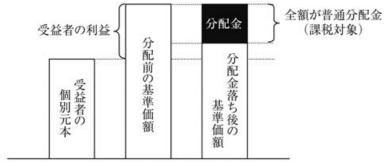
- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の 販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売 会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自 動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- (ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)
- ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

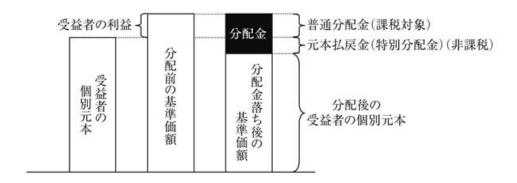
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払 戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が 元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額 が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金 発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個 別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税 15.315%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%(所得税 15.315%および地方税 5%)の 税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能 です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。)の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税のみ) の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。
- ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。
- ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。
- ※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025 年 4 月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年9月28日~2025年3月27日)における当ファンドの総経費率 (年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.71%	1.59%	0.13%

- ※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。
- ※当ファンドおよび投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、 当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。
- ※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
- 運用報告書は、委託会社のホームページ (https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/) から検索いただけます。

5 【運用状況】

(1)【投資状況】

グローバル資産分散オープン

2025年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	1, 798, 647, 390	24. 78
親投資信託受益証券	日本	5, 416, 580, 614	74. 62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	43, 227, 253	0.60
合計(純資産総額)		7, 258, 455, 257	100.00

⁽注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル資産分散オープン

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
日本	親投資	世界REITマザ	498, 033, 178	2. 1945	1, 092, 933, 809	2. 1210	1, 056, 328, 370	14. 55
	信託受	ーファンド						
	益証券							
日本	親投資	グローバル好配当	200, 045, 230	5. 6472	1, 129, 695, 423	5. 2778	1, 055, 798, 714	14. 55
	信託受	株マザーファンド						
	益証券							
日本	親投資	欧州債券マザーフ	466, 678, 015	1. 6267	759, 145, 127	1. 6537	771, 745, 433	10.63
	信託受	アンド						
	益証券							
日本	親投資	日本好配当株マザ	188, 695, 370	4. 0301	760, 461, 210	3. 9695	749, 026, 271	10. 32
	信託受	ーファンド						
	益証券							
日本	親投資	アジア・オセアニ	401, 246, 564	1.8794	754, 102, 792	1.8390	737, 892, 431	10. 17
	信託受	ア債券マザーファ						
	益証券	ンド						
ルクセン	投資証	T.Rowe Price	535, 875	1, 354. 39	725, 786, 033	1, 360. 12	728, 853, 710	10.04
ブルグ	券	Funds SICAV -						
		U.S. Aggregate						
		Bond Fund Jdm						

ルクセン	投資証	T.Rowe Price	588, 987	1, 238. 77	729, 620, 650	1, 227. 53	722, 997, 255	9. 96
ブルグ	券	Funds SICAV -						
		Global High						
		Yield Bond Fund						
		Jdm						
日本	親投資	新興国債券マザー	203, 714, 501	3. 6777	749, 200, 820	3. 4617	705, 198, 488	9. 72
	信託受	ファンド						
	益証券							
ルクセン	投資証	T.Rowe Price	299, 565	1, 176. 20	352, 348, 584	1, 157. 67	346, 796, 423	4. 78
ブルグ	券	Funds SICAV -						
		Emerging Markets						
		Equity Fund Jdq						
日本	親投資	コモディティ・マ	372, 637, 754	0. 9843	366, 787, 341	0. 9140	340, 590, 907	4. 69
	信託受	ザーファンド						
	益証券							

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	24. 78
親投資信託受益証券	74. 62
合 計	99. 40

②【投資不動産物件】

グローバル資産分散オープン 該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

グローバル資産分散オープン 該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

グローバル資産分散オープン

年月日	純資產	 	1万口当たりの		
47月	(F	9)	純資産額 (円)		
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	

特定 17 期	(2015年9月28日)	13, 386, 634, 017	13, 526, 514, 476	8, 891	8, 981
特定 18 期	(2016年3月28日)	12, 093, 667, 251	12, 223, 926, 249	8, 482	8, 572
特定 19 期	(2016年9月27日)	10, 719, 551, 574	10, 843, 933, 257	7,888	7, 978
特定 20 期	(2017年3月27日)	10, 697, 650, 411	10, 813, 947, 695	8, 585	8,675
特定 21 期	(2017年9月27日)	10, 353, 325, 426	10, 458, 368, 674	9, 174	9, 264
特定 22 期	(2018年3月27日)	8, 991, 020, 410	9, 086, 030, 221	8,749	8, 839
特定 23 期	(2018年9月27日)	8, 846, 325, 954	8, 935, 682, 487	9,061	9, 151
特定 24 期	(2019年3月27日)	8, 252, 747, 789	8, 338, 090, 798	8,878	8, 968
特定 25 期	(2019年9月27日)	7, 958, 277, 489	8, 040, 146, 553	8,876	8, 966
特定 26 期	(2020年3月27日)	6, 662, 084, 468	6, 739, 382, 974	7,934	8, 024
特定 27 期	(2020年9月28日)	7, 203, 298, 698	7, 277, 837, 307	8, 781	8, 871
特定 28 期	(2021年3月29日)	7, 724, 138, 821	7, 795, 021, 632	10, 040	10, 130
特定 29 期	(2021年9月27日)	7, 766, 236, 934	7, 833, 508, 032	10, 565	10, 655
特定 30 期	(2022年3月28日)	7, 821, 047, 532	7, 899, 883, 324	11,041	11, 151
特定 31 期	(2022年9月27日)	7, 271, 644, 536	7, 348, 438, 277	10, 505	10, 615
特定 32 期	(2023年3月27日)	6, 935, 263, 519	7, 044, 609, 408	10, 256	10, 416
特定 33 期	(2023年9月27日)	7, 624, 676, 326	7, 731, 967, 611	11, 429	11, 589
特定 34 期	(2024年3月27日)	7, 919, 370, 887	8, 155, 987, 212	12, 228	12, 588
特定 35 期	(2024年9月27日)	7, 880, 539, 084	8, 111, 551, 284	12, 328	12, 688
特定 36 期	(2025年3月27日)	7, 667, 411, 073	7, 896, 742, 501	12, 053	12, 413
	2024年 4月末日	8, 059, 178, 085	_	12, 509	_
	5月末日	7, 976, 371, 366	_	12, 341	_
	6月末日	8, 160, 522, 027	_	12,662	1
	7月末日	7, 860, 153, 210	_	12, 245	_
	8月末日	7, 692, 048, 207	_	12, 025	-
	9月末日	7, 748, 566, 446	_	12, 113	_
	10 月末日	8, 008, 723, 114	-	12, 558	-
	11 月末日	7, 691, 944, 997	_	11, 992	
	12 月末日	7, 850, 491, 531		12, 281	
	2025年1月末日	7, 744, 428, 731		12, 127	-
	2月末日	7, 581, 234, 621	_	11, 893	-
	3月末日	7, 497, 301, 790		11, 921	_
	4月末日	7, 258, 455, 257	_	11, 560	_

⁽注1) 分配付純資産総額(分配付1万口当たりの純資産額)は、特定期間中の分配金累計額(1万口当たりの分配金累計額)を当該特定期間末の分配落純資産総額(分配落1万口当たりの純資産額)に加算したものです。

②【分配の推移】

グローバル資産分散オープン

⁽注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
特定 17 期	2015年3月28日~2015年9月28日	90
特定 18 期	2015年9月29日~2016年3月28日	90
特定 19 期	2016年3月29日~2016年9月27日	90
特定 20 期	2016年9月28日~2017年3月27日	90
特定 21 期	2017年3月28日~2017年9月27日	90
特定 22 期	2017年9月28日~2018年3月27日	90
特定 23 期	2018年3月28日~2018年9月27日	90
特定 24 期	2018年9月28日~2019年3月27日	90
特定 25 期	2019年3月28日~2019年9月27日	90
特定 26 期	2019年9月28日~2020年3月27日	90
特定 27 期	2020年3月28日~2020年9月28日	90
特定 28 期	2020年9月29日~2021年3月29日	90
特定 29 期	2021年3月30日~2021年9月27日	90
特定 30 期	2021年9月28日~2022年3月28日	110
特定 31 期	2022年3月29日~2022年9月27日	110
特定 32 期	2022年9月28日~2023年3月27日	160
特定 33 期	2023年3月28日~2023年9月27日	160
特定 34 期	2023年9月28日~2024年3月27日	360
特定 35 期	2024年3月28日~2024年9月27日	360
特定 36 期	2024年9月28日~2025年3月27日	360

③【収益率の推移】

グローバル資産分散オープン

	収益率(%)
特定 17 期	△5.1
特定 18 期	△3.6
特定 19 期	△5.9
特定 20 期	10.0
特定 21 期	7. 9
特定 22 期	△3.7
特定 23 期	4. 6
特定 24 期	△1.0
特定 25 期	1.0
特定 26 期	△9.6
特定 27 期	11.8
特定 28 期	15. 4
特定 29 期	6. 1
特定 30 期	5. 5
特定 31 期	△3.9

特定 32 期	△0.8
特定 33 期	13. 0
特定 34 期	10. 1
特定 35 期	3.8
特定 36 期	0.7

⁽注)収益率とは、特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該 特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といい ます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

グローバル資産分散オープン

	設定口数 (口)	解約口数(口)
特定 17 期	53, 274, 974	1, 766, 917, 163
特定 18 期	48, 077, 011	846, 917, 471
特定 19 期	45, 281, 793	712, 778, 081
特定 20 期	50, 827, 669	1, 179, 131, 076
特定 21 期	43, 574, 840	1, 219, 406, 897
特定 22 期	40, 192, 669	1, 049, 526, 337
特定 23 期	31, 101, 061	544, 156, 608
特定 24 期	31, 178, 078	498, 687, 234
特定 25 期	27, 402, 515	356, 921, 859
特定 26 期	29, 529, 243	599, 312, 661
特定 27 期	29, 588, 147	222, 724, 738
特定 28 期	33, 289, 267	543, 044, 044
特定 29 期	27, 785, 645	370, 432, 893
特定 30 期	31, 329, 188	298, 478, 918
特定 31 期	36, 705, 390	198, 574, 482
特定 32 期	59, 264, 149	219, 066, 076
特定 33 期	86, 366, 017	176, 876, 592
特定 34 期	94, 750, 894	289, 985, 386
特定 35 期	71, 359, 200	155, 272, 955
特定 36 期	80, 716, 971	111, 662, 699

⁽注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(参考)

(1) 投資状況

日本好配当株マザーファンド

答案の		時価合計	投資比率
資産の種類	国/地域	(円)	(%)

株式	日本	17, 185, 672, 800	96.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	705, 771, 667	3.94
合計 (純資産総額)		17, 891, 444, 467	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	426, 320, 000	2. 38
合計	買建	_	426, 320, 000	2. 38

世界REITマザーファンド

2025年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	342, 287, 306	32. 40
	イギリス	200, 190, 710	18. 95
	オーストラリア	133, 110, 907	12.60
	日本	126, 055, 100	11. 93
	フランス	94, 447, 561	8. 94
	シンガポール	69, 363, 123	6. 57
	オランダ	35, 061, 596	3. 32
	香港	24, 258, 528	2. 30
	ベルギー	16, 941, 387	1.60
	カナダ	2, 088, 718	0. 20
	小計	1, 043, 804, 936	98.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	12, 500, 585	1. 18
合計 (純資産総額)	_	1, 056, 305, 521	100.00

グローバル好配当株マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貨座の種類	国/ 地域	(円)	(%)
株式	アメリカ	20, 054, 275, 436	31. 77
	フランス	7, 522, 514, 922	11. 92
	日本	7, 517, 121, 000	11. 91
	スペイン	4, 958, 428, 835	7. 85
	シンガポール	3, 282, 182, 345	5. 20
	オーストラリア	2, 801, 149, 584	4. 44
	ケイマン諸島	2, 692, 674, 600	4. 27
	台湾	2, 112, 137, 927	3. 35
	オーストリア	2, 073, 424, 535	3. 28
	ドイツ	1, 733, 824, 338	2. 75
	スイス	1, 711, 378, 426	2.71
	イギリス	1, 217, 396, 172	1. 93

	オランダ	1, 123, 935, 402	1. 78
	中国	906, 008, 400	1. 44
	スウェーデン	383, 363, 640	0.61
	小計	60, 089, 815, 562	95. 19
投資証券	オーストラリア	961, 219, 800	1. 52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	2, 077, 073, 860	3. 29
合計(純資産総額)		63, 128, 109, 222	100.00

新興国債券マザーファンド

2025年4月30日現在

	İ	2020 + 471	
資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貝性が俚規	国/ 地坝	(円)	(%)
国債証券	コロンビア	470, 916, 929	4. 37
	ブラジル	424, 676, 723	3. 94
	インドネシア	415, 126, 579	3. 86
	アルゼンチン	361, 257, 866	3. 35
	メキシコ	351, 817, 565	3. 27
	エジプト	336, 250, 875	3. 12
	南アフリカ	327, 086, 745	3.04
	トルコ	324, 253, 794	3. 01
	パナマ	296, 999, 286	2. 76
	コートジボアー	288, 957, 613	2. 68
	ル		
	スリランカ	288, 401, 498	2. 68
	ペルー	287, 997, 370	2. 67
	ドミニカ共和国	243, 663, 927	2. 26
	ポーランド	225, 207, 015	2.09
	オマーン	225, 172, 563	2.09
	エクアドル	172, 410, 275	1.60
	セルビア	150, 237, 813	1. 40
	エルサルバドル	147, 781, 575	1. 37
	グァテマラ	141, 968, 511	1. 32
	カタール	116, 444, 047	1. 08
	パラグアイ	108, 015, 166	1.00
	サウジアラビア	104, 704, 919	0. 97
	アンゴラ	101, 811, 589	0. 95
	ウルグアイ	101, 559, 739	0. 94
	モンテネグロ	95, 904, 019	0.89
	フィリピン	94, 986, 407	0.88
	ルーマニア	89, 491, 476	0.83
	ガーナ	78, 379, 281	0. 73
	バーレーン	72, 933, 822	0. 68

	ヨルダン	57, 551, 517	0.53
	ザンビア	57, 317, 957	0.53
	アゼルバイジャ	54, 880, 040	0.51
	ン		
	コスタリカ	54, 436, 647	0.51
	ブルガリア	43, 320, 915	0.40
	モロッコ	41, 344, 330	0.38
	アルメニア	40, 715, 853	0.38
	アルバニア	35, 720, 342	0.33
	バハマ	30, 528, 228	0.28
	バミューダ	28, 200, 346	0.26
	トリニダッド	27, 102, 557	0. 25
	トバゴ		
	パキスタン	23, 461, 853	0. 22
	バルバドス	23, 197, 065	0. 22
	チリ	16, 503, 392	0. 15
	小計	6, 978, 696, 029	64.81
特殊債券	インド	122, 597, 047	1. 14
	メキシコ	35, 502, 211	0.33
	韓国	29, 139, 597	0.27
	小計	187, 238, 855	1.74
社債券	メキシコ	575, 369, 605	5.34
	チリ	293, 373, 488	2.72
	ケイマン諸島	221, 528, 234	2.06
	タイ	150, 512, 831	1.40
	ルクセンブルグ	142, 168, 234	1.32
	サウジアラビア	140, 783, 170	1.31
	ブラジル	123, 385, 103	1. 15
	オランダ	116, 562, 737	1.08
	インドネシア	110, 334, 637	1.02
	インド	101, 924, 647	0.95
	カタール	101, 230, 474	0.94
	韓国	98, 104, 911	0. 91
	コロンビア	91, 658, 851	0.85
	フィリピン	85, 232, 551	0.79
	カザフスタン	69, 510, 545	0.65
	アラブ首長国連	63, 856, 596	0. 59
	邦		
	モーリシャス	63, 621, 246	0. 59
	スロヴェニア	49, 011, 990	0.46
	ジャージィー	48, 104, 258	0.45

	アメリカ	32, 588, 294	0.30
	ウズベキスタン	28, 815, 107	0. 27
	南アフリカ	28, 755, 798	0. 27
	シンガポール	28, 724, 148	0. 27
	モロッコ	28, 120, 791	0. 26
	イギリス	27, 870, 153	0. 26
	バミューダ	25, 639, 218	0. 24
	パナマ	25, 020, 179	0. 23
	ジャマイカ	16, 912, 032	0. 16
	小計	2, 932, 671, 790	27. 23
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	669, 456, 051	6. 22
合計 (純資産総額)		10, 768, 062, 725	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)
債券先物取引	買建	アメリカ	381, 873, 745	3. 55
合計	買建	-	381, 873, 745	3. 55
債券先物取引	売建	ドイツ	127, 845, 097	△1. 19
債券先物取引	売建	アメリカ	575, 644, 196	△5. 35
合計	売建	_	703, 489, 293	△6. 53

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率 (%)	
為替予約取引	買建	-	607, 737, 417	5. 64	
為替予約取引	売建	_	468, 347, 054	△4. 35	

欧州債券マザーファンド

2025年4月30日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	イタリア	151, 783, 332	19.67
	フランス	90, 444, 393	11.72
	イギリス	84, 023, 253	10.89
	スペイン	67, 709, 833	8. 77
	ベルギー	36, 446, 173	4. 72
	ポーランド	31, 731, 069	4. 11
	オーストリア	30, 508, 479	3. 95
	オランダ	26, 303, 771	3. 41
	フィンランド	19, 805, 608	2. 57
	リトアニア	17, 557, 909	2. 28
	チリ	16, 961, 271	2. 20
	モロッコ	16, 121, 806	2. 09
	イスラエル	15, 387, 902	1. 99
	セルビア	12, 908, 894	1. 67

	チェコ	10, 454, 701	1. 35
	スウェーデン	9, 384, 566	1. 22
	ブルガリア	8, 053, 524	1.04
	ラトヴィア	3, 391, 299	0.44
	デンマーク	2, 375, 456	0.31
	ノルウェー	1, 987, 403	0. 26
	小計	653, 340, 642	84. 66
特殊債券	ハンガリー	26, 498, 876	3. 43
	国際機関	7, 048, 783	0. 91
	小計	33, 547, 659	4. 35
社債券	ポーランド	17, 254, 401	2. 24
	チェコ	17, 016, 335	2. 20
	アイスランド	16, 855, 787	2. 18
	スロヴェニア	16, 337, 330	2. 12
	小計	67, 463, 853	8. 74
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	17, 401, 055	2. 25
合計(純資産総額)		771, 753, 209	100.00

その他以下の取引を行っております。

種類	買建/ 売建	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	-	102, 537, 049	13. 29
為替予約取引	売建	-	102, 517, 742	△13. 28

アジア・オセアニア債券マザーファンド

2025年4月30日現在

1			
資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率
貝座が埋ね	四/ 地域	(円)	(%)
国債証券	マレーシア	126, 801, 823	17. 18
	香港	91, 106, 088	12. 35
	シンガポール	83, 840, 326	11. 36
	オーストラリア	70, 540, 571	9. 56
	ニュージーラン	46, 144, 630	6. 25
	ド		
	韓国	13, 947, 713	1.89
	小計	432, 381, 151	58.60
特殊債券	国際機関	256, 802, 582	34. 80
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	48, 724, 157	6.60
合計 (純資産総額)		737, 907, 890	100.00

コモディティ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
		(口)	(/0)

社債券	イギリス	304, 024, 822	89. 26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	_	36, 568, 447	10.74
合計(純資産総額)		340, 593, 269	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

日本好配当株マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

								2025年4月30日	現在
国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	東京エレクトロ ン	電気機器	43, 300	18, 475. 70	799, 997, 751	21, 225. 00	919, 042, 500	5. 14
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	284, 900	2, 541. 25	724, 002, 451	2, 729. 00	777, 492, 100	4. 35
日本	株式	本田技研工業	輸送用機 器	495, 200	1, 286. 21	636, 930, 778	1, 453. 00	719, 525, 600	4. 02
日本	株式	TOYO TI RE	ゴム製品	267, 900	2, 484. 49	665, 594, 016	2, 669. 00	715, 025, 100	4. 00
日本	株式	セイノーホール ディングス	陸運業	309, 600	2, 242. 00	694, 123, 200	2, 248. 00	695, 980, 800	3. 89
日本	株式	ヒューリック	不動産業	433, 800	1, 426. 64	618, 877, 716	1, 490. 50	646, 578, 900	3. 61
日本	株式	電源開発	電気・ガ ス業	247, 400	2, 433. 50	602, 047, 900	2, 504. 50	619, 613, 300	3. 46
日本	株式	インフロニア・ ホールディング ス	建設業	480, 800	1, 136. 00	546, 188, 800	1, 221. 00	587, 056, 800	3. 28
日本	株式	東京建物	不動産業	199, 700	2, 345. 00	468, 296, 500	2, 554. 00	510, 033, 800	2.85
日本	株式	東洋製罐グルー プホールディン グス	金属製品	203, 100	2, 325. 00	472, 207, 500	2, 492. 00	506, 125, 200	2.83
日本	株式	長谷エコーポレ ーション	建設業	243, 700	1, 891. 00	460, 836, 700	2, 036. 00	496, 173, 200	2. 77
日本	株式	西松建設	建設業	93, 400	4, 650. 00	434, 310, 000	5, 305. 00	495, 487, 000	2.77
日本	株式	マルハニチロ	水産・農 林業	138, 800	3, 049. 00	423, 201, 200	3, 263. 00	452, 904, 400	2. 53
日本	株式	三菱UFJフィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	250, 900	1, 725. 42	432, 908, 218	1, 803. 50	452, 498, 150	2. 53
日本	株式	野村不動産ホー ルディングス	不動産業	493, 500	834. 90	412, 023, 150	846. 90	417, 945, 150	2. 34
日本	株式	住友倉庫	倉庫・運 輸関連業	141, 400	2, 677. 00	378, 527, 800	2, 768. 00	391, 395, 200	2. 19
日本	株式	関西電力	電気・ガ ス業	222, 500	1, 597. 50	355, 443, 750	1, 755. 00	390, 487, 500	2. 18
日本	株式	大東建託	不動産業	23, 800	15, 155. 00	360, 689, 000	15, 860. 00	377, 468, 000	2. 11
日本	株式	安藤・間	建設業	257, 400	1, 311. 00	337, 451, 400	1, 424. 00	366, 537, 600	2.05

日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	60, 300	5, 469. 00	329, 780, 700	5, 991. 00	361, 257, 300 2. 02
日本	株式	ТОКАІホー	卸売業	359, 300	948.00	340, 616, 400	1,001.00	359, 659, 300 2. 01
		ルディングス						
日本	株式	みずほフィナン	銀行業	95, 500	3, 426. 21	327, 202, 677	3, 580. 00	341, 890, 000 1. 91
		シャルグループ						
日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	111,000	2, 907. 00	322, 677, 000	3, 010. 00	334, 110, 000 1. 87
日本	株式	日本新薬	医薬品	88, 700	3, 405. 00	302, 023, 500	3, 677. 00	326, 149, 900 1. 82
日本	株式	丸井グループ	小売業	113, 800	2, 679. 00	304, 870, 200	2, 828. 50	321, 883, 300 1.80
日本	株式	飯田グループホ	不動産業	142, 600	2, 165. 50	308, 800, 300	2, 256. 50	321, 776, 900 1.80
		ールディングス						
日本	株式	センコーグルー	陸運業	171, 900	1, 425. 00	244, 957, 500	1, 697. 00	291, 714, 300 1. 63
		プホールディン						
		グス						
日本	株式	アマノ	機械	66, 500	3, 610. 00	240, 065, 000	4, 161. 00	276, 706, 500 1. 55
日本	株式	日本冶金工業	鉄鋼	65, 000	3, 665. 00	238, 225, 000	4, 050. 00	263, 250, 000 1. 47
日本	株式	キャリアリンク	サービス	122, 500	2, 020. 00	247, 450, 000	2, 148. 00	263, 130, 000 1. 47
			業					

ロ 種類別・業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式(国内)	水産・農林業	2.53
No. 7 (E1 1)	建設業	14. 26
	化学	1. 20
	医薬品	1.82
	ゴム製品	6. 02
	鉄鋼	4. 36
	<u> </u>	2.83
	機械	1. 82
	電気機器	6. 89
	輸送用機器	9. 16
	その他製品	0.99
	電気・ガス業	5. 65
	陸運業	6. 13
	倉庫・運輸関連業	2. 19
	情報・通信業	0. 33
	卸売業	4. 08
	小売業	1. 97
	銀行業	5. 52
	その他金融業	1.51
	不動産業	13. 42
	サービス業	3.38
合 計		96.06

世界REITマザーファンド

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

		i				-	2025年4月3	0 11 7012
国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
イギリス	投資証 券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	154, 110	346.06	53, 331, 921	365. 56	56, 335, 707	5. 33
アメリカ	投資証 券	EQUINIX INC	462	118, 482. 80	54, 739, 052	121, 419. 74	56, 095, 920	5. 31
フランス	投資証 券	KLEPIERRE	10, 166	5, 030. 51	51, 140, 199	5, 079. 16	51, 634, 785	4. 89
オースト ラリア	投資証 券	GOODMAN GROUP	17, 909	2, 875. 25	51, 492, 773	2, 676. 04	47, 925, 257	4. 54
アメリカ	投資証 券	SIMON PROPERTY GROUP INC	2, 017	24, 015. 92	48, 440, 103	22, 354. 98	45, 089, 986	4. 27
アメリカ	投資証 券	WELLTOWER INC	2, 067	21, 253. 46	43, 930, 903	21, 596. 50	44, 639, 972	4. 23
イギリス	投資証 券	LAND SECURITIES GROUP PLC	32, 079	1, 042. 40	33, 439, 018	1, 122. 65	36, 013, 608	3. 41
イギリス	投資証 券	UNITE GROUP PLC/THE	18, 400	1, 544. 96	28, 427, 312	1, 664. 39	30, 624, 847	2. 90
アメリカ	投資証 券	EXTRA SPACE STORAGE INC	1, 516	20, 755. 34	31, 465, 096	20, 163. 68	30, 568, 131	2. 89
日本	投資証 券	日本都市ファン ド投資法人	318	95, 566. 47	30, 390, 139	95, 100. 00	30, 241, 800	2. 86
オースト ラリア	投資証 券	STOCKLAND	56, 838	462. 28	26, 275, 157	493. 00	28, 021, 315	2. 65
オースト ラリア	投資証 券	SCENTRE GROUP	85, 773	315. 63	27, 072, 634	323. 82	27, 774, 807	2. 63
アメリカ	投資証 券	REALTY INCOME CORP	3, 315	8, 063. 76	26, 731, 361	8, 180. 67	27, 118, 909	2. 57
日本	投資証 券	オリックス不動 産投資法人	144	178, 604. 15	25, 718, 997	179, 800. 00	25, 891, 200	2. 45
香港	投資証 券	LINK REIT	36, 733	676. 93	24, 865, 834	660. 40	24, 258, 528	2. 30
シンガポ ール	投資証 券	CAPITALAND ASCENDAS REIT	73, 509	285. 00	20, 950, 052	288. 72	21, 223, 334	2. 01
イギリス	投資証 券	TRITAX BIG BOX REIT PLC	74, 086	270. 01	20, 003, 971	271. 73	20, 131, 386	1. 91
イギリス	投資証 券	BIG YELLOW GROUP PLC	10, 268	1, 771. 40	18, 188, 779	1, 895. 61	19, 464, 152	1.84
アメリカ	投資証 券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1, 926	9, 613. 45	18, 515, 511	9, 094. 54	17, 516, 084	1. 66
ベルギー	投資証 券	MONTEA NV	1, 668	10, 346. 45	17, 257, 871	10, 156. 71	16, 941, 387	1.60
シンガポ ール	投資証 券	KEPPEL DC REIT	74, 700	234. 30	17, 502, 207	226. 62	16, 928, 215	1. 60

オランダ	投資証 券	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	4, 145	4, 046. 14	16, 771, 256	4, 078. 58	16, 905, 695	1. 60
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	78, 509	196. 87	15, 456, 321	202. 84	15, 924, 828	1. 51
アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	1, 533	10, 365. 44	15, 890, 217	10, 243. 65	15, 703, 522	1. 49
日本	投資証 券	ラサールロジポ ート投資法人	115	141, 800. 00	16, 307, 000	136, 100. 00	15, 651, 500	1. 48
日本	投資証 券	KDX不動産投 資法人	105	150, 400. 00	15, 792, 000	148, 600. 00	15, 603, 000	1. 48
フランス	投資証 券	CARMILA	5, 012	2, 863. 92	14, 353, 978	3, 011. 50	15, 093, 622	1. 43
アメリカ	投資証 券	ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	3, 189	4, 613. 52	14, 712, 522	4, 552. 26	14, 517, 157	1. 37
シンガポール	投資証 券	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	60, 200	229. 88	13, 839, 046	235. 33	14, 166, 986	1. 34
フランス	投資証 券	UNIBAIL- RODAMCO- WESTFIELD	1, 178	12, 529. 25	14, 759, 461	11, 932. 47	14, 056, 448	1. 33

口 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率(%)
投資証券	98. 82
合 計	98. 82

グローバル好配当株マザーファンド イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

								2020 T 1 71 30 F	. /
国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
フランス	株式	TOTALENERGIES	エネルギ	376, 000	8, 916. 11	3, 352, 456, 081	8, 489. 60	3, 192, 089, 412	5.06
		SE	<u> </u>						
ケイマン	株式	SITC	運輸	6, 300, 000	371.07	2, 337, 715, 261	383. 93	2, 418, 777, 900	3.83
諸島		INTERNATIONAL							
		HOLDINGS							
シンガポ	株式	DBS GROUP	銀行	470,000	4, 772. 48	2, 243, 063, 345	4, 584. 62	2, 154, 769, 520	3. 41
ール		HOLDINGS LTD							
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギ	107, 100	21, 327. 05	2, 284, 126, 658	19, 860. 00	2, 127, 006, 107	3. 37
			<u> </u>						
台湾	株式	TAIWAN	半導体・	529, 131	5, 000. 70	2, 646, 026, 449	3, 991. 71	2, 112, 137, 927	3. 35
		SEMICONDUCTOR	半導体製						
		MANUFAC	造装置						
オースト	株式	BAWAG GROUP AG	銀行	130,000	11, 927. 60	1, 550, 588, 455	15, 949. 42	2, 073, 424, 535	3. 28
リア									

1	1	T	1				1		
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	53, 000	34, 668. 75	1, 837, 443, 585	34, 875. 47	1, 848, 400, 090	2. 93
ドイツ	株式	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	電気通信 サービス	346, 000	4, 558. 60	1, 577, 275, 150	5, 011. 05	1, 733, 824, 338	2. 75
アメリカ	株式	WILLIAMS COS INC	エネルギ	200, 000	7, 919. 76	1, 583, 952, 700	8, 507. 15	1, 701, 430, 380	2. 70
スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	銀行	850, 000	1, 601. 27	1, 361, 076, 593	2, 001. 18	1, 701, 001, 130	2. 69
スペイン	株式	IBERDROLA SA	公益事業	650, 000	2, 223. 35	1, 445, 177, 955	2, 554. 18	1, 660, 215, 375	2. 63
フランス	株式	SCHNEIDER ELECTRIC SE	資本財	50, 000	41, 037. 12				
スペイン	株式	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	210, 000	7, 676. 47	1, 612, 058, 961	7, 605. 77	1, 597, 212, 330	2. 53
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギ	100, 000	15, 504. 49	1, 550, 448, 750	15, 448. 89	1, 544, 888, 520	2. 45
オーストラリア	株式	BRAMBLES LTD	商業・専 門サービ ス	830, 000	1, 811. 71	1, 503, 721, 137	1, 831. 02	1, 519, 750, 584	2. 41
日本	株式	三菱UF J フィ ナンシャル・グ ループ	銀行業	800, 000	1, 912. 93	1, 530, 346, 837	1, 803. 50	1, 442, 800, 000	2. 29
スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	14, 000	95, 558. 96	1, 337, 825, 447	99, 503. 97	1, 393, 055, 608	2. 21
アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	食品・飲 料・タバ コ	57, 000	17, 308. 00	986, 555, 886	24, 273. 97	1, 383, 616, 187	2. 19
日本	株式	東京海上ホール ディングス	保険業	240, 000	5, 481. 00	1, 315, 440, 000	5, 708. 00	1, 369, 920, 000	2. 17
フランス	株式	BUREAU VERITAS SA	商業・専 門サービ ス	300, 000	4, 370. 97	1, 311, 292, 366	4, 427. 24	1, 328, 172, 300	2. 10
オースト ラリア	株式	COMPUTERSHARE LTD	商業・専 門サービ ス	350, 000	3, 191. 79	1, 117, 125, 240	3, 661. 14	1, 281, 399, 000	2.03
イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	60,000	20, 385. 48	1, 223, 128, 872	20, 289. 94	1, 217, 396, 172	1. 93
アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	金融サー ビス	100, 000	11, 927. 10	1, 192, 709, 611	11, 411. 30	1, 141, 130, 280	1.81
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	200, 000	5, 970. 01	1, 194, 001, 936	5, 701. 37	1, 140, 274, 860	1.81

シンガポ	株式	BOC AVIATION	資本財	1, 050, 000	1, 102. 20	1, 157, 310, 000	1, 073. 73	1, 127, 412, 825	1. 79
ール		LTD							
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	214, 000	4, 765. 00	1, 019, 710, 000	5, 155. 00	1, 103, 170, 000	1. 75
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体·	40,000	32, 597. 20	1, 303, 888, 192	27, 255. 11	1, 090, 204, 276	1. 73
			半導体製						
			造装置						
アメリカ	株式	BOOZ ALLEN	商業・専	60,000	17, 496. 01	1, 049, 760, 588	17, 008. 60	1, 020, 516, 060	1.62
		HAMILTON	門サービ						
		HOLDINGS	ス						
アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY	公益事業	104, 000	10, 041. 21	1, 044, 285, 330	9, 587. 83	997, 134, 580	1. 58
		INC							
日本	株式	信越化学工業	化学	230, 000	5, 200. 00	1, 196, 000, 000	4, 330. 00	995, 900, 000	1. 58

ロ 種類別・業種別投資比率

		2025 年 4 月 30 日現任
種類	業種	投資比率(%)
株式 (国内)	建設業	2. 33
	化学	1. 58
	電気機器	1. 33
	輸送用機器	1.08
	銀行業	2. 29
	保険業	2. 17
	その他金融業	1. 13
株式(外国)	エネルギー	13. 57
	素材	1.65
	資本財	6. 34
	商業・専門サービス	8. 16
	運輸	3.83
	自動車・自動車部品	1.44
	耐久消費財・アパレル	0.43
	消費者サービス	2. 33
	一般消費財・サービス流通・小売り	3. 58
	食品・飲料・タバコ	3.71
	家庭用品・パーソナル用品	1.00
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエ	3. 24
	ンス	
	銀行	15. 46
	金融サービス	1.81
	保険	2.71
	半導体・半導体製造装置	5. 52
	電気通信サービス	2.75
	公益事業	5. 76
投資証券	_	1.52
合 計		96. 71

新興国債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

								2025	年4月30日	現仕
国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
南アフ リカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	1, 394, 000	13, 891. 01	193, 640, 712		190, 176, 774	7. 100	2036/11/19	
	国債	UNITED MEXICAN STATES	1, 280, 000	14, 101. 67	180, 501, 390	14, 250. 30	182, 403, 829	6. 350	2035/02/09	1. 69
	国債 証券	IVORY COAST	1, 220, 000	12, 903. 30	157, 420, 233	12, 399. 03	151, 268, 138	6. 125	2033/06/15	1. 40
メキシコ	社債 券	PETROLEOS MEXICANOS	1, 280, 000	11, 722. 34	150, 046, 000	11, 807. 50	151, 136, 061	5. 950	2031/01/28	1. 40
ブラジ ル		FED REPUBLIC OF BRAZIL	965, 000	13, 792. 22	133, 094, 940	14, 086. 34	135, 933, 216	6.000	2033/10/20	1. 26
エジプ ト	,	ARAB REPUBLIC OF EGYPT	1, 257, 000	11, 216. 69	140, 993, 750	10, 643. 99	133, 794, 967	8. 500	2047/01/31	1. 24
パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA	980, 000	13, 540. 56	132, 697, 440	13, 504. 09	132, 340, 060	6. 400	2035/02/14	1. 23
	国債 証券	REPUBLIC OF INDONESIA	940, 000	13, 576. 16	127, 615, 903	13, 703. 40	128, 811, 966	5. 250	2042/01/17	1. 20
ペルー	国債 証券	REPUBLIC OF PERU	905, 000	13, 921. 49	125, 989, 501	14, 073. 65	127, 366, 577	5. 375	2035/02/08	1. 18
アルゼ ンチン	国債 証券	REPUBLIC OF ARGENTINA	1, 260, 046	9, 223. 95	116, 225, 975	10, 026. 81	126, 342, 358	5. 000	2038/01/09	1. 17
ドミニ カ共和 国		DOMINICAN REPUBLIC	925, 000	13, 177. 75	121, 894, 142	13, 289. 66	122, 929, 378	4. 500	2030/01/30	1. 14
インド		EXPORT-IMPORT BK INDIA	925, 000	13, 034. 89	120, 572, 732	13, 253. 73	122, 597, 047	3. 250	2030/01/15	1. 14
アルゼ ンチン		REPUBLIC OF ARGENTINA	1, 035, 000	11, 069. 49	114, 569, 207	11, 555. 30	119, 597, 339	1. 000	2029/07/09	1. 11
カター ル	国債 証券	STATE OF QATAR	900, 000	13, 269. 70	119, 427, 324	12, 938. 23	116, 444, 047	4. 817	2049/03/14	1.08
オマー ン	国債 証券	OMAN GOV INTERNTL BOND	750, 000	14, 352. 09	107, 640, 706	14, 449. 61	108, 372, 090	5. 625	2028/01/17	1. 01
ブラジ ル		FED REPUBLIC OF BRAZIL	740, 000	14, 153. 54	104, 736, 199	14, 257. 71	105, 507, 075	6. 625	2035/03/15	0. 98
ビア	国債 証券	REPUBLIC OF COLOMBIA		11, 524. 08	103, 716, 681	11, 287. 84	101, 590, 534		2041/01/18	
ネシア	国債 証券	REPUBLIC OF INDONESIA		13, 076. 52	104, 612, 163		100, 960, 090		2043/04/15	
タイ	社債 券	BANGKOK BANK PCL	750, 000	12, 321. 43	92, 410, 737	12, 551. 01	94, 132, 555	3. 466	2036/09/23	0.87
メキシ	社債	PETROLEOS	662, 000	14, 473. 42	95, 814, 048	13, 997. 67	92, 664, 543	8.750	2029/06/02	0.86

T	st.									
コ	券	MEXICANOS								
スリラ	国債	REPUBLIC OF	959, 860	10, 186. 15	97, 772, 825	9, 328. 21	89, 537, 776	0.000	2035/06/15	0.83
ンカ	証券	SRI LANKA								
セルビ	国債	REPUBLIC OF	600,000	14, 727. 05	88, 362, 319	14, 745. 02	88, 470, 102	6.500	2033/09/26	0.82
ア	証券	SERBIA								
サウジ	社債	SAUDI ARABIAN	700, 000	12, 386. 77	86, 707, 367	12, 288. 54	86, 019, 752	4. 250	2039/04/16	0.80
アラビ	券	OIL CO								
ア										
エクア	国債	REPUBLIC OF	955, 000	7, 952. 98	75, 950, 981	8, 762. 35	83, 680, 463	5. 500	2035/07/31	0.78
ドル	証券	ECUADOR								
メキシ	国債	UNITED	560, 000	14, 484. 60	81, 113, 775	14, 541. 14	81, 430, 395	6.875	2037/05/13	0.76
コ	証券	MEXICAN								
		STATES								
ケイマ	社債	KINGSTON	565, 000	14, 441. 20	81, 592, 782	14, 085. 92	79, 585, 425	6.750	2036/12/15	0.74
ン諸島	券	AIRPORT REV								
		FIN								
パラグ	国債	REPUBLIC OF	650, 000	12, 489. 42	81, 181, 211	12, 187. 74	79, 220, 303	5. 400	2050/03/30	0.74
アイ	証券	PARAGUAY								
ガーナ	国債	REPUBLIC OF	800, 000	9, 263. 16	74, 105, 298	9, 797. 41	78, 379, 281	5.000	2035/07/03	0.73
	証券	GHANA								
エルサ	国債	REPUBLIC OF	550, 000	12, 989. 57	71, 442, 625	13, 626. 84	74, 947, 623	7. 650	2035/06/15	0.70
ルバド	証券	EL SALVADOR								
ル										
バーレ	国債	KINGDOM OF	500, 000	14, 760. 13	73, 800, 647	14, 586. 76	72, 933, 822	7.000	2028/10/12	0.68
ーン	証券	BAHRAIN								

口 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	64. 81
特殊債券	1.74
社債券	27. 23
合 計	93. 78

欧州債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄 (上位 30 銘柄)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	利率 (%)		投資 比率 (%)
フラン		FRANCE OAT.	191,000	15, 648. 43	29, 888, 505	16, 014. 29	30, 587, 289	3. 000	2034/11/25	3. 96
ス	証券									
スペイ	国債	BONOS Y OBLIG	175, 000	15, 214. 47	26, 625, 313	15, 541. 24	27, 197, 165	2. 350	2033/07/30	3. 52
ン	証券	DEL ESTADO								
ハンガ	特殊	HUNGARIAN	168, 000	15, 679. 89	26, 342, 220	15, 773. 14	26, 498, 876	0. 375	2026/06/09	3. 43
リー	債券	DEVELOPMENT BA								
オラン	国債	NETHERLANDS	175, 000	14, 773. 85	25, 854, 236	15, 030. 73	26, 303, 771	0. 250	2029/07/15	3. 41
ダ	証券	GOVERNMENT								

1		T			Т	1	Т		
イタリ	国債	BUONI	137, 000	17, 352. 84	23, 773, 388	17, 516. 79	23, 998, 005	4. 750 2028/09/01	3. 11
ア	証券	POLIENNALI DEL							
		TES							
フラン	国債	FRANCE OAT.	124,000	16, 285. 44	20, 193, 940	16, 497. 72	20, 457, 168	2. 750 2029/02/25	2.65
ス	証券								
イタリ	国債	BUONI	116, 000	17, 082. 01	19, 815, 137	17, 587. 50	20, 401, 498	4. 750 2044/09/01	2.64
	証券	POLIENNALI DEL							
		TES							
イタリ	国債	BUONI	118, 000	16, 360. 52	19, 305, 414	16, 676, 43	19, 678, 184	3. 450 2031/07/15	2, 55
		POLIENNALI DEL	,	,		,	,,		
ĺ	H112.73	TES							
イタリ	国債	BUONI	138 000	13, 720. 23	18, 933, 918	14 054 46	19, 395, 159	0. 950 2032/06/01	2 51
		POLIENNALI DEL	100,000	10, 120.20	10, 500, 510	11, 001. 10	13, 030, 103	0. 500 2002, 00, 01	2.01
	皿分	TES							
ベルギ	国唐	BELGIUM	100,000	18, 546. 09	18, 546, 085	18 062 38	18, 962, 375	5. 000 2035/03/28	2 46
		KINGDOM	100,000	10, 540. 05	10, 540, 005	10, 902. 30	10, 902, 575	3. 000 2033/ 03/ 20	2.40
		POLAND	471, 000	3, 861. 65	18, 188, 392	4, 019. 46	18, 931, 663	6. 000 2033/10/25	9 45
	国俱 証券	GOVERNMENT	471,000	3, 001. 05	10, 188, 392	4, 019. 40	10, 931, 003	0. 000/2033/10/25	2.45
> r	証 分								
7-1	日本	BOND	202 202		17, 500, 004	7 000 00	10 000 000	0.7500050/05/05	0.07
	国債	FRANCE OAT.	232, 000	7, 577. 72	17, 580, 304	7, 888. 92	18, 302, 298	0. 750 2052/05/25	2.37
	証券								
		UK GILT	107, 000	16, 622. 54	17, 786, 114	16, 822. 42	17, 999, 986	4. 250 2046/12/07	2. 33
	証券								
	国債	REPUBLIC OF	118, 000	14, 651. 41	17, 288, 664	14, 879. 58	17, 557, 909	0.500 2029/06/19	2. 28
	証券	LITHUANIA							
	社債	MBANK SA	100, 000	17, 294. 78	17, 294, 781	17, 254. 40	17, 254, 401	8. 375 2027/09/11	2. 24
	券								
フィン	国債	FINNISH	114, 000	14, 809. 69	16, 883, 045	15, 053. 43	17, 160, 910	0. 500 2029/09/15	2. 22
ランド	証券	GOVERNMENT							
チェコ	社債	CESKA	100,000	17, 034. 99	17, 034, 985	17, 016. 34	17, 016, 335	4. 824 2030/01/15	2. 20
	券	SPORITELNA AS							
チリ	国債	REPUBLIC OF	105, 000	16, 123. 43	16, 929, 599	16, 153. 59	16, 961, 271	1. 750 2026/01/20	2.20
	証券	CHILE							
アイス	社債	ISLANDSBANKI	100,000	16, 782. 16	16, 782, 162	16, 855. 79	16, 855, 787	4. 625 2028/03/27	2. 18
ランド	券								
イギリ	国債	UK GILT	194, 000	8, 333. 43	16, 166, 863	8, 436. 62	16, 367, 049	1. 250 2051/07/31	2. 12
ス	証券								
スロヴ	社債	NOVA KREDITNA	100, 000	16, 393. 44	16, 393, 440	16, 337. 33	16, 337, 330	7. 375 2026/06/29	2. 12
エニア	券	BANKA MARI							
	国債	KINGDOM OF	100, 000	16, 099. 59	16, 099, 588	16, 121. 81	16, 121, 806	4. 750 2035/04/02	2. 09
	証券	MOROCCO							
	国債	REPUBLIC OF	95, 000	15, 987. 69	15, 188, 307	16, 301. 81	15, 486, 724	2. 900 2034/02/20	2.01
	証券	AUSTRIA	ŕ						
	国債	BUONI	92,000	16, 648. 53	15, 316, 651	16, 768. 22	15, 426, 758	3. 500 2031/02/15	2.00
		POLIENNALI DEL	, •	,	, =,=31	, 	, -, 130		
		TES							
イスラ	国債	STATE OF	101.000	15, 147. 65	15, 299, 127	15, 235, 55	15, 387, 902	1. 500 2029/01/16	1, 99
	証券	ISRAEL	101, 000	, 111.00	10, 200, 121	10, 200. 00	10, 001, 002	1. 555 2520/ 51/ 10	1.00
		REPUBLIC OF	88 000	16, 823. 19	14, 804, 408	17 070 19	15 021 755	3. 450 2030/10/20	1 05
√ - √	国俱	REPUBLIC OF	ŏŏ, UUU	10, 8∠3. 19	14, 804, 408	11,010.18	15, 021, 755	a. 400/20a0/10/20	1. 95

トリア	証券	AUSTRIA								
イタリ	国債	BUONI	78, 000	17, 079. 10	13, 321, 694	17, 456. 14	13, 615, 789	4. 350	2033/11/01	1. 76
ア	証券	POLIENNALI DEL								
		TES								
セルビ	国債	REPUBLIC OF	100, 000	12, 703. 42	12, 703, 424	12, 908. 89	12, 908, 894	1. 650	2033/03/03	1. 67
ア	証券	SERBIA								
ポーラ	国債	REPUBLIC OF	78, 000	16, 180. 35	12, 620, 672	16, 409. 50	12, 799, 406	3. 125	2031/10/22	1.66
ンド	証券	POLAND								
イギリ	国債	UK GILT	85, 000	14, 773. 93	12, 557, 842	14, 914. 19	12, 677, 063	3. 750	2053/10/22	1.64
ス	証券									

口 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	84. 66
特殊債券	4. 35
社債券	8.74
合 計	97. 75

アジア・オセアニア債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価	帳簿価額	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
国際機		INT BK RECON	1, 700, 000	8, 356. 04	142, 052, 612	8, 399. 55	142, 792, 409	2.875	2026/11/30	19. 35
関	債券	& DEVELOP								
シンガ	国債	SINGAPORE	770, 000	10, 835. 08	83, 430, 096	10, 888. 35	83, 840, 326	2. 125	2026/06/01	11. 36
ポール	証券	GOVERNMENT								
オース	国債	AUSTRALIAN	800, 000	8, 682. 31	69, 458, 511	8, 817. 57	70, 540, 571	2. 250	2028/05/21	9. 56
トラリ	証券	GOVERNMENT								
ア										
国際機	特殊	INTL FINANCE	900, 000	7, 567. 42	68, 106, 754	7, 740. 70	69, 666, 264	1. 250	2031/02/06	9. 44
関	債券	CORP								
マレー	国債	MALAYSIAN	1, 900, 000	3, 328. 90	63, 249, 067	3, 339. 08	63, 442, 551	3. 892	2027/03/15	8.60
シア	証券	GOVERNMENT								
マレー	国債	MALAYSIAN	1, 900, 000	3, 334. 01	63, 346, 122	3, 334. 70	63, 359, 272	4. 392	2026/04/15	8. 59
シア	証券	GOVERNMENT								
香港	国債	HONG KONG	2, 900, 000	1, 830. 86	53, 095, 068	1, 832. 35	53, 138, 219	2. 390	2025/08/20	7. 20
	証券	GOVERNMENT								
ニュー	国債	NEW ZEALAND	630, 000	7, 218. 41	45, 475, 998	7, 324. 54	46, 144, 630	1. 500	2031/05/15	6. 25
ジーラ	証券	GOVERNMENT								
ンド										
国際機	特殊	INTL FINANCE	500, 000	8, 711. 51	43, 557, 560	8, 868. 78	44, 343, 909	3. 150	2029/06/26	6. 01
関		CORP		•						
香港		HONG KONG	2, 100, 000	1, 777. 50	37, 327, 490	1, 807. 99	37, 967, 869	2. 240	2029/08/27	5. 15
		GOVERNMENT	, , ,	,	, , , == :		, , , ,		, , ,	
韓国		KOREA	140, 000, 000	9. 94	13, 918, 424	9. 96	13, 947, 713	1. 125	2025/09/10	1.89

|--|

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	58. 60
特殊債券	34. 80
合 計	93. 40

コモディティ・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2025年4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額(円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
イギリ ス	1200	BCOM/UBS 10/20/25	2, 200, 000	14, 214. 23	312, 713, 038	13, 819. 31	304, 024, 822	4. 990	2025/10/20	89. 26

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

口 種類別投資比率

2025年4月30日現在

種類	投資比率(%)
社債券	89. 26
合 計	89. 26

②投資不動産物件

日本好配当株マザーファンド 該当事項はありません。

世界REITマザーファンド 該当事項はありません。

グローバル好配当株マザーファンド 該当事項はありません。

新興国債券マザーファンド 該当事項はありません。

欧州債券マザーファンド 該当事項はありません。

アジア・オセアニア債券マザーファンド 該当事項はありません。 コモディティ・マザーファンド 該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの 日本好配当株マザーファンド

2025年4月30日現在

種類	国/地域	取引所等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数	日本	大阪取引	ТОРІХ	買建	16	日本・円	389, 360, 000	426, 320, 000	2. 38
先物取引		所	先物 0706						
			月 2025年						
			6月						

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

世界REITマザーファンド 該当事項はありません。

グローバル好配当株マザーファンド 該当事項はありません。

新興国債券マザーファンド

2025年4月30日現在

									20	25 年 4 月 30	口児任
種類	国/地域	取引 所 等	名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	簿価 (円)	評価額	時価 (円)	投資 比率 (%)
債券先	アメ	シカ	US UL	買建	22	アメリ	2, 676, 593. 74	381, 601, 969	2, 678, 500. 00	381, 873, 745	3. 55
物取引	リカ	ゴ取	TRA B			カ・ドル					
		引所	OND C								
			вт ји								
			N 2 5 2025								
			年6月								
	ドイ	ΕU	EURO-	売建	6	ユーロ	786, 114. 00	127, 484, 107	788, 340. 00	127, 845, 097	△1. 19
	ツ	RΕ	BUND								
		X	FUTUR								
			E JUN								
			2 5 2025年								
			6月								
	アメ	シカ	US 10	売建	36	アメリ	4, 003, 110. 45	570, 723, 456	4, 037, 625. 00	575, 644, 196	$\triangle 5.35$
	リカ	ゴ取	YR NO			カ・ドル					
		引所	TE (C								
			BT) J								
			UN 2 5								
			2025年6月								

(注) 主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	買建/	数量	簿価	時価	投資

		売建		(円)	(円)	比率
						(%)
為替予約	アメリカ・ドル	買建	3, 803, 369. 72	549, 638, 442	537, 735, 861	4. 99
取引	ユーロ	買建	432, 907. 51	70, 049, 981	70, 001, 556	0.65
	ユーロ	売建	2, 478, 088. 64	400, 113, 442	400, 385, 638	△3.72
	アメリカ・ドル	売建	479, 786. 59	70, 049, 981	67, 961, 416	△0. 63

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

欧州債券マザーファンド

2025年4月30日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
為替予約	ユーロ	買建	287, 032. 06	46, 651, 263	46, 367, 932	6.01
取引	イギリス・ポンド	買建	175, 349. 24	32, 893, 267	33, 225, 173	4.31
	ポーランド・ズロチ	買建	310, 720. 16	11, 867, 240	11, 755, 382	1.52
	イスラエル・シュケル	買建	183, 000. 00	7, 067, 163	7, 160, 991	0. 93
	デンマーク・クローネ	買建	104, 569. 35	2, 253, 515	2, 270, 096	0. 29
	ノルウェー・クローネ	買建	93, 683. 18	1, 276, 790	1, 282, 710	0. 17
	チェコ・コルナ	買建	73, 500. 00	474, 030	474, 765	0.06
	ユーロ	売建	345, 998. 18	55, 832, 005	55, 935, 504	△7. 25
	チェコ・コルナ	売建	2, 886, 307. 46	18, 587, 820	18, 643, 814	△2. 42
	ルーマニア・レイ	売建	470, 000. 00	15, 237, 400	15, 112, 991	△1.96
	スウェーデン・クローナ	売建	871, 334. 50	12, 826, 043	12, 825, 433	△1. 66

(注) 日本における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

アジア・オセアニア債券マザーファンド 該当事項はありません。

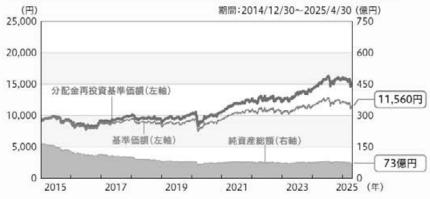
コモディティ・マザーファンド 該当事項はありません。

≪参考情報≫

基準日:2025年4月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



- ※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
- ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して 計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2025年 3月	30円
2025年 1月	30円
2024年11月	300円
2024年 9月	30円
2024年 7月	30円
直近1年間累計	720円
設定来累計	4,370円

※分配金は1万□当たり、税引前です。 ※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

■グローバル資産分散オープン

資産別構成

資産の種類	国-地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	74.62
投資証券	ルクセンブルグ	24.78
現金・預金・その他の前	資産(負債控除後)	0.60
合計(純資產	全総額)	100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国•地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	世界REITマザーファンド	14.55
日本	親投資信託受益証券	グローバル好配当株マザーファンド	14.55
日本	親投資信託受益証券	欧州債券マザーファンド	10.63
日本	親投資信託受益証券	日本好配当株マザーファンド	10.32
日本	親投資信託受益証券	アジア・オセアニア債券マザーファンド	10.17
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - U.S. Aggregate Bond Fund Jdm	10.04
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - Global High Yield Bond Fund Jdm	9.96
日本	親投資信託受益証券	新興国債券マザーファンド	9.72
ルクセンブルグ	投資証券	T.Rowe Price Funds SICAV - Emerging Markets Equity Fund Jdq	4.78
日本	親投資信託受益証券	コモディティ・マザーファンド	4.69

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

▶投資対象とする投資信託の現況

□ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド (Jdmクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む 「ティー・ロウ・プライス・ファンズ SICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンド」 の主要投資 銘柄 (上位5銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国·地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
カナダ	ROGERS COMMUNICATIONS	3.800	2032/03/15	0.3
アメリカ	ICON INVESTMENTS SIX DAC	5.849	2029/05/08	0.3
フランス	ENGIE	5.625	2034/04/10	0.3
アメリカ	ABBVIE	5.050	2034/03/15	0.3
アメリカ	BROOKLYN UNION GAS	4.866	2032/08/05	0.3

[※]国債および政府機関債を除いています。

■欧州債券マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国•地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
フランス	国債証券	FRANCE OAT.	3.000	2034/11/25	3.96
スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	2.350	2033/07/30	3.52
ハンガリー	特殊債券	HUNGARIAN DEVELOPMENT BA	0.375	2026/06/09	3.43
オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	0.250	2029/07/15	3.41
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	4.750	2028/09/01	3.11

[※]比率は、欧州債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■アジア・オセアニア債券マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国•地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
国際機関	特殊債券	INT BK RECON & DEVELOP	2.875	2026/11/30	19.35
シンガポール	国債証券	SINGAPORE GOVERNMENT	2.125	2026/06/01	11.36
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2.250	2028/05/21	9.56
国際機関	特殊債券	INTL FINANCE CORP	1.250	2031/02/06	9.44
マレーシア	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3.892	2027/03/15	8.60

[※]比率は、アジア・オセアニア債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■新興国債券マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国•地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
南アフリカ	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	7.100	2036/11/19	1.77
メキシコ	国債証券	UNITED MEXICAN STATES	6.350	2035/02/09	1.69
コートジボアール	国債証券	IVORY COAST	6.125	2033/06/15	1.40
メキシコ	社債券	PETROLEOS MEXICANOS	5.950	2031/01/28	1.40
ブラジル	国債証券	FED REPUBLIC OF BRAZIL	6.000	2033/10/20	1.26

楽比率は、新興国債券マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

^{*}比率は、ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-USアグリゲート・ボンド・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。 *ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

□ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAVーグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (Jdmクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」の主要投資銘柄(上位5銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国-地域	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
アメリカ	Cloud Software Group	9.000	2029/09/30	1.6
アメリカ	Panther Escrow Issuer Llc	7.125	2031/06/01	1.2
アメリカ	Ukg	6.875	2031/02/01	1.0
アメリカ	1261229 Bc	10.000	2032/04/15	0.9
アメリカ	Venture Global Lng	9.000	-	0.9

[※]国債および政府機関債を除いています。

- ※償還期限は、償還日の定めのない永久債の場合、「一」と記載しています。
- ※比率は、ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
- ※ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

■日本好配当株マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国·地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	5.14
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	4.35
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4.02
日本	株式	TOYO TIRE	ゴム製品	4.00
日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	3.89

[※]比率は、日本好配当株マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■グローバル好配当株マザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国•地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	5.06
ケイマン諸島	株式	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	運輸	3.83
シンガポール	株式	DBS GROUP HOLDINGS LTD	銀行	3.41
アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	3.37
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体·半導体製造装置	3.35

[※]比率は、グローバル好配当株マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド (Jdgクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンド」の主要投資銘柄 (上位5銘柄) は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国-地域	銘柄名	業種
台湾	Taiwan Semiconductor Manufacturing	情報技術
中国	Tencent Holdings	コミュニケーション・サービス
韓国	Samsung Electronics	情報技術
中国	Alibaba Group Holding	一般消費財・サービス
インド	Kotak Mahindra Bank	金融

**比率は、ティー・ロウ・プライス・ファンズSICAV-エマージング・マーケッツ・エクイティ・ファンドの開示基準により、非開示となります。
**ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドから入手した情報を基に委託会社作成

■世界REITマザーファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国•地域	種類	銘柄名	比率(%)
イギリス	投資証券	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	5.33
アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	5.31
フランス	投資証券	KLEPIERRE	4.89
オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	4.54
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	4.27

[※]比率は、世界REITマザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

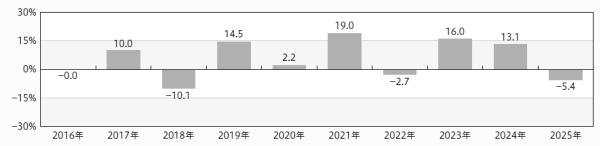
□コモディティ・マザ*─*ファンド

主要投資銘柄(上位5銘柄)

国•地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
イギリス	社債券	BCOM/UBS 10/20/25	4.990	2025/10/20	89.26

[※]比率は、コモディティ・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



[※]収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

^{※「}主要投資銘柄(上位5銘柄)」は組入有価証券が5銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

^{※2025}年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

[※]ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申 込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを 当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込 みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。) を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

口 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ申込手数料

原則として、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に、3.3%(税抜き3.0%)を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

卜 払込期日

取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に申込手数料および当該

手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンドロ座に払い込まれます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求(一部解約の実行請求)により換金することができます。お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社 所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異な る場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- 一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- 一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、組入投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格(基準価額)で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。 投資対象とする親投資信託受益証券は、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<マザーファンドの主要投資対象の評価方法>

主要投資対象	有価証券等の評価方法	
株式、投資証券、債券等	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の最終相場 で評価します。	

	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	原則として、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売
	気配相場を除く。)、価格情報会社の提供する価額または業界
	団体が公表する売買参考統計値等で評価します。
士相 ニリバニ ・ ブ 取引	原則として、金融商品取引所、外国金融商品市場の発表する清算値
市場デリバティブ取引	段または最終相場で評価します。

※国内で取引される資産については原則として基準価額計算日の値、外国で取引される資産については 原則として基準価額計算日に知りうる直近の日の値で評価します。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「メイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時~午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2007 年 5 月 22 日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4)【計算期間】

毎年1月28日から3月27日まで、3月28日から5月27日まで、5月28日から7月27日まで、7月28日から9月27日まで、9月28日から11月27日まで、および11月28日から翌年1月27日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が 30 億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記 a の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべ ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記 b の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超える ときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記 c \sim e までの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記 c の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託 契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに 関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と 受託会社との間において存続します。

- (二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
 - a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその 任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託 会社の解任を請求することができます。
 - b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
 - c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終 了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(口) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ハ 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官 庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、 当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二) 上記 (ハ) の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ) の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かっ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

へ 投資顧問会社 (運用の委託先) との契約の更改等

- (イ) 委託会社とティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間の運用委託契約には期限の定めがありません。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社とティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの合意により変更されることがあります。
- (ロ) 委託会社とシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーとの間で締結される投資一任契約(運用委託契約)は、当事者のいずれからも何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。投資一任契約の内容は、必要に応じて、委託会社とシービーアールイー・インベストメントマネジメント・リステッドリアルアセッツ・エルエルシーとの合意により変更されることがあります。
- ト 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・ 承継されることがあります。

チ公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.smd-am.co.jp

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、 日本経済新聞に掲載します。

リ 運用報告書(運用状況に係る情報)

委託会社は6ヵ月毎の決算時*および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれ かの方法で提供されます。 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(https://www.smd-am.co.jp)に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

*原則として3月、9月の各決算時とします。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当 ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、 累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した 受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

口 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日 (原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を 失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハー部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金 (解約) 手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託 約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。 異議を申し立てた 受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定 36 期 (2024 年 9 月 28 日から 2025 年 3 月 27 日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月11日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル資産分散オープンの2024年9月28日から2025年3月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル資産分散オープンの 2025 年 3 月 27 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計 事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【グローバル資産分散オープン】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	特定 35 期 (2024 年 9 月 27 日現在)	特定 36 期 (2025 年 3 月 27 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2, 407, 085	2, 490, 613
金銭信託	593, 143	605, 183
コール・ローン	117, 708, 960	82, 675, 336
投資証券	1, 896, 487, 604	1, 902, 171, 562
親投資信託受益証券	5, 902, 653, 645	5, 672, 340, 386
未収入金		50, 000, 000
流動資産合計	7, 919, 850, 437	7, 710, 283, 080
資産合計	7, 919, 850, 437	7, 710, 283, 080
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	19, 177, 259	19, 084, 422
未払解約金	1, 999	4, 027, 469
未払受託者報酬	553, 722	543, 577
未払委託者報酬	19, 381, 005	19, 025, 658
その他未払費用	197, 368	190, 881
流動負債合計	39, 311, 353	42, 872, 007
負債合計	39, 311, 353	42, 872, 007
純資産の部		
元本等		
元本	6, 392, 419, 785	6, 361, 474, 057
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1, 488, 119, 299	1, 305, 937, 016
(分配準備積立金)	1, 726, 628, 910	1, 561, 885, 188
元本等合計	7, 880, 539, 084	7, 667, 411, 073
純資産合計	7, 880, 539, 084	7, 667, 411, 073
負債純資産合計	7, 919, 850, 437	7, 710, 283, 080

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	特定 35 期 自 2024 年 3 月 28 日 至 2024 年 9 月 27 日	特定 36 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日
営業収益		
受取配当金	48, 571, 506	46, 670, 548
受取利息	49, 577	118, 083
有価証券売買等損益	384, 607, 355	194, 463
為替差損益	△73, 967, 661	68, 589, 216
営業収益合計	359, 260, 777	115, 572, 310
営業費用		
受託者報酬	1, 755, 208	1, 697, 475
委託者報酬	61, 433, 981	59, 413, 110
その他費用	203, 941	191, 290
営業費用合計	63, 393, 130	61, 301, 875
営業利益又は営業損失(△)	295, 867, 647	54, 270, 435
経常利益又は経常損失(△)	295, 867, 647	54, 270, 435
当期純利益又は当期純損失(△)	295, 867, 647	54, 270, 435
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	1, 032, 837	$\triangle 415, 250$
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1, 443, 037, 347	1, 488, 119, 299
剰余金増加額又は欠損金減少額	17, 079, 635	16, 991, 084
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	17, 079, 635	16, 991, 084
剰余金減少額又は欠損金増加額	35, 820, 293	24, 527, 624
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	35, 820, 293	24, 527, 624
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	_
分配金	231, 012, 200	229, 331, 428
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1, 488, 119, 299	1, 305, 937, 016

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

<u> </u>	4五日万里(711111)			
		特定 36 期		
	項目	自 2024年9月28日		
		至 2025年3月27日		
1.	有価証券の評価基準及び評	投資証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時		
	価方法	価で評価しております。		
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券		
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の		
		最終相場に基づいて評価しております。		
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券		
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業		
		者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提		
		供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。		
		(3) 時価が入手できなかった有価証券		
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した		
		場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価		
	額により評価しております。			
2.	デリバティブの評価基準及	為替予約取引		
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、		
		原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。		
3.	その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理		
	の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理して		
		おります。		
		40 9 & 7 0		

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	特定 35 期 (2024 年 9 月 27 日現在)	特定 36 期 (2025 年 3 月 27 日現在)
		(2024 平 9 月 21 日 51 任)	(2025 平 5 月 21 日先任)
1.	当特定期間の末日における	6, 392, 419, 785 □	6, 361, 474, 057 □
	受益権の総数		
2.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.2328円	1 口当たり純資産額 1.2053円
		(1万口当たりの純資産額12,328円)	(1万口当たりの純資産額12,053円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	特定 35 期	特定 36 期
項目	自 2024年3月28日	自 2024年9月28日
	至 2024年9月27日	至 2025年3月27日

1. 委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図
	にかかる権限の全部または一部を委託するため	にかかる権限の全部または一部を委託するため
	に要する費用	に要する費用
	5, 296, 007 円	5, 045, 304 円
2.分配金の計算過	(自 2024年3月28日至2024年5月27日)	(自 2024年9月28日至2024年11月27日)
程	第 102 計算期間末における費用控除後の配当等	第 105 計算期間末における費用控除後の配当等
	収益(60,610,972円)、費用控除後、繰越欠損	収益(26,808,781円)、費用控除後、繰越欠損
	金補填後の有価証券売買等損益(242,991,898	金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調
	円)、収益調整金(89,251,707円)、および分配	整金(107,751,029円)、および分配準備積立金
	準備積立金(1,607,726,582円)より、分配対	(1,717,948,171円)より、分配対象収益は
	象収益は2,000,581,159円(1万口当たり	1,852,507,981円(1万口当たり2,908.40円)
	3,116.30円) であり、うち192,591,670円(1	であり、うち 191,085,339円 (1万口当たり
	万口当たり300円)を分配金額としておりま	300円)を分配金額としております。
	す。	
	(自 2024年5月28日至2024年7月29日)	(自 2024年11月28日至2025年1月27日)
	第 103 計算期間末における費用控除後の配当等	第 106 計算期間末における費用控除後の配当等
	収益(25,593,321円)、費用控除後、繰越欠損	収益(34,837,536円)、費用控除後、繰越欠損
	金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調	金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調
	整金(103, 459, 811 円)、および分配準備積立金	整金(121,311,340円)、および分配準備積立金
	(1,703,075,376円) より、分配対象収益は	(1,544,758,241円)より、分配対象収益は
	1,832,128,508円(1万口当たり2,856.26円)	1,700,907,117円(1万口当たり2,662.98円)
	であり、うち 19, 243, 271 円(1 万口当たり 30	であり、うち 19, 161, 667円 (1万口当たり 30
	円)を分配金額としております。	円)を分配金額としております。
	(自 2024 年 7 月 30 日至 2024 年 9 月 27 日)	(自 2025 年 1 月 28 日至 2025 年 3 月 27 日)
	第 104 計算期間末における費用控除後の配当等	第 107 計算期間末における費用控除後の配当等
	収益(44,747,622円)、費用控除後、繰越欠損	収益(30,946,366円)、費用控除後、繰越欠損
	金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調	金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調
	整金(105,623,558円)、および分配準備積立金	整金(124,967,381円)、および分配準備積立金
	(1,701,058,547円) より、分配対象収益は	(1,550,023,244円)より、分配対象収益は
	1,851,429,727円(1万口当たり 2,896.29円)	1,705,936,991円(1万口当たり2,681.67円)
	であり、うち 19, 177, 259 円 (1 万口当たり 30	であり、うち 19,084,422 円(1 万口当たり 30
	円)を分配金額としております。	円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

		特定 36 期	
	項目	自 2024年9月28日	
		至 2025年3月27日	
1	. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券	
		投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、	
		投資として運用することを目的としております。	
2	. 金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容	
	品に係るリスク	1) 有価証券	
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期	

間については、投資証券、親投資信託受益証券を組み入れております。

2) デリバティブ取引

当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当特定期間については、為替予約取引を行っております。

- 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
- (2) 金融商品に係るリスク

有価証券およびデリバティブ取引等

当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制 リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

<u></u>		
	语 H	特定 36 期
	項 目	(2025年3月27日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上		金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	び差額	と時価との差額はありません。
	2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(投資証券、親投資信託受益証券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)

		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており
		ます。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
		帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる
	事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ
		取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場
		リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定 35 期 (自 2024年3月28日 至 2024年9月27日)

種類		最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
	投資証券	60, 372, 426 円
	親投資信託受益証券	85, 848, 788 円
	合計	146, 221, 214 円

特定 36 期 (自 2024年9月28日 至 2025年3月27日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	20, 188, 024 円
親投資信託受益証券	△25, 414, 603 円
슴計	△5, 226, 579 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定 36 期 自 2024 年 9 月 28 日 至 2025 年 3 月 27 日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項目	特定 35 期 (2024 年 9 月 27 日現在)	特定 36 期 (2025 年 3 月 27 日現在)
期首元本額	6, 476, 333, 540 円	6, 392, 419, 785 円
期中追加設定元本額	71, 359, 200 円	80, 716, 971 円
期中一部解約元本額	155, 272, 955 円	111, 662, 699 円

(4)【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリ	T. Rowe Price Funds SICAV - U.S.	533, 826. 74	5, 071, 354. 03	
	カ・ドル	Aggregate Bond Fund Jdm			
		T. Rowe Price Funds SICAV -	299, 564. 56	2, 471, 407. 62	
		Emerging Markets Equity Fund Jdq			
		T. Rowe Price Funds SICAV -	585, 677. 47	5, 089, 537. 21	
		Global High Yield Bond Fund Jdm			
		アメリカ・ドル小計	1, 419, 068. 77	12, 632, 298. 86	
				(1, 902, 171, 562)	
	投資証券包)		1, 902, 171, 562	
				(1, 902, 171, 562)	
親投資信託受	日本・円	新興国債券マザーファンド	209, 151, 057	769, 194, 842	
益証券		欧州債券マザーファンド	466, 678, 015	759, 145, 127	
		アジア・オセアニア債券マザーファ	401, 246, 564	754, 102, 792	
		ンド			
		世界REITマザーファンド	498, 033, 178	1, 092, 933, 809	
		コモディティ・マザーファンド	372, 637, 754	366, 787, 341	
		グローバル好配当株マザーファンド	207, 131, 900	1, 169, 715, 265	
		日本好配当株マザーファンド	188, 695, 370	760, 461, 210	
		日本・円小計	2, 343, 573, 838	5, 672, 340, 386	
	親投資信託			5, 672, 340, 386	
				(-)	
		合 計		7, 574, 511, 948	
				(1, 902, 171, 562)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	3 銘柄	24. 8%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

(参考)

グローバル資産分散オープンは、「日本好配当株マザーファンド」、「世界REITマザーファンド」、「グローバル好配当株マザーファンド」、「新興国債券マザーファンド」、「欧州債券マザーファンド」、「アジア・オセアニア債券マザーファンド」および「コモディティ・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

日本好配当株マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円) (2025年3月27日現在) 資産の部 流動資産 金銭信託 5,674,271 コール・ローン 775, 174, 402 株式 17, 371, 363, 600 派生商品評価勘定 13, 564, 600 未収入金 359, 687, 916 未収配当金 2, 340, 000 差入委託証拠金 20, 717, 764 流動資産合計 18, 548, 522, 553 資産合計 18, 548, 522, 553 負債の部 流動負債 前受金 14,630,000 未払金 360, 978, 497 未払解約金 50,000,000 流動負債合計 425, 608, 497 負債合計 425, 608, 497 純資産の部 元本等 元本 4, 496, 850, 416 剰余金 剰余金又は欠損金(△) 13, 626, 063, 640 元本等合計 18, 122, 914, 056 純資産合計 18, 122, 914, 056 負債純資産合計 18, 548, 522, 553

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 2024年9月28日

		至 2025年3月27日	
1.	有価証券の評価基準及び評	株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。	
	価方法		
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の	
		最終相場に基づいて評価しております。	
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業	
		者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提	
		供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。	
		(3) 時価が入手できなかった有価証券	
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した	
		場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価	
		額により評価しております。	
2.	デリバティブの評価基準及	先物取引	
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、	
		原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段	
		または最終相場によっております。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2025年3月27日現在)
1.	当計算期間の末日における	4, 496, 850, 416 □
	受益権の総数	
2.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 4.0301 円
		(1万口当たりの純資産額 40, 301 円)

(金融商品に関する注記)

	10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1		
項目		自 2024年9月28日 至 2025年3月27日	
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券 投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、	
		投資として運用することを目的としております。	
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容	
	品に係るリスク	1) 有価証券	
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期	
間については、株式を組み入れております。		間については、株式を組み入れております。	
		2) デリバティブ取引	
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま	
		す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な	

らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、先物取引を行っております。

- 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
- (2) 金融商品に係るリスク

有価証券およびデリバティブ取引等

当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門 から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信 託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

<u> </u>	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
項目		(2025年3月27日現在)			
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額			
	び差額	と時価との差額はありません。			
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(株式)			
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。			
		(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)			
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており			
		ます。			
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等			
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該			
		帳簿価額を時価としております。			

3. 金融商品の時価等に関する 事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ 取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場 リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

		契 約 額	等		
区分	種類		うち	時 価	評価損益
			1年超		
	株価指数先物取引				
士坦斯司	買建				
市場取引	TOPIX 先物 0706月	375, 985, 400	_	389, 550, 000	13, 564, 600
	小計	375, 985, 400	_	389, 550, 000	13, 564, 600
	合 計	375, 985, 400	_	389, 550, 000	13, 564, 600

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2)株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年9月28日 至 2025年3月27日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4, 548, 481, 731 円
同期中における追加設定元本額	131, 045, 073 円
同期中における一部解約元本額	182, 676, 388 円
2025年3月27日現在の元本の内訳	
日本好配当株オープン	4, 308, 155, 046 円
グローバル資産分散オープン	188, 695, 370 円
合 計	4, 496, 850, 416 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

(単位:円)

		評価額		(単位:円)
銘 柄	株数	単価	金額	備考
マルハニチロ	138, 800	3, 354. 000	465, 535, 200	
安藤・間	257, 400	1, 396. 000	359, 330, 400	
長谷工コーポレーション	243, 700	2, 026. 000	493, 736, 200	
西松建設	93, 400	5, 047. 000	471, 389, 800	
ライト工業	56, 400	2, 523. 000	142, 297, 200	
ユアテック	50,000	1, 766. 000	88, 300, 000	
太平電業	45, 600	5, 030. 000	229, 368, 000	
明星工業	101,000	1, 345. 000	135, 845, 000	
インフロニア・ホールディングス	480, 800	1, 253. 000	602, 442, 400	
東ソー	216, 800	2, 182. 500	473, 166, 000	
セントラル硝子	24, 100	3, 450. 000	83, 145, 000	
第一稀元素化学工業	75, 000	742. 000	55, 650, 000	
三菱ケミカルグループ	768, 200	791. 500	608, 030, 300	
三洋化成工業	25, 800	4, 090. 000	105, 522, 000	
武田薬品工業	174, 700	4, 566. 000	797, 680, 200	
アステラス製薬	486, 500	1, 502. 500	730, 966, 250	
日本新薬	88, 700	4, 022. 000	356, 751, 400	
ブリヂストン	60, 300	6, 213. 000	374, 643, 900	
日本製鉄	111,000	3, 440. 000	381, 840, 000	
大同特殊鋼	170, 000	1, 295. 000	220, 150, 000	
日本冶金工業	65, 000	4, 440. 000	288, 600, 000	
東洋製罐グループホールディングス	203, 100	2, 530. 500	513, 944, 550	
アマダ	355, 300	1, 559. 000	553, 912, 700	
アマノ	66, 500	4, 023. 000	267, 529, 500	
スター精密	30,000	2, 057. 000	61, 710, 000	
芝浦電子	35, 200	4, 545. 000	159, 984, 000	
NOK	71, 800	2, 349. 500	168, 694, 100	
ローランド	55, 700	3, 900. 000	217, 230, 000	
関西電力	222, 500	1, 862. 000	414, 295, 000	
電源開発	247, 400	2, 657. 500	657, 465, 500	
丸全昭和運輸	18, 300	6, 260. 000	114, 558, 000	
センコーグループホールディングス	171, 900	1, 570. 000	269, 883, 000	
セイノーホールディングス	291, 900	2, 381. 500	695, 159, 850	
九州旅客鉄道	102, 700	3, 754. 000	385, 535, 800	
住友倉庫	141, 400	2, 917. 000	412, 463, 800	
ソフトバンク	4, 068, 000	216. 900	882, 349, 200	
アイネス	36, 300	1, 833. 000	66, 537, 900	
TOKAIホールディングス	359, 300	993. 000	356, 784, 900	

伊藤忠エネクス	20, 300	1, 662. 000	33, 738, 600	
東陽テクニカ	90, 600	1, 465. 000	132, 729, 000	
加賀電子	65, 400	2, 838. 000	185, 605, 200	
オートバックスセブン	32, 000	1, 537. 000	49, 184, 000	
青山商事	15, 000	2, 105. 000	31, 575, 000	
丸井グループ	113, 800	2, 751. 000	313, 063, 800	
サンドラッグ	17, 000	4, 309. 000	73, 253, 000	
ふくおかフィナンシャルグループ	51,600	4, 258. 000	219, 712, 800	
オリックス	41, 800	3, 267. 000	136, 560, 600	
三菱HCキャピタル	150, 000	1, 054. 500	158, 175, 000	
大東建託	23, 800	15, 985. 000	380, 443, 000	
野村不動産ホールディングス	98, 700	4, 534. 000	447, 505, 800	
飯田グループホールディングス	142, 600	2, 391. 500	341, 027, 900	
東京建物	162, 900	2, 640. 500	430, 137, 450	
スターツコーポレーション	32, 700	4, 120. 000	134, 724, 000	
キャリアリンク	122, 500	2, 313. 000	283, 342, 500	
ベルシステム24ホールディングス	78, 000	1, 310. 000	102, 180, 000	
アイモバイル	194, 100	543.000	105, 396, 300	
船井総研ホールディングス	62, 900	2, 394. 000	150, 582, 600	
合 計	11, 726, 200		17, 371, 363, 600	

(b)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

世界REITマザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円) (2025年3月27日現在) 資産の部 流動資産 預金 6,012,831 金銭信託 26, 995 コール・ローン 3, 687, 872 投資証券 1,077,851,241 未収配当金 5, 344, 619 流動資産合計 1, 092, 923, 558 資産合計 1, 092, 923, 558 負債の部 流動負債 流動負債合計 負債合計 純資産の部

元本等

元本 498,033,178

剰余金

剰余金又は欠損金 (△) 594,890,380

1, 092, 923, 558

元本等合計

純資産合計 1,092,923,558

負債純資産合計 1,092,923,558

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

佰 日	自 2024年9月28日		
快 日	至 2025年3月27日		
有価証券の評価基準及び評	投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しておりま		
価方法	す。		
	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券		
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の		
	最終相場に基づいて評価しております。		
	(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券		
	金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業		
	者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提		
	供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。		
	(3) 時価が入手できなかった有価証券		
	直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した		
	場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価		
	額により評価しております。		
デリバティブの評価基準及	為替予約取引		
び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、		
	原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。		
その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理		
の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理して		
	おります。		
	価方法 デリバティブの評価基準及 び評価方法 その他財務諸表作成のため		

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2025年3月27日現在)
1.	当計算期間の末日における	498, 033, 178 □
	受益権の総数	
2.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2.1945 円
		(1万口当たりの純資産額 21,945 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金	融商品の状况に関する事項	T
項目		自 2024 年 9 月 28 日
		至 2025 年 3 月 27 日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
		投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
		投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期
		間については、投資証券を組み入れております。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
		す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
		らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
		当計算期間については、為替予約取引を行っております。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、
		金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク
		があります。
3.	金融商品に係るリスク管理	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	体制	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
		託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
		よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
		います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
		は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
		報告が義務づけられています。
		また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい
		ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等
		を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、
		原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部
		署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある
		いは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵
		触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責
		任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、
		リスク管理会議に報告を行う体制となっております。
		なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場
		合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク
		管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会
		議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ
		は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制
		の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に

実施し、投資対象としての適格性を判断しております。		実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
---------------------------	--	---------------------------

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

	4 T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	·	
	項目	(2025年3月27日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	び差額	と時価との差額はありません。	
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(投資証券)	
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。	
		(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)	
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており	
		ます。	
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、	
		帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる	
	事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ	
		取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場	
		リスクを示すものではありません。	

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年9月28日 至 2025年3月27日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

, - , - , , ,	
(2025年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	498, 033, 178 円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	-円
2025年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	498, 033, 178 円
合 	498, 033, 178 円

(3) 附属明細表

- ①有価証券明細表
- (a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
设資証券	アメリ	AGREE REALTY CORP	1, 013. 00	76, 815. 79	
	カ・ドル	AMERICAN HEALTHCARE REIT INC	1, 957. 00	58, 396. 88	
		AMERICOLD REALTY TRUST INC	1, 837. 00	39, 789. 42	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	1,811.00	47, 701. 74	
		COPT DEFENSE PROPERTIES	1, 373. 00	37, 235. 76	
		COUSINS PROPERTIES INC	1, 203. 00	36, 005. 79	
		CUBESMART	2, 243. 00	93, 017. 21	
		DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	3, 941. 00	31, 133. 90	
		EASTGROUP PROPERTIES INC	494. 00	87, 867. 78	
		EQUINIX INC	462.00	383, 945. 10	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	1, 576. 00	105, 875. 68	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	1, 516. 00	220, 699. 28	
		FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	1, 318. 00	71, 712. 38	
		FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	2, 033. 00	58, 326. 77	
		GETTY REALTY CORP	1, 478. 00	45, 522. 40	
		INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	2, 250. 00	47, 160. 00	
		IRON MOUNTAIN INC	365. 00	31, 765. 95	
		REALTY INCOME CORP	3, 315. 00	187, 496. 40	
		REGENCY CENTERS CORP	1, 427. 00	103, 928. 41	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	2, 265. 00	381, 539. 25	
		SUN COMMUNITIES INC	409.00	53, 133. 19	
		SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	4, 418. 00	43, 031. 32	
		VORNADO REALTY TRUST	924. 00	35, 758. 80	
		WELLTOWER INC	1, 428. 00	213, 985. 80	
		アメリカ・ドル小計	41, 056. 00	2, 491, 845. 00	
				(375, 222, 020)	
	カナダ・	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	317. 00	20, 747. 65	
	ドル				
		カナダ・ドル小計	317. 00	20, 747. 65	
				(2, 186, 595)	
	オースト	CHARTER HALL GROUP	8, 827. 00	150, 588. 62	
	ラリア・	GOODMAN GROUP	17, 909. 00	566, 103. 49	
	ドル	SCENTRE GROUP	135, 831. 00	471, 333. 57	
		STOCKLAND	45, 916. 00	232, 794. 12	
		オーストラリア・ドル小計	208, 483. 00	1, 420, 819. 80	
				(134, 551, 635)	
	香港・ド	LINK REIT	36, 733. 00	1, 353, 611. 05	
	ル				
		香港・ドル小計	36, 733. 00	1, 353, 611. 05	
				(26, 205, 910)	

シンガポ	CAPITALAND ASCENDAS REIT	37, 609. 00	100, 039. 94	
ール・ド	CAPITALAND INTEGRATED COMMER	60, 200. 00	127, 022. 00	
ル	FRASERS CENTREPOINT TRUST	45, 600. 00	99, 864. 00	
	KEPPEL DC REIT	58, 300. 00	127, 677. 00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	156, 000. 00	205, 920. 00	
	シンガポール・ドル小計	357, 709. 00	660, 522. 94	
			(74, 229, 568)	
イギリ	BIG YELLOW GROUP PLC	10, 268. 00	95, 184. 36	
ス・ポン	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	77, 342. 00	65, 199. 30	
ド	HAMMERSON PLC	5, 973. 00	15, 195. 31	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	32, 079. 00	174, 990. 94	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	154, 110. 00	279, 093. 21	
	NEWRIVER REIT PLC	30, 351. 00	21, 276. 05	
	PRS REIT PLC/THE	14, 752. 00	16, 876. 28	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	8, 900. 00	54, 112. 00	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	17, 842. 00	16, 646. 58	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	74, 086. 00	104, 683. 51	
	UNITE GROUP PLC/THE	18, 400. 00	148, 764. 00	
	イギリス・ポンド小計	444, 103. 00	992, 021. 54	
			(192, 561, 300)	
ユーロ	CARMILA	5, 012. 00	88, 511. 92	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	4, 145. 00	103, 417. 75	
	KLEPIERRE	10, 166. 00	315, 349. 32	
	MERCIALYS	7, 288. 00	83, 228. 96	
	MONTEA NV	1, 668. 00	106, 418. 40	
	NSI NV	2, 090. 00	45, 457. 50	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1, 557. 00	120, 293. 82	
	WERELDHAVE NV	4, 172. 00	65, 667. 28	
	ユーロ小計	36, 098. 00	928, 344. 95	
			(150, 317, 613)	
日本・円	イオンリート投資法人	78	9, 828, 000	
	ラサールロジポート投資法人	115	16, 307, 000	
	日本都市ファンド投資法人	290	27, 782, 000	
	オリックス不動産投資法人	130	23, 296, 000	
	KDX不動産投資法人	105	15, 792, 000	
	大和証券オフィス投資法人	22	6, 556, 000	
	大和ハウスリート投資法人	34	8, 170, 200	
	ジャパン・ホテル・リート投資法人	199	14, 845, 400	
	日本・円小計	973	122, 576, 600	
投資証券	스카		1, 077, 851, 241	
			(955, 274, 641)	
	合 計		1, 077, 851, 241	

	(OFF 974 641)	
	(955, 274, 641)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数	效	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	24 銘柄	34. 3%	39. 3%
カナダ・ドル	投資証券	1 銘柄	0. 2%	0. 2%
オーストラリア・ドル	投資証券	4 銘柄	12. 3%	14. 1%
香港・ドル	投資証券	1 銘柄	2.4%	2. 7%
シンガポール・ドル	投資証券	5 銘柄	6.8%	7.8%
イギリス・ポンド	投資証券	11 銘柄	17.6%	20. 2%
ユーロ	投資証券	8 銘柄	13.8%	15. 7%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

グローバル好配当株マザーファンド

(1) 貸借対照表

	(単位:円)
	(2025年3月27日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	1, 494, 241, 78
金銭信託	5, 767, 74
コール・ローン	787, 943, 61
株式	64, 820, 319, 28
投資証券	938, 950, 50
未収配当金	125, 549, 25
流動資産合計	68, 172, 772, 18
資産合計	68, 172, 772, 18
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2, 311, 80
流動負債合計	2, 311, 80
負債合計	2, 311, 80
純資産の部	
元本等	
元本	12, 071, 552, 55
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	56, 098, 907, 82
元本等合計	68, 170, 460, 37
純資産合計	68, 170, 460, 37
負債純資産合計	68, 172, 772, 18

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目		自 2024年9月28日		
	- 現 日 	至 2025年3月27日		
1.	有価証券の評価基準及び評	株式、投資証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価してお		
	価方法	ります。		
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券		
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の		
		最終相場に基づいて評価しております。		
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券		
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業		
		者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提		
		供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。		
		(3) 時価が入手できなかった有価証券		
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した		
		場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価		
		額により評価しております。		
2.	デリバティブの評価基準及	為替予約取引		
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、		
		原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。		
3.	その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理		
	の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理して		
		おります。		

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2025年3月27日現在)
1.	当計算期間の末日における	12, 071, 552, 554 口
	受益権の総数	
2.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 5.6472円
		(1万口当たりの純資産額 56, 472円)

(金融商品に関する注記)

	15 日	自 2024年9月28日
	項目	至 2025年3月27日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
		投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
		投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容

品に係るリスク

1) 有価証券

当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式、投資証券を組み入れております。

2) デリバティブ取引

当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。

当計算期間については、為替予約取引を行っております。

- 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
- (2) 金融商品に係るリスク

有価証券およびデリバティブ取引等

当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

項目		(2025年3月27日現在)		
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額		
	び差額	と時価との差額はありません。		
2. 時価の算定方法		(1) 有価証券 (株式、投資証券)		
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。		

		 (2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年9月28日 至 2025年3月27日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	12, 619, 669, 453 円
同期中における追加設定元本額	67, 946, 059 円
同期中における一部解約元本額	616, 062, 958 円
2025 年 3 月 27 日現在の元本の内訳	
グローバル好配当株オープン	11,634,944,685 円
グローバル資産分散オープン	207, 131, 900 円
グローバル好配当株オープン(年1回決算型)	193, 306, 441 円
三井住友DSインカムバランスNISAファンド(成長投資型)	29, 308, 694 円
三井住友DSインカムバランスNISAファンド(予想分配金提示型)	6, 860, 834 円
合 計	12,071,552,554円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

A No	A.C. Lord	Lat. Mer.	評価額		ttte de
通貨	銘 柄	株数	単価	金額	備考
日本・円	住友林業	90, 000	4, 653. 000	418, 770, 000	
	大和ハウス工業	214, 000	5, 152. 000	1, 102, 528, 000	
	信越化学工業	230, 000	4, 521. 000	1, 039, 830, 000	

		222		000 000	
	アズビル	680, 000	1, 220. 000	829, 600, 000	
	トヨタ自動車	250, 000	2, 828. 500	707, 125, 000	
	三菱UF J フィナンシャル・グループ	800, 000	2, 178. 500	1, 742, 800, 000	
	東京海上ホールディングス	240, 000	6, 112. 000	1, 466, 880, 000	
	オリックス	251,000	3, 267. 000	820, 017, 000	
	日本・円小計	2, 755, 000		8, 127, 550, 000	
アメリカ・	CHEVRON CORP	107, 100	167. 970	17, 989, 587. 00	
ドル	EXXON MOBIL CORP	100, 000	118. 270	11, 827, 000. 00	
	WILLIAMS COS INC	200, 000	59. 950	11, 990, 000. 00	
	WATSCO INC	13, 000	513. 190	6, 671, 470. 00	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	40,000	106. 320	4, 252, 800. 00	
	DARDEN RESTAURANTS INC	25, 000	207. 450	5, 186, 250. 00	
	MCDONALD'S CORP	17,000	313. 580	5, 330, 860. 00	
	HOME DEPOT INC	25, 000	362. 130	9, 053, 250. 00	
	PEPSICO INC	50,000	148. 640	7, 432, 000. 00	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	57,000	154. 330	8, 796, 810. 00	
	ABBVIE INC	30,000	201. 300	6, 039, 000. 00	
	BANK OF AMERICA CORP	140, 000	42. 820	5, 994, 800. 00	
	JPMORGAN CHASE & CO	53, 000	251. 030	13, 304, 590. 00	
	ARES MANAGEMENT CORP - A	25, 000	153. 280	3, 832, 000. 00	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	75, 000	85. 090	6, 381, 750. 00	
	MARSH & MCLENNAN COS	10,000	238. 800	2, 388, 000. 00	
	BROADCOM INC	40,000	179. 270	7, 170, 800. 00	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	47,000	141. 130	6, 633, 110. 00	
	NEXTERA ENERGY INC	104, 000	69. 730	7, 251, 920. 00	
	アメリカ・ドル小計	1, 158, 100		147, 525, 997. 00	
				(22, 214, 464, 628)	
オーストラ	BRAMBLES LTD	830, 000	20. 620	17, 114, 600. 00	
リア・ドル	COMPUTERSHARE LTD	350, 000	39. 990	13, 996, 500. 00	
	オーストラリア・ドル小計	1, 180, 000		31, 111, 100. 00	
				(2, 946, 221, 170)	
香港・ドル	BOC AVIATION LTD	1, 050, 000	61. 450	64, 522, 500. 00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	200, 000	96. 100	19, 220, 000. 00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	5, 500, 000	20. 250	111, 375, 000. 00	
	FUYAO GLASS INDUSTRY GROUP-H	900, 000	56.000	50, 400, 000. 00	
	SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP	280, 000	62. 300	17, 444, 000. 00	
	香港・ドル小計	7, 930, 000		262, 961, 500. 00	
				(5, 090, 934, 640)	
シンガポ	DBS GROUP HOLDINGS LTD	400,000	46. 390	18, 556, 000. 00	
ール・ドル					
ル					

	シンガポール・ドル小計	400, 000		18, 556, 000. 00	
				(2, 085, 323, 280)	
台湾・ドル	CHAILEASE HOLDING CO LTD	669, 429	124. 000	83, 009, 196. 00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	529, 131	980.000	518, 548, 380. 00	
	台湾・ドル小計	1, 198, 560		601, 557, 576. 00	
				(2, 736, 184, 634)	
イギリ	ASTRAZENECA PLC	60, 000	112. 320	6, 739, 200. 00	
ス・ポン					
۲					
	イギリス・ポンド小計	60,000		6, 739, 200. 00	
				(1, 308, 146, 112)	
スイス・フ	SIKA AG-REG	25, 500	227. 100	5, 791, 050. 00	
ラン	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,000	1, 327. 500	2, 655, 000. 00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	11,000	621. 400	6, 835, 400. 00	
	スイス・フラン小計	38, 500		15, 281, 450. 00	
				(2, 603, 653, 451)	
スウェー	ASSA ABLOY AB-B	230, 000	298. 600	68, 678, 000. 00	
デン・ク					
ローナ					
	スウェーデン・クローナ小計	230, 000		68, 678, 000. 00	
				(1, 026, 736, 100)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	376, 000	60. 410	22, 714, 160. 00	
	AIR LIQUIDE SA	25, 000	176. 740	4, 418, 500. 00	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	50,000	228. 400	11, 420, 000. 00	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	3, 500	594. 500	2, 080, 750. 00	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	130, 000	46. 810	6, 085, 300. 00	
	L'OREAL	10,000	342. 750	3, 427, 500. 00	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	850, 000	13. 325	11, 326, 250. 00	
	BAWAG GROUP AG	130, 000	99. 600	12, 948, 000. 00	
	ING GROEP NV	300,000	18. 716	5, 614, 800. 00	
	ASML HOLDING NV	3,000	657. 200	1, 971, 600. 00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	346, 000	33. 550	11, 608, 300. 00	
	IBERDROLA SA	650, 000	14. 470	9, 405, 500. 00	
	ユーロ小計	2, 873, 500		103, 020, 660. 00	
				(16, 681, 105, 267)	
	合 計	17, 823, 660		64, 820, 319, 283	
				(56, 692, 769, 283)	

(注)金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	19 銘柄	32.6%	39. 2%
オーストラリア・ドル	株式	2 銘柄	4.3%	5. 2%
香港・ドル	株式	5 銘柄	7.5%	9.0%

シンガポール・ドル	株式	1 銘柄	3. 1%	3. 7%
台湾・ドル	株式	2 銘柄	4.0%	4. 8%
イギリス・ポンド	株式	1 銘柄	1.9%	2. 3%
スイス・フラン	株式	3 銘柄	3.8%	4.6%
スウェーデン・クローナ	株式	1 銘柄	1.5%	1.8%
ユーロ	株式	12 銘柄	24. 5%	29. 4%

(b)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	オースト	TRANSURBAN GROUP	750, 000. 00	9, 915, 000. 00	
	ラリア・				
	ドル				
		オーストラリア・ドル小計	750, 000. 00	9, 915, 000. 00	
				(938, 950, 500)	
	投資証券合計			938, 950, 500	
				(938, 950, 500)	
合 計				938, 950, 500	
				(938, 950, 500)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	投資証券	1 銘柄	1.4%	100.0%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

新興国債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(<u>単</u>位:円)

	(十四:11)
	(2025年3月27日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	415, 709, 271
金銭信託	1, 090, 418
コール・ローン	148, 964, 360
国債証券	7, 596, 697, 744
特殊債券	255, 973, 239
社債券	2, 977, 443, 600
派生商品評価勘定	17, 586, 254
未収入金	58, 123, 880
未収利息	144, 110, 021

前払費用	11, 930, 345
差入委託証拠金	35, 891, 449
流動資産合計	11, 663, 520, 581
資産合計	11, 663, 520, 581
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	28, 997, 292
未払金	134, 501, 164
流動負債合計	163, 498, 456
負債合計	163, 498, 456
純資産の部	
元本等	
元本	3, 126, 998, 795
剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	8, 373, 023, 330
元本等合計	11, 500, 022, 125
純資産合計	11, 500, 022, 125
負債純資産合計	11, 663, 520, 581

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

111/1	3. Ed b 1 / 4 - 1 . Ed b 2 /	
項目		自 2024年9月28日
	項目	至 2025年3月27日
1.	有価証券の評価基準及び評	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評
	価方法	価しております。
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券
		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
		最終相場に基づいて評価しております。
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
		者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提
		供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
		(3) 時価が入手できなかった有価証券
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
		場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
		額により評価しております。
2.	デリバティブの評価基準及	(1) 先物取引
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
		原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段
		または最終相場によっております。
		(2) 為替予約取引
		個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
		原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。

3.	その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理
	の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理して
		おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2025年3月27日現在)
1.	当計算期間の末日における	3, 126, 998, 795 🗆
	受益権の総数	
2.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 3.6777円
		(1万口当たりの純資産額 36,777円)

(金融商品に関する注記)

1. 金幣	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	項目	自 2024年9月28日
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	至 2025年3月27日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
		投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
		投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券
		当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期
		間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。
		2) デリバティブ取引
		当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいておりま
		す。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、な
		らびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。
		当計算期間については、先物取引、為替予約取引を行っております。
		3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		(2) 金融商品に係るリスク
		有価証券およびデリバティブ取引等
		当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、
		金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク
		があります。
3.	金融商品に係るリスク管理	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門
	体制	から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信
		託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお
		よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って
		います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について
		は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、
		報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

<u> </u>		,
	項目	(2025年3月27日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	び差額	と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、特殊債券、社債券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており
		ます。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
		帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる
	事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ
		取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場
		リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

		契 約 額	等		
区 分	種類		うち	時 価	評価損益
			1年超		
	債券先物取引				
市場取引	買建				
	US ULTRA BOND CBT	293, 447, 481	-	291, 071, 140	△2, 376, 341

JUN25 小計	293, 447, 481	-	291, 071, 140	△2, 376, 341
売建				
US 10YR NOTE (CBT)	600, 794, 214	-	599, 346, 045	1, 448, 169
JUN25				
EURO-BUND FUTURE	127, 288, 550	-	124, 500, 288	2, 788, 262
JUN25				
小計	728, 082, 764	_	723, 846, 333	4, 236, 431
合 計	1, 021, 530, 245	_	1, 014, 917, 473	1, 860, 090

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

1)原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

- 2)債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(単位:円)

		契 約 額	等		(
区 分	種類		うち	時 価	評価損益
			1年超		
	為替予約取引				
	買建				
	アメリカ・ドル	683, 904, 300	_	660, 301, 760	△23, 602, 540
	メキシコ・ペソ	95, 285, 927	-	97, 664, 266	2, 378, 339
	ユーロ	61, 822, 018	-	62, 599, 505	777, 487
市場取引以外	小計	841, 012, 245	-	820, 565, 531	\triangle 20, 446, 714
の取引	売建				
	アメリカ・ドル	157, 107, 945	-	156, 516, 467	591, 478
	メキシコ・ペソ	97, 623, 288	-	95, 384, 491	2, 238, 797
	南アフリカ・ランド	22, 145, 844	_	21, 719, 332	426, 512
	ユーロ	414, 610, 168	-	410, 691, 369	3, 918, 799
	小計	691, 487, 245	-	684, 311, 659	7, 175, 586
	合 計	1, 532, 499, 490	-	1, 504, 877, 190	△13, 271, 128

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該 為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表 されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもと

に計算したレートを用いております。

- ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実 義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年9月28日 至 2025年3月27日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(その他の注記)	
(2025年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3, 242, 743, 457 円
同期中における追加設定元本額	822, 955 円
同期中における一部解約元本額	116, 567, 617 円
2025年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	209, 151, 057 円
大和住銀/T. ロウ・プライス FOFs用新興国債券ファンド (適格機関投資家専	
用)	542, 642, 288 円
T. ロウ・プライス新興国債券オープンM (FOF s 用) (適格機関投資家専用)	2, 375, 205, 450 円
合 計	3, 126, 998, 795 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリ	ANGOL 8.75 04/14/32	890, 000. 00	780, 975. 00	
	カ・ドル	ANGOL 9. 125 11/26/49	300, 000. 00	236, 391. 00	
		ANGOL 9.375 05/08/48	200, 000. 00	161, 492. 00	
		ARGENT 1 07/09/29	742, 500. 00	579, 521. 25	
		ARGENT FL 01/09/38	1, 260, 046. 00	846, 347. 68	
		ARGENT FL 07/09/30	557, 040. 00	412, 488. 12	
		ARGENT FL 07/09/35	566, 240. 00	361, 985. 90	

ARMEN 6. 75 03/12/35 AZERBJ 3. 5 09/01/32 A440,000.00 386, 372.80 BAHAMA 6 11/21/28 225,000.00 1197,300.00 BARBABA 6. 5 10/01/29 BERMID 5 07/15/32 200,000.00 1197,300.00 BERMIN 5 03/05/37 110,000.00 BERAIN 7 10/12/28 500,000.00 BRAZIL 4. 5 05/30/29 200,000.00 BRAZIL 5 01/27/45 200,000.00 BRAZIL 5 01/27/45 200,000.00 BRAZIL 6. 125 03/15/34 410,000.00 BRAZIL 6. 25 03/15/34 410,000.00 BRAZIL 6. 25 03/15/35 740,000.00 A21,115.20 COLOM 4. 125 05/15/51 300,000.00 COLOM 5 06/15/45 700,000.00 COLOM 5 06/15/45 COLOM 5 02/26/44 425,000.00 COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 COLOM 7. 75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/25/33 200,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/25/33 200,000.00 BRAZIL 7 3 11/13/54 200,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/25/33 360,000.00 372,070.80 COLOM 8 04/25/33 200,000.00 DOMREP 6. 6 06/01/36 BOMREP 6. 85 01/27/45 300,000.00 301,98.65 EGYPT 7. 603 03/15/37 200,000.00 1192,380.00 203,18,360.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 300,000.00 312,380.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 313,986.65 EGYPT 7. 603 03/01/29 315,000.00 319, 386.00 ELSALY 7. 65 06/15/35 375,000.00 366,808.00 ELSALY 7. 65 06/15/35 375,000.00 366,808.00 ELSALY 9. 5 07/15/52 360,000.00 366,808.00 ELSALY 9. 5 07/15/52 360,000.00 366,808.00 ELSALY 9. 5 07/15/52 360,000.00 366,808.00				
BAHAMA 6 11/21/28	ARMEN 6.75 03/12/35	300, 000. 00	290, 067. 00	
BARBAD 6. 5 10/01/29	AZERBJ 3.5 09/01/32	440, 000. 00	386, 372. 80	
BERMUD 5 07/15/32	BAHAMA 6 11/21/28	225, 000. 00	216, 900. 00	
BGARIA 5 03/05/37	BARBAD 6.5 10/01/29	190, 000. 00	184, 281. 00	
BHRAIN 7 10/12/28	BERMUD 5 07/15/32	200, 000. 00	197, 300. 00	
BRAZIL 4. 5 05/30/29	BGARIA 5 03/05/37	110, 000. 00	106, 351. 30	
BRAZIL 5 01/27/45 200,000.00 152,496.00 BRAZIL 6.125 03/15/34 410,000.00 398,351.90 BRAZIL 6.25 03/18/31 475,000.00 484,937.00 BRAZIL 6.625 03/15/35 740,000.00 735,996.60 BRAZIL 7.125 01/20/37 40,000.00 42,115.20 COLOM 4.125 05/15/51 300,000.00 173,682.00 COLOM 4.5 03/15/29 200,000.00 188,762.00 COLOM 5.625 02/26/44 425,000.00 320,169.50 COLOM 5.625 02/26/44 425,000.00 320,169.50 COLOM 7.5 02/02/34 200,000.00 199,382.00 COLOM 7.75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 392,640.00 COLOM 8.04/20/33 360,000.00 372,070.80 COLOM 8.04/20/33 360,000.00 372,070.80 COLOM 8.04/20/33 200,000.00 180,600.00 COLOM 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COLOM 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COLOM 7.3 11/13/54 200,000.00 368,448.75 DOMREP 4.5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4.5 01/30/36 150,000.00 345,310.00 DOMREP 6.6 06/01/36 150,000.00 345,310.00 DOMREP 6.85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6.95 03/15/37 280,000.00 3492,541.25 EGYPT 7.5 05/02/32 300,000.00 319,385.65 EGYPT 7.5 05/02/32 300,000.00 304,198.66 EGYPT 7.625 05/29/32 300,000.00 304,198.65 EGYPT 8.625 02/04/30 200,000.00 365,253.75 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 458,600.00 356,253.75 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 458,600.00 458,600.00 EGYPT 9.45 02/04/33 200,000.00 356,253.75 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 458,600.00 458,600.00 560.0	BHRAIN 7 10/12/28	500, 000. 00	516, 905. 00	
BRAZIL 6. 125 03/15/34	BRAZIL 4.5 05/30/29	200, 000. 00	193, 750. 00	
BRAZIL 6. 25 03/18/31	BRAZIL 5 01/27/45	200, 000. 00	152, 496. 00	
BRAZIL 6. 625 03/15/35 740,000.00 735,996.60 BRAZIL 7. 125 01/20/37 40,000.00 42,115.20 COLOM 4. 125 05/15/51 300,000.00 173,682.00 COLOM 4. 5 03/15/29 200,000.00 188,762.00 COLOM 5 06/15/45 700,000.00 479,374.00 COLOM 5. 625 02/26/44 425,000.00 320,169.50 COLOM 5. 625 02/26/44 90,000.00 739,953.00 COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 199,382.00 COLOM 7. 5 11/07/36 400,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 349,430.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 172,780.15 EGYPT 7. 3 09/30/33 205,000.00 304, 198.65 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 172,780.15 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 196,020.00 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 192, 242.00 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 356, 253.75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435,000.00 458,620.50	BRAZIL 6.125 03/15/34	410, 000. 00	398, 351. 90	
BRAZIL 7. 125 01/20/37 40,000.00 42,115.20 COLOM 4. 125 05/15/51 300,000.00 173,682.00 COLOM 4. 5 03/15/29 200,000.00 188,762.00 COLOM 5 06/15/45 700,000.00 479,374.00 COLOM 5. 625 02/26/44 425,000.00 320,169.50 COLOM 6. 125 01/18/41 900,000.00 739,953.00 COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 199,382.00 COLOM 7. 75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 6 6/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 <	BRAZIL 6.25 03/18/31	475, 000. 00	484, 937. 00	
COLOM 4. 125 05/15/51 300,000.00 173,682.00 COLOM 4. 5 03/15/29 200,000.00 188,762.00 COLOM 5 06/15/45 700,000.00 479,374.00 COLOM 5. 625 02/26/44 425,000.00 320,169.50 COLOM 6. 125 01/18/41 900,000.00 739,953.00 COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 199,382.00 COLOM 7. 75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 <t< td=""><td>BRAZIL 6.625 03/15/35</td><td>740, 000. 00</td><td>735, 996. 60</td><td></td></t<>	BRAZIL 6.625 03/15/35	740, 000. 00	735, 996. 60	
COLOM 4. 5 03/15/29 200,000.00 188,762.00 COLOM 5 06/15/45 700,000.00 479,374.00 COLOM 5. 625 02/26/44 425,000.00 320,169.50 COLOM 6. 125 01/18/41 900,000.00 739,953.00 COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 199,382.00 COLOM 7. 75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 8 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 319,385.65 <	BRAZIL 7.125 01/20/37	40, 000. 00	42, 115. 20	
COLOM 5 06/15/45 700,000.00 479,374.00 COLOM 5. 625 02/26/44 425,000.00 320,169.50 COLOM 6. 125 01/18/41 900,000.00 739,953.00 COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 199,382.00 COLOM 7. 75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263,289.00	COLOM 4.125 05/15/51	300, 000. 00	173, 682. 00	
COLOM 5. 625 02/26/44 425,000.00 320,169.50 COLOM 6. 125 01/18/41 900,000.00 739,953.00 COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 199, 382.00 COLOM 7. 75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 320,100.00 392,640.00 COLOM 8. 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 319,385.65 EGYPT 7. 3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8. 5 01/31/47 1,257,000.00 196,020.00 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 192,242.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 356,253.75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435,000.00 458,620.50	COLOM 4.5 03/15/29	200, 000. 00	188, 762. 00	
COLOM 6. 125 01/18/41 900,000.00 739,953.00 COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 199,382.00 COLOM 7. 75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 319,385.65 EGYPT 7. 3 09/30/33 205,000.00 304,198.65 EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8. 5 01/31/47 1,257,000.00 196,020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 458,620.50 ELSALV 9. 25 04/17/30 435,000.00 458,620.50	COLOM 5 06/15/45	700, 000. 00	479, 374. 00	
COLOM 7. 5 02/02/34 200,000.00 199,382.00 COLOM 7. 75 11/07/36 400,000.00 392,640.00 COLOM 8 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 7. 603 03/01/29 315,000.00 263,289.00 EGYPT 8. 625 05/29/32 300,000.00 976,789.56 EGYPT 9. 45 02/04/30 200,000.00 196,020.00	COLOM 5.625 02/26/44	425, 000. 00	320, 169. 50	
COLOM 7. 75 11/07/36	COLOM 6.125 01/18/41	900, 000. 00	739, 953. 00	
COLOM 8 04/20/33 360,000.00 372,070.80 COSTAR 5.625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4.5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4.875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6.6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6.85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6.95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6.95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6.588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7.3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7.6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 7.625 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8.5 01/31/47 1,257,000.00 196,020.00 EGYPT 9.45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 EGYPT 9.45 02/04/33 200,000.00 356,253.75 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 458,620.50	COLOM 7.5 02/02/34	200, 000. 00	199, 382. 00	
COSTAR 5. 625 04/30/43 200,000.00 180,600.00 COSTAR 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 209,024.00 COSTAR 7.3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4.5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4.875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6.6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6.85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6.95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6.95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 7.3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7.6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 7.625 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8.5 01/31/47 1,257,000.00 196,020.00 EGYPT 9.45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 458,620.50 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 458,620.50	COLOM 7.75 11/07/36	400, 000. 00	392, 640. 00	
COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867, 280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368, 448.75 DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 149, 430.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345, 310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283, 360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151, 800.00 ECUA FL 07/31/30 563, 542.00 350, 483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492, 541. 25 EGYPT 6. 588 02/21/28 335,000.00 319, 385.65 EGYPT 7. 3 09/30/33 205,000.00 172, 780. 15 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304, 198.65 EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263, 289.00 EGYPT 8. 5 01/31/47 1, 257,000.00 196,020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192, 242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 458, 620. 50	COLOM 8 04/20/33	360, 000. 00	372, 070. 80	
COSTAR 7. 3 11/13/54 200,000.00 209,024.00 DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6.588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 458,620.50	COSTAR 5. 625 04/30/43	200, 000. 00	180, 600. 00	
DOMREP 4. 5 01/30/30 925,000.00 867,280.00 DOMREP 4. 875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6.588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 458,620.50	COSTAR 7.3 11/13/54	200, 000. 00	209, 024. 00	
DOMREP 4.875 09/23/32 405,000.00 368,448.75 DOMREP 6.6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6.85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6.95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6.95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6.588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7.3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7.6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 8.5 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8.625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9.45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 458,620.50	COSTAR 7.3 11/13/54	200, 000. 00	209, 024. 00	
DOMREP 6. 6 06/01/36 150,000.00 149,430.00 DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6. 588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7. 3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 8. 5 01/31/47 1,257,000.00 976,789.56 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 458,620.50	DOMREP 4.5 01/30/30	925, 000. 00	867, 280. 00	
DOMREP 6. 85 01/27/45 350,000.00 345,310.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6. 588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7. 3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304, 198.65 EGYPT 8. 5 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 458,620.50	DOMREP 4.875 09/23/32	405, 000. 00	368, 448. 75	
DOMREP 6. 95 03/15/37 280,000.00 283,360.00 DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6. 588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7. 3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 8. 5 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 356,253.75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435,000.00 458,620.50	DOMREP 6.6 06/01/36	150, 000. 00	149, 430. 00	
DOMREP 6. 95 03/15/37 150,000.00 151,800.00 ECUA FL 07/31/30 563,542.00 350,483.67 ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6. 588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7.3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7.6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 7.625 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8.5 01/31/47 1,257,000.00 976,789.56 EGYPT 9.45 02/04/33 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9.45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 356,253.75 ELSALV 9.25 04/17/30 435,000.00 458,620.50	DOMREP 6.85 01/27/45	350, 000. 00	345, 310. 00	
ECUA FL 07/31/30 563, 542.00 350, 483.67 ECUA FL 07/31/35 955, 000.00 492, 541.25 EGYPT 6.588 02/21/28 335, 000.00 319, 385.65 EGYPT 7.3 09/30/33 205, 000.00 172, 780.15 EGYPT 7.6003 03/01/29 315, 000.00 304, 198.65 EGYPT 7.625 05/29/32 300, 000.00 263, 289.00 EGYPT 8.5 01/31/47 1, 257, 000.00 976, 789.56 EGYPT 8.625 02/04/30 200, 000.00 196, 020.00 EGYPT 9.45 02/04/33 200, 000.00 192, 242.00 ELSALV 7.65 06/15/35 375, 000.00 356, 253.75 ELSALV 9.25 04/17/30 435, 000.00 458, 620.50	DOMREP 6.95 03/15/37	280, 000. 00	283, 360. 00	
ECUA FL 07/31/35 955,000.00 492,541.25 EGYPT 6.588 02/21/28 335,000.00 319,385.65 EGYPT 7.3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7.6003 03/01/29 315,000.00 304,198.65 EGYPT 7.625 05/29/32 300,000.00 263,289.00 EGYPT 8.5 01/31/47 1,257,000.00 976,789.56 EGYPT 8.625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9.45 02/04/33 200,000.00 192,242.00 ELSALV 7.65 06/15/35 375,000.00 356,253.75 ELSALV 9.25 04/17/30 435,000.00 458,620.50	DOMREP 6.95 03/15/37	150, 000. 00	151, 800. 00	
EGYPT 6. 588 02/21/28 335, 000. 00 319, 385. 65 EGYPT 7. 3 09/30/33 205, 000. 00 172, 780. 15 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315, 000. 00 304, 198. 65 EGYPT 7. 625 05/29/32 300, 000. 00 263, 289. 00 EGYPT 8. 5 01/31/47 1, 257, 000. 00 976, 789. 56 EGYPT 8. 625 02/04/30 200, 000. 00 196, 020. 00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200, 000. 00 192, 242. 00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375, 000. 00 356, 253. 75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435, 000. 00 458, 620. 50	ECUA FL 07/31/30	563, 542. 00	350, 483. 67	
EGYPT 7. 3 09/30/33 205,000.00 172,780.15 EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304, 198.65 EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263, 289.00 EGYPT 8. 5 01/31/47 1, 257,000.00 976, 789.56 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196, 020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192, 242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 356, 253.75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435,000.00 458, 620.50	ECUA FL 07/31/35	955, 000. 00	492, 541. 25	
EGYPT 7. 6003 03/01/29 315,000.00 304, 198.65 EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263, 289.00 EGYPT 8. 5 01/31/47 1, 257,000.00 976, 789.56 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196, 020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192, 242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 356, 253.75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435,000.00 458, 620.50	EGYPT 6.588 02/21/28	335, 000. 00	319, 385. 65	
EGYPT 7. 625 05/29/32 300,000.00 263, 289.00 EGYPT 8. 5 01/31/47 1, 257,000.00 976, 789.56 EGYPT 8. 625 02/04/30 200,000.00 196,020.00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200,000.00 192, 242.00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 356, 253.75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435,000.00 458, 620.50	EGYPT 7.3 09/30/33	205, 000. 00	172, 780. 15	
EGYPT 8. 5 01/31/47 1, 257, 000. 00 976, 789. 56 EGYPT 8. 625 02/04/30 200, 000. 00 196, 020. 00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200, 000. 00 192, 242. 00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375, 000. 00 356, 253. 75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435, 000. 00 458, 620. 50	EGYPT 7.6003 03/01/29	315, 000. 00	304, 198. 65	
EGYPT 8. 5 01/31/47 1, 257, 000. 00 976, 789. 56 EGYPT 8. 625 02/04/30 200, 000. 00 196, 020. 00 EGYPT 9. 45 02/04/33 200, 000. 00 192, 242. 00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375, 000. 00 356, 253. 75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435, 000. 00 458, 620. 50	EGYPT 7.625 05/29/32	300, 000. 00	263, 289. 00	
EGYPT 9. 45 02/04/33 200, 000. 00 192, 242. 00 ELSALV 7. 65 06/15/35 375, 000. 00 356, 253. 75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435, 000. 00 458, 620. 50	EGYPT 8.5 01/31/47	1, 257, 000. 00	976, 789. 56	
ELSALV 7. 65 06/15/35 375,000.00 356, 253.75 ELSALV 9. 25 04/17/30 435,000.00 458, 620.50	EGYPT 8.625 02/04/30	200, 000. 00	196, 020. 00	
ELSALV 9. 25 04/17/30 435, 000. 00 458, 620. 50	EGYPT 9.45 02/04/33	200, 000. 00	192, 242. 00	
	ELSALV 7.65 06/15/35	375, 000. 00	356, 253. 75	
ELSALV 9. 5 07/15/52 350, 000. 00 360, 808. 00	ELSALV 9. 25 04/17/30	435, 000. 00	458, 620. 50	
	ELSALV 9.5 07/15/52	350, 000. 00	360, 808. 00	

ELSALV 9. 65 11/21/54 150,000.00 155,775.00 GUATEM 4. 875 02/13/28 500,000.00 489,810.00 GUATEM 6. 125 06/01/50 330,000.00 296,033.10 GUATEM 6. 6 06/13/36 400,000.00 403,600.00 GUATEM 7. 05 10/04/32 200,000.00 211,024.00 INDOIS 2. 8 06/23/30 535,000.00 482,821.45 INDOIS 4. 15 03/29/27 300,000.00 298,005.00 INDOIS 4. 45 02/20/29 310,000.00 306,816.30 INDON 4. 625 04/15/43 800,000.00 705,424.00 INDON 5. 25 01/17/42 350,000.00 334,617.50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1,220,000.00 1,100,281.40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200,000.00 411,553.00 JORDAN 7. 5 04/01/36 425,000.00 404,248.00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400,000.00 404,248.00 KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 143,361.30 KSA 4. 5 04/22/60 200,000.00 156,908.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 197,292.00
GUATEM 6. 125 06/01/50 330,000.00 296,033.10 GUATEM 6. 6 06/13/36 400,000.00 403,600.00 GUATEM 7. 05 10/04/32 200,000.00 211,024.00 INDOIS 2. 8 06/23/30 535,000.00 482,821.45 INDOIS 4. 15 03/29/27 300,000.00 298,005.00 INDOIS 4. 45 02/20/29 310,000.00 306,816.30 INDON 4. 625 04/15/43 800,000.00 705,424.00 INDON 5. 25 01/17/42 350,000.00 334,617.50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1,220,000.00 1,100,281.40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200,000.00 196,454.00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425,000.00 411,553.00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400,000.00 404,248.00 JORDAN 7. 5 01/15/28 200,000.00 143,361.30 KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 156,908.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
GUATEM 6. 6 06/13/36 400,000.00 403,600.00 GUATEM 7. 05 10/04/32 200,000.00 211,024.00 INDOIS 2. 8 06/23/30 535,000.00 482,821.45 INDOIS 4. 15 03/29/27 300,000.00 298,005.00 INDOIS 4. 45 02/20/29 310,000.00 306,816.30 INDON 4. 625 04/15/43 800,000.00 705,424.00 INDON 5. 25 01/17/42 350,000.00 334,617.50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1,220,000.00 1,100,281.40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200,000.00 196,454.00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425,000.00 411,553.00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400,000.00 204,204.00 KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 156,908.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
GUATEM 7. 05 10/04/32 200,000.00 211,024.00 INDOIS 2. 8 06/23/30 535,000.00 482,821.45 INDOIS 4. 15 03/29/27 300,000.00 298,005.00 INDOIS 4. 45 02/20/29 310,000.00 306,816.30 INDON 4. 625 04/15/43 800,000.00 705,424.00 INDON 5. 25 01/17/42 350,000.00 334,617.50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1,220,000.00 1,100,281.40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200,000.00 196,454.00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425,000.00 411,553.00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400,000.00 404,248.00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200,000.00 143,361.30 KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 156,908.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
INDOIS 2. 8 06/23/30 535,000.00 482,821.45 INDOIS 4. 15 03/29/27 300,000.00 298,005.00 INDOIS 4. 45 02/20/29 310,000.00 306,816.30 INDON 4. 625 04/15/43 800,000.00 705,424.00 INDON 5. 25 01/17/42 350,000.00 334,617.50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1,220,000.00 1,100,281.40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200,000.00 196,454.00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425,000.00 411,553.00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400,000.00 404,248.00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200,000.00 204,204.00 KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 143,361.30 KSA 4. 5 04/22/60 200,000.00 239,664.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
INDOIS 4. 15 03/29/27 300, 000. 00 298, 005. 00 INDOIS 4. 45 02/20/29 310, 000. 00 306, 816. 30 INDON 4. 625 04/15/43 800, 000. 00 705, 424. 00 INDON 5. 25 01/17/42 350, 000. 00 334, 617. 50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1, 220, 000. 00 1, 100, 281. 40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200, 000. 00 196, 454. 00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425, 000. 00 411, 553. 00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400, 000. 00 404, 248. 00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200, 000. 00 204, 204. 00 KSA 3. 45 02/02/61 230, 000. 00 143, 361. 30 KSA 4. 5 04/22/60 200, 000. 00 156, 908. 00 KSA 4. 75 01/16/30 240, 000. 00 239, 664. 00
INDOIS 4. 45 02/20/29 310,000.00 306,816.30 INDON 4. 625 04/15/43 800,000.00 705,424.00 INDON 5. 25 01/17/42 350,000.00 334,617.50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1,220,000.00 1,100,281.40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200,000.00 196,454.00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425,000.00 411,553.00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400,000.00 404,248.00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200,000.00 204,204.00 KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 143,361.30 KSA 4. 5 04/22/60 200,000.00 156,908.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
INDON 4. 625 04/15/43 800, 000. 00 705, 424. 00 INDON 5. 25 01/17/42 350, 000. 00 334, 617. 50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1, 220, 000. 00 1, 100, 281. 40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200, 000. 00 196, 454. 00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425, 000. 00 411, 553. 00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400, 000. 00 404, 248. 00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200, 000. 00 204, 204. 00 KSA 3. 45 02/02/61 230, 000. 00 143, 361. 30 KSA 4. 5 04/22/60 200, 000. 00 156, 908. 00 KSA 4. 75 01/16/30 240, 000. 00 239, 664. 00
INDON 5. 25 01/17/42 350,000.00 334,617.50 IVYCST 6. 125 06/15/33 1,220,000.00 1,100,281.40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200,000.00 196,454.00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425,000.00 411,553.00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400,000.00 404,248.00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200,000.00 204,204.00 KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 143,361.30 KSA 4. 5 04/22/60 200,000.00 156,908.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
IVYCST 6. 125 06/15/33 1, 220, 000. 00 1, 100, 281. 40 IVYCST 7. 625 01/30/33 200, 000. 00 196, 454. 00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425, 000. 00 411, 553. 00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400, 000. 00 404, 248. 00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200, 000. 00 204, 204. 00 KSA 3. 45 02/02/61 230, 000. 00 143, 361. 30 KSA 4. 5 04/22/60 200, 000. 00 156, 908. 00 KSA 4. 75 01/16/30 240, 000. 00 239, 664. 00
IVYCST 7. 625 01/30/33 200,000.00 196,454.00 IVYCST 8. 075 04/01/36 425,000.00 411,553.00 JORDAN 7. 5 01/13/29 400,000.00 404,248.00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200,000.00 204,204.00 KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 143,361.30 KSA 4. 5 04/22/60 200,000.00 156,908.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
IVYCST 8.075 04/01/36 425,000.00 411,553.00 JORDAN 7.5 01/13/29 400,000.00 404,248.00 JORDAN 7.75 01/15/28 200,000.00 204,204.00 KSA 3.45 02/02/61 230,000.00 143,361.30 KSA 4.5 04/22/60 200,000.00 156,908.00 KSA 4.75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
JORDAN 7. 5 01/13/29 400, 000. 00 404, 248. 00 JORDAN 7. 75 01/15/28 200, 000. 00 204, 204. 00 KSA 3. 45 02/02/61 230, 000. 00 143, 361. 30 KSA 4. 5 04/22/60 200, 000. 00 156, 908. 00 KSA 4. 75 01/16/30 240, 000. 00 239, 664. 00
JORDAN 7. 75 01/15/28 200, 000. 00 204, 204. 00 KSA 3. 45 02/02/61 230, 000. 00 143, 361. 30 KSA 4. 5 04/22/60 200, 000. 00 156, 908. 00 KSA 4. 75 01/16/30 240, 000. 00 239, 664. 00
KSA 3. 45 02/02/61 230,000.00 143,361.30 KSA 4. 5 04/22/60 200,000.00 156,908.00 KSA 4. 75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
KSA 4. 5 04/22/60 200, 000. 00 156, 908. 00 KSA 4. 75 01/16/30 240, 000. 00 239, 664. 00
KSA 4.75 01/16/30 240,000.00 239,664.00
KSA 4.875 07/18/33 200,000.00 197,292.00
MEX 6 05/07/36 320, 000. 00 308, 454. 40
MEX 6. 35 02/09/35 350, 000. 00 350, 087. 50
MEX 6. 875 05/13/37 560, 000. 00 572, 650. 40
MEX 7. 375 05/13/55 310, 000. 00 317, 130. 00
MONGOL 6. 625 02/25/30 200, 000. 00 198, 316. 00
MONTEN 7. 25 03/12/31 480, 000. 00 496, 780. 80
MOROC 3 12/15/32 300,000.00 249,612.00
MOROC 4 12/15/50 300, 000. 00 207, 267. 00
MOROC 5. 5 12/11/42 400, 000. 00 359, 668. 00
MOROC 6. 5 09/08/33 480, 000. 00 501, 072. 00
NGERIA 7. 875 02/16/32 200, 000. 00 180, 988. 00
OMAN 5. 625 01/17/28 750, 000. 00 757, 042. 50
OMAN 6 08/01/29 200, 000. 00 205, 832. 00
OMAN 6.5 03/08/47 400,000.00 408,400.00
OMAN 6.75 01/17/48 200,000.00 208,396.00
OMAN 7 01/25/51 200,000.00 214,512.00
OMANIB 4.75 06/15/26 200,000.00 199,320.00
PANAMA 6.4 02/14/35 980,000.00 924,100.80
PANAMA 6.7 01/26/36 400,000.00 385,168.00
PANAMA 6.853 03/28/54 200,000.00 176,448.00
PANAMA 6.875 01/31/36 200,000.00 193,124.00
PANAMA 7. 875 03/01/57 200, 000. 00 198, 268. 00
PANAMA 8 03/01/38 200,000.00 207,412.00

PARCHY 2 730 01/20/22	200, 000. 00	166, 290. 00
PARGUY 2, 739 01/29/33	·	
PARGUY 2. 739 01/29/33	200, 000. 00	166, 290. 00
PARGUY 5. 4 03/30/50	650, 000. 00	565, 968. 00
PARGUY 6 02/09/36	200, 000. 00	201, 380. 00
PERU 2. 78 12/01/60	585, 000. 00	318, 386. 25
PERU 2. 783 01/23/31	400, 000. 00	351, 392. 00
PERU 3. 55 03/10/51	115, 000. 00	79, 299. 40
PERU 5. 375 02/08/35	175, 000. 00	171, 018. 75
PERU 5. 625 11/18/50	115, 000. 00	109, 221. 25
PERU 8. 75 11/21/33	222, 000. 00	269, 181. 66
PHILIP 2. 65 12/10/45	725, 000. 00	461, 071. 00
PHILIP 4.625 07/17/28	200, 000. 00	200, 220. 00
PKSTAN 7.875 03/31/36	166, 000. 00	135, 746. 50
POLAND 4.875 02/12/30	250, 000. 00	251, 880. 00
POLAND 5. 125 09/18/34	564, 000. 00	558, 247. 20
POLAND 5. 375 02/12/35	290, 000. 00	291, 064. 30
POLAND 5.5 03/18/54	525, 000. 00	493, 342. 50
POLAND 5. 5 04/04/53	110, 000. 00	103, 880. 70
QATAR 4.4 04/16/50	200, 000. 00	171, 872. 00
QATAR 4.817 03/14/49	900, 000. 00	826, 983. 00
ROMANI 4 02/14/51	336, 000. 00	210, 900. 48
ROMANI 5.75 03/24/35	40, 000. 00	36, 455. 60
ROMANI 6.375 01/30/34	410, 000. 00	397, 408. 90
SENEGL 6.25 05/23/33	595, 000. 00	452, 009. 60
SENEGL 7.75 06/10/31	200, 000. 00	169, 958. 00
SERBIA 2.125 12/01/30	650, 000. 00	538, 785. 00
SERBIA 6 06/12/34	220, 000. 00	218, 708. 60
SERBIA 6.25 05/26/28	210, 000. 00	215, 023. 20
SERBIA 6.5 09/26/33	600, 000. 00	620, 646. 00
SOAF 5.375 07/24/44	400, 000. 00	302, 296. 00
SOAF 5.65 09/27/47	400, 000. 00	299, 668. 00
SOAF 5.875 04/20/32	400, 000. 00	382, 380. 00
SOAF 7.1 11/19/36	1, 394, 000. 00	1, 361, 519. 80
SRILAN 4 04/15/28	334, 803. 72	317, 226. 52
SRILAN FL 01/15/30	264, 154. 00	235, 440. 44
SRILAN FL 02/15/38	485, 826. 00	388, 660. 80
SRILAN FL 03/15/33	518, 134. 00	411, 916. 52
SRILAN FL 05/15/36	242, 811. 00	192, 743. 35
SRILAN FL 06/15/35	959, 860. 00	659, 903. 74
SRILAN FL 06/15/35	61, 742. 00	42, 447. 61
TRITOB 6. 4 06/26/34	200, 000. 00	195, 630. 00
TURKEY 4.875 04/16/43	200, 000. 00	140, 432. 00

		ARAMCO 3.5 04/16/29	400, 000. 00	382, 012. 00	
		AMXLMM 5. 375 04/04/32	400, 000. 00	384, 804. 00	
		AGROSU 4. 6 01/20/32	200, 000. 00	184, 584. 00	
		AES FL 06/10/55	250, 000. 00	259, 077. 50	
		AEGEBZ 9 01/20/31	200, 000. 00	211, 070. 00	
	カ・ドル	ADGLXY 2. 625 03/31/36	400, 000. 00	337, 728. 00	
社債券	アメリ	ABDPOC 2. 5 05/06/31	200, 000. 00	174, 850. 00	
+1 /± //		1PDD00 0 5 05 (00 (0)		(255, 973, 239)	
	特殊債券	合計		255, 973, 239	
	41	A -1		(255, 973, 239)	
		アメリカ・ドル小計	1, 925, 000. 00	1, 699, 915. 25	
		PEMEX 5.5 06/27/44	400, 000. 00	253, 416. 00	
		EXIMBK 3.25 01/15/30	1, 125, 000. 00	1, 040, 051. 25	
	カ・ドル	EIBKOR 5. 125 01/11/33	200, 000. 00	203, 442. 00	
特殊債券	アメリ	EIBKOR 5 01/11/28	200, 000. 00	203, 006. 00	
				(7, 596, 697, 744)	
	国債証券	合計		7, 596, 697, 744	
				(233, 983, 095)	
		ユーロ小計	1, 535, 000. 00	1, 445, 053. 70	
		POLAND 3.875 02/14/33	210, 000. 00	216, 392. 40	
		MONTEN 4.875 04/01/32	170, 000. 00	167, 769. 60	
		IVYCST 6.625 03/22/48	435, 000. 00	345, 825. 00	
		IVYCST 4.875 01/30/32	250, 000. 00	222, 375. 00	
		CHILE 3.75 01/14/32	100, 000. 00	99, 731. 00	
		BGARIA 4.875 05/13/36	160, 000. 00	172, 656. 00	
	ユーロ	ALBANI 5. 9 06/09/28	210, 000. 00	220, 304. 70	
		1		(25, 332, 463)	
		南アフリカ・ランド小計	3, 440, 000. 00	3, 074, 328. 00	
	ド				
	カ・ラン	OLOD 0.019 UZ/20/39	3, 440, 000. 00	3, 074, 328. 00	
	南アフリ	SAGB 8.875 02/28/35	3, 440, 000. 00	(7, 337, 382, 187)	
		アメリカ・ドル小計	54, 980, 698. 72	48, 727, 468. 36	
		ZAMBIN 0.5 12/31/53	960, 000. 00	589, 631. 96	
		URUGUA 5. 75 10/28/34	330, 000. 00	342, 213. 30	
		URUGUA 5. 1 06/18/50	400, 000. 00	369, 740. 00	
		TURKEY 9. 875 01/15/28	200, 000. 00	218, 774. 00	
		TURKEY 9. 375 03/14/29	400, 000. 00	437, 292. 00	
		TURKEY 9. 375 01/19/33	200, 000. 00	222, 906. 00	
		TURKEY 8. 6 09/24/27	425, 000. 00	451, 341. 50	
		TURKEY 6 01/14/41	200, 000. 00	165, 268. 00	
		TURKEY 5. 95 01/15/31	350, 000. 00	330, 718. 50	

ARAMCO 4. 25 04/16/39 700,000.00 608.160.00 BANDOG 6. 25 05/12/26 200,000.00 201,100.00 BANDOG 6. 25 05/12/26 200,000.00 177, 990.00 BBNTB FL 09/23/36 200,000.00 175,576.00 BBLTB FL 09/23/36 200,000.00 175,576.00 BBNTLJ 3. 75 03/30/26 200,000.00 195,772.00 BBNTLJ 3. 75 03/30/26 200,000.00 195,772.00 BBNTLJ 3. 75 03/30/26 200,000.00 426,609.00 BBNTLJ 3. 75 03/30/26 200,000.00 426,609.00 BBVSSM FL 06/29/38 450,000.00 426,609.00 BWFSM FL 06/29/38 450,000.00 471,721.50 BFFCC 3. 068 08/18/50 500,000.00 304.550.00 BWFST 4. 7 05/07/50 400,000.00 335,676.00 BVTSJ 3. 625 09/23/26 200,000.00 195,210.00 CDEL 5. 125 02/02/33 200,000.00 193,870.00 CELARA 5. 15 01/29/50 200,000.00 171,700.00 CHLMPC 5. 58 10/20/35 200,000.00 200,260.00 CMFCCI 6. 125 02/26/34 250,000.00 254,270.00 CODELCO INC 3. 15 01/14/30 200,000.00 183,080.00 CSANBZ 8. 25 PERPETUAL 250,000.00 250,930.00 CNFCT 9. 01/15/33 200,000.00 199,868.00 CNFCT 9. 01/15/33 200,000.00 199,868.00 CNFCT 9. 01/15/33 200,000.00 267,059.00 CNFCT 9. 01/15/33 200,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 05/28/45 60,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 372,968.00 EQPTIC 5. 875 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 372,968.00 EQPTIC 5. 875 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 197,674.00 EQPTIC 5. 875 05/18/30 200,000.00 197,674.00 EQPTIC 5. 875 05/18/30 200,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 372,968.00 EQPTIC 5. 875 05/18/30 200,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19/36 30,000.00 372,968.00 GLOPAR 4. 875 01/23/30 400.00 00 29,499.00 EXTMBK 3. 375 08/05/26 300.00 00 29,499.00 ECOPET 5. 875 01/19	T			
BANCOG FL PERPETUAL 200,000.00 177,990.00 BBLTB FL 09/23/36 200,000.00 175,576.00 BBLTB FL 09/25/34 250,000.00 230,667.50 BBNIIJ 3.75 03/30/26 200,000.00 195,772.00 BBVASM FL 01/18/33 450,000.00 426,609.00 BBVASM FL 06/29/38 450,000.00 471,721.50 BBYASM FL 06/29/38 450,000.00 471,721.50 BBYECC 3.068 08/18/50 500,000.00 304,550.00 BMETR 4.7 05/07/50 400,000.00 335,676.00 BVTSJ 3.625 09/23/26 200,000.00 CDEL 5.125 02/02/33 200,000.00 193,870.00 CELARA 5.15 01/29/50 200,000.00 CMPCCI 6.125 02/26/34 250,000.00 CSANBZ 8.25 PERPETUAL 250,000.00 CSANBZ 8.875 12/05/30 CSANBZ 8.875 12/05/30 DPWDU 5.25 12/24/29 265,000.00 276,059.05 ECOPET 8.875 05/18/30 200,000.00 201,949.00 202,949.00 EQPTRC 4.875 01/13/33 370,000.00 294,465.00 EQPTRC 5.87 05/18/30 200,000.00 201,93,870.00 202,94,465.00 EQPTRC 5.875 05/18/30 200,000.00 200,260.00 200,200.00 200,200.00 200,200.00 200,200.00 200,200.00 200,200.00 200,200.00 200,200.00 200,200.00 EXIMEK 3.375 08/05/26 300,000.00 200,000.00 EXIMEK 3.375 08/05/26 300,000.00 200,000.00 EXIMEK 3.375 08/05/26 300,000.00 200,000.00 200,000.00 EXIMEK 3.375 08/05/26 300,000.00 200,000.00 200,000.00 EXIMEK 3.375 08/05/26 300,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 EXIMEK 3.375 08/05/26 300,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,000.00 200,	ARAMCO 4.25 04/16/39	700, 000. 00	608, 160. 00	
BBLTB FL 09/23/36	BANBOG 6. 25 05/12/26	200, 000. 00	201, 100. 00	
BBLTB FL 09/25/34	BANCOG FL PERPETUAL	200, 000. 00	177, 990. 00	
BENITJ 3.75 03/30/26 200,000.00 195,772.00 BEVASM FL 01/18/33 450,000.00 426,609.00 BEVASM FL 06/29/38 450,000.00 471,721.50 BFFCC 3.068 08/18/50 500,000.00 304,550.00 BMETR 4.7 05/07/50 400,000.00 335,676.00 BVTSJ 3.625 09/23/26 200,000.00 195,210.00 CDEL 5.125 02/02/33 200,000.00 193,870.00 CELARA 5.15 01/29/50 200,000.00 171,700.00 CHLMPC 5.58 10/20/35 200,000.00 200,260.00 CMPCCI 6.125 02/26/34 250,000.00 254,270.00 CODELCO INC 3.15 01/14/30 200,000.00 183,080.00 CSANBZ 8.25 PERPETUAL 250,000.00 250,930.00 CWCPIN 9 01/15/33 200,000.00 199,868.00 CWCPIN 9 01/15/33 200,000.00 199,868.00 CWCPIN 9 01/15/33 200,000.00 227,059.05 ECOPET 5.875 05/28/45 60,000.00 227,059.05 ECOPET 8.875 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 8.875 01/13/33 370,000.00 197,674.00 EQPTRC 4.25 11/03/26 200,000.00 294,465.00 EQPTRC 4.25 11/03/26 200,000.00 294,465.00 EQPTRC 4.875 01/13/32 525,000.00 202,532.00 GLOPAR 5.5 01/14/32 525,000.00 227,532.00 GLOPAR 5.5 01/14/32 525,000.00 228,892.00 EXIMBK 3.375 08/05/26 300,000.00 199,20.00 EXIMBK 3.75 06/07/28 200,000.00 199,20.00 EXIMBK 6.75 12/15/36 500,000.00 199,000.00 EXIMAL 6.75 12/15/36 500,000.00 199,000.00 100,000.00 EXIMAL 6.75 12/15/36 500,000.00 100,000.00 100,000.00 EXIMAL 6.75 10/17/31 200,000.0	BBLTB FL 09/23/36	200, 000. 00	175, 576. 00	
BEVASM FL 01/18/33	BBLTB FL 09/25/34	250, 000. 00	230, 667. 50	
BBVASM FL 06/29/38	BBNIIJ 3.75 03/30/26	200, 000. 00	195, 772. 00	
BFFCC 3.068 08/18/50 500,000.00 304,550.00 BMETR 4.7 05/07/50 400,000.00 335,676.00 BYTSJ 3.625 09/23/26 200,000.00 195,210.00 CDEL 5.125 02/02/33 200,000.00 193,870.00 CELARA 5.15 01/29/50 200,000.00 171,700.00 CHLMPC 5.58 10/20/35 200,000.00 200,260.00 CMPCCI 6.125 02/26/34 250,000.00 254,270.00 CODELCO INC 3.15 01/14/30 200,000.00 183,080.00 CSANBZ 8.25 PERPETUAL 250,000.00 250,930.00 CWCFIN 9 01/15/33 200,000.00 199,868.00 CWCFIN 9 01/15/33 200,000.00 267,059.05 ECOPET 5.875 05/28/45 60,000.00 42,755.40 ECOPET 8.375 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 8.375 01/19/36 30,000.00 384,596.50 EQPTRC 4.25 11/03/26 200,000.00 197,674.00 EQPTRC 5.875 05/18/30 200,000.00 294,465.00 EXIMBK 3.375 08/05/26 300,000.00 292,532.00 GLOPAR 4.875 01/22/30 400,000.00 372,968.00 GLOPAR 5.5 01/14/32 525,000.00 264,219.80 HYNMTR 5.6 03/30/28 225,000.00 282,802.00 EXIMBR 7.5 06/04/29 260,000.00 197,008.00 ENTIMBR 7.5 06/04/29 260,000.00 282,802.00 EXIMBR 7.5 06/04/29 260,000.00 284,219.80 HYNMTR 5.6 03/30/28 225,000.00 288,802.00 ENTIMBR 7.5 06/17/30 200,000.00 288,802.00 ENTIMBR 7.5 06/17/30 200,000.00 288,802.00 ENTIMBR 7.5 06/04/29 360,000.00 288,802.00 ENTIMBR 7.5 06/04/29 360,000.00 372,968.00 GLOPAR 7.5 06/04/29 360,000.00 372,968.00 GLOPAR 7.5 06/04/29 360,000.00 372,968.00 GLOPAR 7.5 06/04/29 360,000.00 372,000.00 ENTIMBR 7.5 06/17/30 200,000.00 372,000.00 ENTAM 7.5 06/17/30 200,000.00 372,000.00 ENTIMBR 7.5 06/17/30 200,000.00 372,000.00 ENTIMBR 7.5 06/17/30 200,000.00 372,000.00 ENTIMBR 7.5 06/17/30 200,000.00 200,622.00 ENTIMBR 7.5 06/17/30 200,000.00 200,622.00 ENTIMBR 7.5 06/04/29 360,000.00 360,000 360,000 ENTIMBR 7.5 06/17/30 200,000.00 200,622.00 ENTIMBR 7.5 05/02/54 200,000.00 200,5852.00	BBVASM FL 01/18/33	450, 000. 00	426, 609. 00	
EMETR 4. 7 05/07/50 400,000.00 335,676.00 BYTSJ 3. 625 09/23/26 200,000.00 195,210.00 CDEL 5. 125 02/02/33 200,000.00 193,870.00 CELARA 5. 15 01/29/50 200,000.00 171,700.00 CHIMPC 5. 58 10/20/35 200,000.00 200,260.00 CMPCCI 6. 125 02/26/34 250,000.00 254,270.00 CODELCO INC 3. 15 01/14/30 200,000.00 183,080.00 CSANBZ 8. 25 PERPETUAL 250,000.00 250,930.00 CSNABZ 8. 875 12/05/30 200,000.00 199,868.00 CWCFIN 9 01/15/33 200,000.00 199,230.00 DPWDU 5. 25 12/24/29 265,000.00 267,059.05 ECOPET 5. 875 05/28/45 60,000.00 42,755.40 ECOPET 8. 375 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 8. 875 05/18/30 200,000.00 197,674.00 EQPTRC 4. 25 11/03/26 200,000.00 197,674.00 EQPTRC 5. 875 05/18/30 200,000.00 294,465.00 GASECM 5. 8528 02/23/36 200,000.00 294,465.00 GLOPAR 4. 875 01/12/32 400,000.00 372,968.00	BBVASM FL 06/29/38	450, 000. 00	471, 721. 50	
BYTSJ 3. 625 09/23/26	BFFCC 3.068 08/18/50	500, 000. 00	304, 550. 00	
CDEL 5. 125 02/02/33	BMETR 4.7 05/07/50	400, 000. 00	335, 676. 00	
CELARA 5. 15 01/29/50	BVTSJ 3.625 09/23/26	200, 000. 00	195, 210. 00	
CHLMPC 5. 58 10/20/35	CDEL 5. 125 02/02/33	200, 000. 00	193, 870. 00	
CMPCCI 6. 125 02/26/34 250,000.00 254,270.00 CODELCO INC 3. 15 01/14/30 200,000.00 183,080.00 CSANBZ 8. 25 PERPETUAL 250,000.00 250,930.00 CSNABZ 8. 875 12/05/30 200,000.00 199,868.00 CWCFIN 9 01/15/33 200,000.00 199,230.00 DPWDU 5. 25 12/24/29 265,000.00 267,059.05 ECOPET 5. 875 05/28/45 60,000.00 42,755.40 ECOPET 8. 375 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 8. 875 05/18/30 200,000.00 197,674.00 EQPTRC 4. 25 11/03/26 200,000.00 197,674.00 EQPTRC 5. 875 05/18/30 200,000.00 294,465.00 EXIMBK 3. 375 08/05/26 300,000.00 294,465.00 GASBCM 5. 8528 02/23/36 200,000.00 372,968.00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400,000.00 372,968.00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525,000.00 487,898.25 GLOPM 3 07/23/35 200,000.00 186,480.21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260,000.00 186,480.21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260,000.00 228,876.75	CELARA 5. 15 01/29/50	200, 000. 00	171, 700. 00	
CODELCO INC 3. 15 01/14/30	CHLMPC 5.58 10/20/35	200, 000. 00	200, 260. 00	
CSANBZ 8. 25 PERPETUAL 250, 000. 00 250, 930. 00 CSNABZ 8. 875 12/05/30 200, 000. 00 199, 868. 00 CWCFIN 9 01/15/33 200, 000. 00 199, 230. 00 DPWDU 5. 25 12/24/29 265, 000. 00 267, 059. 05 ECOPET 5. 875 05/28/45 60, 000. 00 42, 755. 40 ECOPET 8. 375 01/19/36 30, 000. 00 29, 499. 00 ECOPET 8. 875 01/13/33 370, 000. 00 384, 596. 50 EQPTRC 4. 25 11/03/26 200, 000. 00 197, 674. 00 EQPTRC 5. 875 05/18/30 200, 000. 00 208, 202. 00 EXIMBK 3. 375 08/05/26 300, 000. 00 294, 465. 00 GASBCM 5. 8528 02/23/36 200, 000. 00 372, 968. 00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400, 000. 00 372, 968. 00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525, 000. 00 487, 898. 25 GLOPM 3 07/23/35 200, 000. 00 159, 920. 00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200, 400. 00 186, 480. 21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260, 000. 00 228, 876. 75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200, 000. 00 197, 008. 00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 200, 622. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 200, 106. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 CCMCFIN 9. 000. 00 205, 852. 00 CCMCFIN 9. 01/15/31 200, 000. 00 CCMCFIN 9. 01/15/31 200, 000. 00 CCMCFIN 9. 01/15/31 200, 000. 00 CCMCFIN 9. 020, 000. 00 CCMC 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 CCMC 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 CCMC 7. 5 05/02/54	CMPCCI 6. 125 02/26/34	250, 000. 00	254, 270. 00	
CSNABZ 8. 875 12/05/30 200, 000, 00 199, 868. 00 CWCFIN 9 01/15/33 200, 000. 00 199, 230. 00 DPWDU 5. 25 12/24/29 265, 000. 00 267, 059. 05 ECOPET 5. 875 05/28/45 60, 000. 00 42, 755. 40 ECOPET 8. 375 01/19/36 30, 000. 00 29, 499. 00 ECOPET 8. 875 01/13/33 370, 000. 00 384, 596. 50 EQPTRC 4. 25 11/03/26 200, 000. 00 197, 674. 00 EQPTRC 5. 875 05/18/30 200, 000. 00 294, 465. 00 EXIMBK 3. 375 08/05/26 300, 000. 00 294, 465. 00 GASBCM 5. 8528 02/23/36 200, 000. 00 372, 968. 00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400, 000. 00 372, 968. 00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525, 000. 00 487, 898. 25 GLOPM 3 07/23/35 200, 000. 00 159, 920. 00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200, 400. 00 186, 480. 21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260, 000. 00 264, 219. 80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225, 000. 00 197, 008. 00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 200, 622. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	CODELCO INC 3.15 01/14/30	200, 000. 00	183, 080. 00	
CWCFIN 9 01/15/33 200,000,00 199,230.00 DPWDU 5.25 12/24/29 265,000.00 267,059.05 ECOPET 5.875 05/28/45 60,000.00 42,755.40 ECOPET 8.375 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 8.875 01/13/33 370,000.00 384,596.50 EQPTRC 4.25 11/03/26 200,000.00 197,674.00 EQPTRC 5.875 05/18/30 200,000.00 208,202.00 EXIMBK 3.375 08/05/26 300,000.00 294,465.00 GASBCM 5.8528 02/23/36 200,000.00 202,532.00 GLOPAR 4.875 01/22/30 400,000.00 372,968.00 GLOPAR 5.5 01/14/32 525,000.00 487,898.25 GLOPM 3 07/23/35 200,000.00 159,920.00 GRNKEN 4.3 12/13/28 200,400.00 186,480.21 HLSTWR 7.5 06/04/29 260,000.00 264,219.80 HYNMTR 5.6 03/30/28 225,000.00 228,876.75 ICTPM 4.75 06/17/30 200,000.00 197,008.00 KINAIR 6.75 12/15/36 565,000.00 567,864.55 KZOKZ 5.75 04/19/47 580,000.00 508,967.40 <td< td=""><td>CSANBZ 8.25 PERPETUAL</td><td>250, 000. 00</td><td>250, 930. 00</td><td></td></td<>	CSANBZ 8.25 PERPETUAL	250, 000. 00	250, 930. 00	
DPWDU 5. 25 12/24/29 265, 000. 00 267, 059. 05 ECOPET 5. 875 05/28/45 60, 000. 00 42, 755. 40 ECOPET 8. 375 01/19/36 30, 000. 00 29, 499. 00 ECOPET 8. 875 01/13/33 370, 000. 00 384, 596. 50 EQPTRC 4. 25 11/03/26 200, 000. 00 197, 674. 00 EQPTRC 5. 875 05/18/30 200, 000. 00 294, 465. 00 EXIMBK 3. 375 08/05/26 300, 000. 00 294, 465. 00 GASBCM 5. 8528 02/23/36 200, 000. 00 372, 968. 00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400, 000. 00 372, 968. 00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525, 000. 00 487, 898. 25 GLOPM 3 07/23/35 200, 000. 00 159, 920. 00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200, 400. 00 186, 480. 21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260, 000. 00 264, 219. 80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225, 000. 00 228, 876. 75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200, 000. 00 197, 008. 00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 508, 967. 40 MAFUAE FL PERPETUAL 200, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 200, 106. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	CSNABZ 8.875 12/05/30	200, 000. 00	199, 868. 00	
ECOPET 5. 875 05/28/45 60,000.00 42,755.40 ECOPET 8. 375 01/19/36 30,000.00 29,499.00 ECOPET 8. 875 01/13/33 370,000.00 384,596.50 EQPTRC 4. 25 11/03/26 200,000.00 197, 674.00 EQPTRC 5. 875 05/18/30 200,000.00 208, 202.00 EXIMBK 3. 375 08/05/26 300,000.00 294, 465.00 GASBCM 5. 8528 02/23/36 200,000.00 372,968.00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400,000.00 372,968.00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525,000.00 487,898.25 GLOPM 3 07/23/35 200,000.00 159,920.00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200,400.00 186,480.21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260,000.00 264,219.80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225,000.00 197,008.00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565,000.00 567,864.55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580,000.00 200,622.00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450,000.00 240,770.00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200,000.00 200,106.00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200,000.00 205,852.00	CWCFIN 9 01/15/33	200, 000. 00	199, 230. 00	
ECOPET 8. 375 01/19/36 30,000.00 29, 499.00 ECOPET 8. 875 01/13/33 370,000.00 384, 596.50 EQPTRC 4. 25 11/03/26 200,000.00 197, 674.00 EQPTRC 5. 875 05/18/30 200,000.00 208, 202.00 EXIMBK 3. 375 08/05/26 300,000.00 294, 465.00 GASBCM 5. 8528 02/23/36 200,000.00 372, 968.00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400,000.00 372, 968.00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525,000.00 487, 898.25 GLOPM 3 07/23/35 200,000.00 159, 920.00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200,400.00 186, 480.21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260,000.00 264, 219.80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225,000.00 197,008.00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565,000.00 567, 864.55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580,000.00 200, 622.00 MAFUAE FL PERPETUAL 200,000.00 240,770.00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200,000.00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200,000.00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200,000.00 205, 852.00	DPWDU 5.25 12/24/29	265, 000. 00	267, 059. 05	
ECOPET 8.875 01/13/33 370,000.00 384,596.50 EQPTRC 4.25 11/03/26 200,000.00 197,674.00 EQPTRC 5.875 05/18/30 200,000.00 208,202.00 EXIMBK 3.375 08/05/26 300,000.00 294,465.00 GASBCM 5.8528 02/23/36 200,000.00 372,968.00 GLOPAR 4.875 01/22/30 400,000.00 372,968.00 GLOPAR 5.5 01/14/32 525,000.00 487,898.25 GLOPAR 3.07/23/35 200,000.00 159,920.00 GRNKEN 4.3 12/13/28 200,400.00 186,480.21 HLSTWR 7.5 06/04/29 260,000.00 264,219.80 HYNMTR 5.6 03/30/28 225,000.00 228,876.75 ICTPM 4.75 06/17/30 200,000.00 197,008.00 KINAIR 6.75 12/15/36 565,000.00 567,864.55 KZOKZ 5.75 04/19/47 580,000.00 508,967.40 MAFUAE FL PERPETUAL 200,000.00 240,770.00 NAVOIM 6.95 10/17/31 200,000.00 205,852.00 OCPMR 7.5 05/02/54 200,000.00 205,852.00	ECOPET 5. 875 05/28/45	60, 000. 00	42, 755. 40	
EQPTRC 4. 25 11/03/26	ECOPET 8. 375 01/19/36	30, 000. 00	29, 499. 00	
EQPTRC 5. 875 05/18/30 200, 000. 00 208, 202. 00 EXIMBK 3. 375 08/05/26 300, 000. 00 294, 465. 00 GASBCM 5. 8528 02/23/36 200, 000. 00 202, 532. 00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400, 000. 00 372, 968. 00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525, 000. 00 487, 898. 25 GLOPM 3 07/23/35 200, 000. 00 159, 920. 00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200, 400. 00 186, 480. 21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260, 000. 00 264, 219. 80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225, 000. 00 228, 876. 75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200, 000. 00 197, 008. 00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 508, 967. 40 MAFUAE FL PERPETUAL 200, 000. 00 240, 770. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 200, 106. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 200, 106. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	ECOPET 8.875 01/13/33	370, 000. 00	384, 596. 50	
EXIMBK 3. 375 08/05/26 300, 000. 00 294, 465. 00 GASBCM 5. 8528 02/23/36 200, 000. 00 202, 532. 00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400, 000. 00 372, 968. 00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525, 000. 00 487, 898. 25 GLOPM 3 07/23/35 200, 000. 00 159, 920. 00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200, 400. 00 186, 480. 21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260, 000. 00 264, 219. 80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225, 000. 00 228, 876. 75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200, 000. 00 197, 008. 00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 508, 967. 40 MAFUAE FL PERPETUAL 200, 000. 00 200, 622. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 205, 852. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	EQPTRC 4.25 11/03/26	200, 000. 00	197, 674. 00	
GASBCM 5. 8528 02/23/36 200,000.00 202,532.00 GLOPAR 4. 875 01/22/30 400,000.00 372,968.00 GLOPAR 5. 5 01/14/32 525,000.00 487,898.25 GLOPM 3 07/23/35 200,000.00 159,920.00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200,400.00 186,480.21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260,000.00 264,219.80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225,000.00 228,876.75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200,000.00 197,008.00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565,000.00 567,864.55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580,000.00 508,967.40 MAFUAE FL PERPETUAL 200,000.00 200,622.00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450,000.00 240,770.00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200,000.00 205,852.00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200,000.00 205,852.00	EQPTRC 5.875 05/18/30	200, 000. 00	208, 202. 00	
GLOPAR 4.875 01/22/30 400,000.00 372,968.00 GLOPAR 5.5 01/14/32 525,000.00 487,898.25 GLOPM 3 07/23/35 200,000.00 159,920.00 GRNKEN 4.3 12/13/28 200,400.00 186,480.21 HLSTWR 7.5 06/04/29 260,000.00 264,219.80 HYNMTR 5.6 03/30/28 225,000.00 228,876.75 ICTPM 4.75 06/17/30 200,000.00 197,008.00 KINAIR 6.75 12/15/36 565,000.00 567,864.55 KZOKZ 5.75 04/19/47 580,000.00 508,967.40 MAFUAE FL PERPETUAL 200,000.00 200,622.00 MINCAP 5.625 08/10/37 450,000.00 240,770.00 NAVOIM 6.95 10/17/31 200,000.00 205,852.00	EXIMBK 3.375 08/05/26	300, 000. 00	294, 465. 00	
GLOPAR 5. 5 01/14/32 525, 000. 00 487, 898. 25 GLOPM 3 07/23/35 200, 000. 00 159, 920. 00 GRNKEN 4. 3 12/13/28 200, 400. 00 186, 480. 21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260, 000. 00 264, 219. 80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225, 000. 00 228, 876. 75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200, 000. 00 197, 008. 00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 508, 967. 40 MAFUAE FL PERPETUAL 200, 000. 00 200, 622. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 205, 852. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	GASBCM 5.8528 02/23/36	200, 000. 00	202, 532. 00	
GLOPM 3 07/23/35 200,000.00 159,920.00 GRNKEN 4.3 12/13/28 200,400.00 186,480.21 HLSTWR 7.5 06/04/29 260,000.00 264,219.80 HYNMTR 5.6 03/30/28 225,000.00 228,876.75 ICTPM 4.75 06/17/30 200,000.00 197,008.00 KINAIR 6.75 12/15/36 565,000.00 567,864.55 KZOKZ 5.75 04/19/47 580,000.00 508,967.40 MAFUAE FL PERPETUAL 200,000.00 200,622.00 MINCAP 5.625 08/10/37 450,000.00 423,981.00 MWCPM 4.375 07/30/30 250,000.00 240,770.00 NAVOIM 6.95 10/17/31 200,000.00 205,852.00	GLOPAR 4.875 01/22/30	400, 000. 00	372, 968. 00	
GRNKEN 4. 3 12/13/28 200, 400. 00 186, 480. 21 HLSTWR 7. 5 06/04/29 260, 000. 00 264, 219. 80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225, 000. 00 228, 876. 75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200, 000. 00 197, 008. 00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 508, 967. 40 MAFUAE FL PERPETUAL 200, 000. 00 200, 622. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 423, 981. 00 MWCPM 4. 375 07/30/30 250, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 205, 852. 00	GLOPAR 5.5 01/14/32	525, 000. 00	487, 898. 25	
HLSTWR 7. 5 06/04/29 260, 000. 00 264, 219. 80 HYNMTR 5. 6 03/30/28 225, 000. 00 228, 876. 75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200, 000. 00 197, 008. 00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 508, 967. 40 MAFUAE FL PERPETUAL 200, 000. 00 200, 622. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 423, 981. 00 MWCPM 4. 375 07/30/30 250, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 205, 852. 00	GLOPM 3 07/23/35	200, 000. 00	159, 920. 00	
HYNMTR 5. 6 03/30/28 225,000.00 228,876.75 ICTPM 4. 75 06/17/30 200,000.00 197,008.00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565,000.00 567,864.55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580,000.00 508,967.40 MAFUAE FL PERPETUAL 200,000.00 200,622.00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450,000.00 423,981.00 MWCPM 4. 375 07/30/30 250,000.00 240,770.00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200,000.00 200,106.00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200,000.00 205,852.00	GRNKEN 4.3 12/13/28	200, 400. 00	186, 480. 21	
ICTPM 4. 75 06/17/30 200,000.00 197,008.00 KINAIR 6. 75 12/15/36 565,000.00 567,864.55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580,000.00 508,967.40 MAFUAE FL PERPETUAL 200,000.00 200,622.00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450,000.00 423,981.00 MWCPM 4. 375 07/30/30 250,000.00 240,770.00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200,000.00 200,106.00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200,000.00 205,852.00	HLSTWR 7.5 06/04/29	260, 000. 00	264, 219. 80	
KINAIR 6. 75 12/15/36 565, 000. 00 567, 864. 55 KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 508, 967. 40 MAFUAE FL PERPETUAL 200, 000. 00 200, 622. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 423, 981. 00 MWCPM 4. 375 07/30/30 250, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 200, 106. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	HYNMTR 5.6 03/30/28	225, 000. 00	228, 876. 75	
KZOKZ 5. 75 04/19/47 580, 000. 00 508, 967. 40 MAFUAE FL PERPETUAL 200, 000. 00 200, 622. 00 MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 423, 981. 00 MWCPM 4. 375 07/30/30 250, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 200, 106. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	ICTPM 4.75 06/17/30	200, 000. 00	197, 008. 00	
MAFUAE FL PERPETUAL 200,000.00 200,622.00 MINCAP 5.625 08/10/37 450,000.00 423,981.00 MWCPM 4.375 07/30/30 250,000.00 240,770.00 NAVOIM 6.95 10/17/31 200,000.00 200,106.00 OCPMR 7.5 05/02/54 200,000.00 205,852.00	KINAIR 6.75 12/15/36	565, 000. 00	567, 864. 55	
MINCAP 5. 625 08/10/37 450, 000. 00 423, 981. 00 MWCPM 4. 375 07/30/30 250, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 200, 106. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	KZOKZ 5.75 04/19/47	580, 000. 00	508, 967. 40	
MWCPM 4. 375 07/30/30 250, 000. 00 240, 770. 00 NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 200, 106. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	MAFUAE FL PERPETUAL	200, 000. 00	200, 622. 00	
NAVOIM 6. 95 10/17/31 200, 000. 00 200, 106. 00 OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	MINCAP 5.625 08/10/37	450, 000. 00	423, 981. 00	
OCPMR 7. 5 05/02/54 200, 000. 00 205, 852. 00	MWCPM 4.375 07/30/30	250, 000. 00	240, 770. 00	
	NAVOIM 6.95 10/17/31	200, 000. 00	200, 106. 00	
OMGRID 3.958 05/07/25 200,000.00 199,784.00	OCPMR 7.5 05/02/54	200, 000. 00	205, 852. 00	
	OMGRID 3.958 05/07/25	200, 000. 00	199, 784. 00	

i i				
	OMGRID 5.8 02/03/31	300, 000. 00	302, 655. 00	
	PEMEX 10 02/07/33	182, 000. 00	189, 978. 88	
	PEMEX 4.5 01/23/26	235, 000. 00	230, 384. 60	
	PEMEX 5.625 01/23/46	380, 000. 00	243, 017. 60	
	PEMEX 5.95 01/28/31	155, 000. 00	132, 614. 90	
	PEMEX 6.5 03/13/27	410, 000. 00	400, 639. 70	
	PEMEX 8.75 06/02/29	662, 000. 00	664, 019. 10	
	PERTIJ 5.625 05/20/43	200, 000. 00	184, 532. 00	
	PETRPE 5.625 06/19/47	435, 000. 00	275, 481. 15	
	PIFKSA 5.125 02/14/53	406, 000. 00	349, 626. 90	
	PLNIJ 4.125 05/15/27	200, 000. 00	196, 522. 00	
	PLNIJ 6.25 01/25/49	200, 000. 00	194, 352. 00	
	POHANG 5.75 01/17/28	200, 000. 00	204, 682. 00	
	QPETRO 2.25 07/12/31	475, 000. 00	409, 668. 50	
	QPETRO 3. 125 07/12/41	400, 000. 00	298, 508. 00	
	QTELQD 2.625 04/08/31	200, 000. 00	177, 700. 00	
	RILIN 2.875 01/12/32	250, 000. 00	216, 127. 50	
	SAAVIE 8.875 02/10/35	200, 000. 00	203, 500. 00	
	SAFTRA 8.25 02/06/28	200, 000. 00	204, 612. 00	
	SAMTOT 5.5 07/18/29	200, 000. 00	202, 734. 00	
	SBIIN 5 01/17/29	200, 000. 00	200, 066. 00	
	SIGMA 4.875 03/27/28	200, 000. 00	199, 358. 00	
	TATAIN 5. 45 01/24/28	200, 000. 00	201, 498. 00	
	TOPTB 3.5 10/17/49	268, 000. 00	167, 357. 96	
	TRAJAM 5.75 10/10/36	130, 299. 40	121, 308. 74	
	アメリカ・ドル小計	20, 668, 699. 40	19, 153, 410. 94	
			(2, 884, 120, 619)	
ユーロ	NOVAKR FL 06/29/26	300, 000. 00	303, 264. 00	
	TVLRO FL 04/27/27	260, 000. 00	273, 088. 40	
	ユーロ小計	560, 000. 00	576, 352. 40	
			(93, 322, 981)	
社債券合	·計		2, 977, 443, 600	
			(2, 977, 443, 600)	
	合 計		10, 830, 114, 583	
			(10, 830, 114, 583)	

(注)金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄	数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	142 銘柄	63.8%	67. 7%
	特殊債券	4 銘柄	2.2%	2. 4%
	社債券	74 銘柄	25. 1%	26.6%
南アフリカ・ランド	国債証券	1 銘柄	0.2%	0. 2%

ユーロ	国債証券	7 銘柄	2.0%	2. 2%
	社債券	2 銘柄	0.8%	0.9%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

欧州債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円) (2025年3月27日現在) 資産の部 流動資産 預金 6, 344, 945 金銭信託 2,808 コール・ローン 383, 593 国債証券 643, 036, 853 33, 387, 050 特殊債券 社債券 67, 401, 305 派生商品評価勘定 486,090 未収利息 7, 865, 330 前払費用 2,012,102 流動資産合計 760, 920, 076 資産合計 760, 920, 076 負債の部 流動負債 派生商品評価勘定 1, 766, 158 流動負債合計 1, 766, 158 負債合計 1, 766, 158 純資産の部 元本等 元本 466, 678, 015 剰余金 剰余金又は欠損金 (△) 292, 475, 903 元本等合計 759, 153, 918 純資産合計 759, 153, 918

(2) 注記表

負債純資産合計

(重要な会計方針の注記)

(里女	里安は云計力則の住記)		
項目		自 2024年9月28日	
	A E	至 2025年3月27日	
1.	有価証券の評価基準及び評	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評	
	価方法	価しております。	
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	

760, 920, 076

		金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の
		最終相場に基づいて評価しております。
		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
		者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提
		供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
		(3) 時価が入手できなかった有価証券
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
		場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
		額により評価しております。
2.	デリバティブの評価基準及	為替予約取引
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
		原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.	その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理
	の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理して
		おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2025年3月27日現在)
1.	当計算期間の末日における	466, 678, 015 □
	受益権の総数	
2.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.6267 円
		(1万口当たりの純資産額 16, 267 円)

(金融商品に関する注記)

	項目	自 2024年9月28日		
	[*] Д Ц	至 2025年3月27日		
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券 投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、 投資として運用することを目的としております。		
2.	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 (1) 金融商品の内容 (2) 有価証券 (3) 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 (3) デリバティブ取引 (4) 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。		

3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。 3. 金融商品に係るリスク管理 リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門 体制 から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信 託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、 報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等 を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、 原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部 署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある いは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵 触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責 任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、 リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場 合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク 管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会 議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制 の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

ш.	1. 亚脚间即分型面分位因为为事实			
	項目	(2025年3月27日現在)		
1	. 貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額		
	び差額	と時価との差額はありません。		
2	2. 時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、特殊債券、社債券)		
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。		
		(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)		
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており		
		ます。		
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等		
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該		
		帳簿価額を時価としております。		
3	3. 金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる		
	事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ		

実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場 リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

(2025年3月27日現在)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位:円)

+	 				(十匹・11)
		契 約 額	等		
区 分	種類		うち	時 価	評価損益
			1年超		
	為替予約取引				
	買建				
	イギリス・ポンド	24, 239, 121	_	24, 323, 907	84, 786
	イスラエル・シュケル	7, 971, 883	_	7, 436, 991	△534, 892
	デンマーク・クローネ	2, 253, 515	-	2, 263, 529	10, 014
	ノルウェー・クローネ	1, 276, 790	-	1, 328, 268	51, 478
	ポーランド・ズロチ	11, 867, 240	-	11, 917, 671	50, 431
市場取引以外	ユーロ	47, 196, 832	-	46, 733, 242	△463, 590
の取引	小計	94, 805, 381	-	94, 003, 608	△801, 773
V/4X/71	売建				
	イギリス・ポンド	766, 760	-	774, 565	△7, 805
	スウェーデン・クロー	12, 381, 310	-	13, 010, 155	△628, 845
	ナ				
	チェコ・コルナ	18, 760, 132	-	18, 728, 383	31, 749
	ルーマニア・レイ	15, 288, 630	-	15, 246, 941	41, 689
	ユーロ	47, 608, 549	-	47, 523, 632	84, 917
	小計	94, 805, 381	_	95, 283, 676	△478, 295
	合 計	189, 610, 762	_	189, 287, 284	△1, 280, 068

(注) 1. 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法については以下のように評価しております。

- 1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該 為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表 されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもと に計算したレートを用いております。
 - ・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2) 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。
- 3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実

義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年9月28日 至 2025年3月27日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(() () () () () () () () () (
(2025年3月27日現在)	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	484, 655, 005 円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	17, 976, 990 円
2025 年 3 月 27 日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	466, 678, 015 円
合 計	466, 678, 015 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	イギリ	UKT 0.125 01/30/26	62, 000. 00	60, 223. 70	
	ス・ポン	UKT 0.625 10/22/50	80, 000. 00	29, 312. 00	
	ド	UKT 1.25 07/31/51	194, 000. 00	84, 603. 40	
		UKT 3.75 10/22/53	85, 000. 00	65, 716. 90	
		UKT 4.125 01/29/27	60, 000. 00	59, 851. 80	
		UKT 4.25 12/07/46	107, 000. 00	93, 077. 16	
		UKT 4.625 01/31/34	55, 000. 00	54, 936. 75	
		UKT 4.75 12/07/30	36, 000. 00	36, 820. 80	
		イギリス・ポンド小計	679, 000. 00	484, 542. 51	
				(94, 054, 547)	
	デンマー	DGB 4.5 11/15/39	89, 000. 00	106, 785. 76	
	ク・クロ				
	ーネ				
		デンマーク・クローネ小計	89, 000. 00	106, 785. 76	
				(2, 317, 251)	
	ノルウェ	NGB 1.75 09/06/29	157, 000. 00	142, 965. 77	

ー・クロ				
ーネ	N. 1.31			
	ノルウェー・クローネ小計	157, 000. 00	142, 965. 77	
T-	GGD 0 05 05 /44 /05	240.000.00	(2, 038, 692)	
スウェー デン・ク	SGB 2.25 05/11/35	640, 000. 00	613, 472. 00	
ワン・クローナ				
П)	<u> </u> スウェーデン・クローナ小計	640, 000. 00	613, 472. 00	
		040, 000. 00	(9, 171, 406)	
チェコ・	CZGB 4.9 04/14/34	1, 500, 000. 00	1, 575, 600. 00	
コルナ		_,,	2, 212, 2222	
	チェコ・コルナ小計	1, 500, 000. 00	1, 575, 600. 00	
			(10, 243, 921)	
ポーラン	POLGB 6 10/25/33	471, 000. 00	478, 893. 96	
ド・ズロ				
チ				
	ポーランド・ズロチ小計	471, 000. 00	478, 893. 96	
			(18, 525, 917)	
ユーロ	BGB 3.3 06/22/54	54, 000. 00	47, 565. 36	
	BGB 4.25 03/28/41	54, 000. 00	57, 453. 84	
	BGB 5 03/28/35	100, 000. 00	114, 362. 00	
	BTPS 0.5 07/15/28	33, 000. 00	30, 857. 97	
	BTPS 0.95 06/01/32	138, 000. 00	116, 753. 52	
	BTPS 2.7 03/01/47	33, 000. 00	25, 282. 62	
	BTPS 3 10/01/29	34, 000. 00	34, 103. 02	
	BTPS 3.45 07/15/31	118, 000. 00	119, 044. 30	
	BTPS 4.2 03/01/34	60, 000. 00	62, 385. 00	
	BTPS 4.35 11/01/33	78, 000. 00	82, 146. 48	
	BTPS 4.75 09/01/28	137, 000. 00	146, 595. 48	
	BTPS 4.75 09/01/44	116, 000. 00	122, 187. 44	
	BTPS 5 08/01/34	25, 000. 00	27, 550. 75	
	BTPS 5 09/01/40	52, 000. 00	56, 565. 60	
	CHILE 1.75 01/20/26	105, 000. 00	104, 394. 15	
	FRTR 0 11/25/30	43, 000. 00	36, 562. 90	
	FRTR 0.75 05/25/52	232, 000. 00	108, 406. 64	
	FRTR 2.75 02/25/29	124, 000. 00	124, 523. 28	
	FRTR 3 05/25/54	29, 000. 00	23, 670. 09	
	FRTR 3 11/25/34	191, 000. 00	184, 303. 54	
	FRTR 3.25 05/25/45	73, 000. 00	66, 357. 73	
	ISRAEL 1.5 01/16/29	101, 000. 00	94, 340. 06	
	IVYCST 4.875 01/30/32	100, 000. 00	88, 950. 00	
	KSA 3.375 03/05/32	100, 000. 00	98, 661. 00	
	LATVIA 3.875 05/22/29	20, 000. 00	20, 734. 00	

		1	1	1
		LITHUN 0.5 06/19/29	118, 000. 00	106, 608. 28
		NETHER 0. 25 07/15/29	175, 000. 00	159, 426. 75
		POLAND 3. 125 10/22/31	78, 000. 00	77, 823. 72
		RAGB 2.9 02/20/34	95, 000. 00	93, 656. 70
		RAGB 3.45 10/20/30	88, 000. 00	91, 289. 44
		RFGB 0.5 09/15/29	114, 000. 00	104, 107. 08
		RFGB 2.95 04/15/55	18, 000. 00	15, 933. 78
		SERBIA 1.65 03/03/33	100, 000. 00	78, 334. 00
		SPGB 0.1 04/30/31	17, 000. 00	14, 380. 13
		SPGB 0.7 04/30/32	23, 000. 00	19, 615. 55
		SPGB 1.9 10/31/52	7, 000. 00	4, 489. 03
		SPGB 2.35 07/30/33	175, 000. 00	164, 181. 50
		SPGB 2.7 01/31/30	30, 000. 00	29, 948. 10
		SPGB 3.45 07/30/66	10, 000. 00	8, 545. 30
		SPGB 3.45 10/31/34	57, 000. 00	57, 357. 39
		SPGB 4 10/31/54	30, 000. 00	29, 164. 20
		SPGB 4.9 07/30/40	22, 000. 00	24, 761. 66
		SPGB 5.15 10/31/44	48, 000. 00	55, 851. 84
		ユーロ小計	3, 355, 000. 00	3, 129, 231. 22
				(506, 685, 119)
	国債証券	合計		643, 036, 853
				(643, 036, 853)
特殊債券	スウェー	EIB 1.75 11/12/26	480, 000. 00	473, 942. 40
	デン・ク			
	ローナ			
		スウェーデン・クローナ小計	480, 000. 00	473, 942. 40
				(7, 085, 439)
	ユーロ	MAGYAR 0.375 06/09/26	168, 000. 00	162, 435. 84
		ユーロ小計	168, 000. 00	162, 435. 84
				(26, 301, 611)
	特殊債券	合計		33, 387, 050
				(33, 387, 050)
土債券	ユーロ	CESSPO FL 01/15/30	100, 000. 00	105, 044. 00
		ISLBAN 4.625 03/27/28	100, 000. 00	103, 485. 00
		MBKPW FL 09/11/27	100, 000. 00	106, 646. 00
		NOVAKR FL 06/29/26	100, 000. 00	101, 088. 00
		ユーロ小計	400, 000. 00	416, 263. 00
				(67, 401, 305)
	社債券合	<u>i</u> t		67, 401, 305
				(67, 401, 305)
		合 計		743, 825, 208
			1	

⁽注)金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
イギリス・ポンド	国債証券	8 銘柄	12.4%	12. 6%
デンマーク・クローネ	国債証券	1 銘柄	0.3%	0.3%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1 銘柄	0.3%	0.3%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1 銘柄	1.2%	1. 2%
	特殊債券	1 銘柄	0.9%	1.0%
チェコ・コルナ	国債証券	1 銘柄	1.3%	1.4%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1 銘柄	2.4%	2. 5%
ユーロ	国債証券	43 銘柄	66. 7%	68. 1%
	特殊債券	1 銘柄	3.5%	3. 5%
	社債券	4 銘柄	8.9%	9. 1%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

アジア・オセアニア債券マザーファンド

(1)貸借対照表

		(単位:円)
	(2025年3月27日現在)	
資産の部		
流動資産		
預金		26, 301, 993
金銭信託		124, 575
コール・ローン		17, 018, 492
国債証券		444, 626, 621
特殊債券		261, 149, 278
未収利息		4, 885, 055
流動資産合計		754, 106, 014
資産合計		754, 106, 014
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		-
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本		401, 246, 564
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)		352, 859, 450
元本等合計		754, 106, 014
純資産合計		754, 106, 014
負債純資産合計		754, 106, 014

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目 自 2024年9月28日至2025年3月27日 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価ります。	で評価してお
至 2025 年 3 月 27 日 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 国債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価の方法	で評価してお
価方法 ります。	で評価してお
(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券	
金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商	品取引所等の
最終相場に基づいて評価しております。	
(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券	
金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融	商品取引業
者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格	ら情報会社の提
供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価してお	ります。
(3) 時価が入手できなかった有価証券	
直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託	者が判断した
場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価。	と認める評価
額により評価しております。	
2. デリバティブの評価基準及 為替予約取引	
び評価方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に	あたっては、
原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。	>
3. その他財務諸表作成のため 外貨建資産等の会計処理	
の基礎となる事項 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づい	いて処理して
おります。	

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	項目	(2025年3月27日現在)
1.	当計算期間の末日における	401, 246, 564 □
	受益権の総数	
2.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.8794円
		(1 万口当たりの純資産額 18, 794 円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	15 日	自 2024年9月28日
	項目	至 2025年3月27日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券
		投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、
		投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商	(1) 金融商品の内容
	品に係るリスク	1) 有価証券

当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券を組み入れております。

2) デリバティブ取引

当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。

当計算期間については、為替予約取引を行っております。

- 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
- (2) 金融商品に係るリスク

有価証券およびデリバティブ取引等

当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。

3. 金融商品に係るリスク管理 体制

リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。

また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。

なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

	項目	(2025年3月27日現在)
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額
	び差額	と時価との差額はありません。
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(国債証券、特殊債券)
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。
		(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)

		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており
		ます。
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該
		帳簿価額を時価としております。
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる
	事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ
		取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場
		リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年9月28日 至 2025年3月27日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025年3月27日現在)		
開示対象ファンドの		
期首における当該親投資信託の元本額	411, 687, 703 円	
同期中における追加設定元本額	-円	
同期中における一部解約元本額	10, 441, 139 円	
2025年3月27日現在の元本の内訳		
グローバル資産分散オープン	401, 246, 564 円	
合 計	401, 246, 564 円	

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券オースト		ACGB 2.25 05/21/28	800, 000. 00	763, 616. 00	
	ラリア・				
	ドル				
		オーストラリア・ドル小計	800, 000. 00	763, 616. 00	
				(72, 314, 435)	
	香港・ド	HKGB 2.24 08/27/29	2, 100, 000. 00	2, 031, 981. 00	
	ル	HKGB 2.39 08/20/25	2, 900, 000. 00	2, 890, 314. 00	

		香港・ドル小計	5, 000, 000. 00	4, 922, 295. 00 (95, 295, 631)
	シンガポール・ド	SIGB 2.125 06/01/26	770, 000. 00	765, 765. 00
	ル			
		シンガポール・ドル小計	770, 000. 00	765, 765. 00
				(86, 056, 671)
	ニュージ	NZGB 1.5 05/15/31	630, 000. 00	538, 177. 50
	ド・ドル			
		ニュージーランド・ドル小計	630, 000. 00	538, 177. 50 (46, 385, 519)
	韓国・ウォン	KTB 1.125 09/10/25	140, 000, 000. 00	139, 045, 200. 00
	7	韓国・ウォン小計	140, 000, 000. 00	139, 045, 200. 00 (14, 279, 942)
	マレーシ	MGS 3.892 03/15/27	1, 900, 000. 00	1, 919, 209. 00
	ア・リン ギット	MGS 4.392 04/15/26	1, 900, 000. 00	1, 922, 154. 00
		マレーシア・リンギット小計	3, 800, 000. 00	3, 841, 363. 00 (130, 294, 423)
	国債証券行	今計·		444, 626, 621
	オースト	TEC 1 95 09/06/91	000 000 00	(444, 626, 621)
特殊債券	ラリア・	IFC 1. 25 02/06/31 IFC 3. 15 06/26/29	900, 000. 00 500, 000. 00	748, 755. 00 478, 865. 00
	ドル	オーストラリア・ドル小計	1, 400, 000. 00	1, 227, 620. 00 (116, 255, 614)
	ニュージ	IBRD 2.875 11/30/26	1,700,000.00	1, 681, 096. 00
	ド・ドル			
		ニュージーランド・ドル小計	1, 700, 000. 00	1, 681, 096. 00 (144, 893, 664)
	 特殊債券?	 수計		261, 149, 278
	13 // N. DE 20. 1	→ #1		(261, 149, 278)
		合 計		705, 775, 899 (705, 775, 899)

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通 貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
オーストラリア・ドル	国債証券	1 銘柄	9.6%	10. 2%
	特殊債券	2 銘柄	15. 4%	16. 5%
香港・ドル	国債証券	2 銘柄	12.6%	13. 5%

シンガポール・ドル	国債証券	1 銘柄	11. 4%	12. 2%
ニュージーランド・ドル	国債証券	1 銘柄	6. 2%	6.6%
	特殊債券	1 銘柄	19. 2%	20. 5%
韓国・ウォン	国債証券	1 銘柄	1.9%	2.0%
マレーシア・リンギット	国債証券	2 銘柄	17. 3%	18. 5%

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

コモディティ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円) (2025年3月27日現在) 資産の部 流動資産 金銭信託 81,616 コール・ローン 11, 149, 742 社債券 330, 282, 172 未収利息 24, 845, 776 前払費用 411,722 流動資産合計 366, 771, 028 資産合計 366, 771, 028 負債の部 流動負債 流動負債合計 負債合計 純資産の部 元本等 元本 372, 637, 754 剰余金 剰余金又は欠損金(△) $\triangle 5,866,726$ 元本等合計 366, 771, 028 純資産合計 366, 771, 028 負債純資産合計 366, 771, 028

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目		自 2024年9月28日
	項目	至 2025年3月27日
1.	有価証券の評価基準及び評 価方法	社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。
		(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の 最終相場に基づいて評価しております。

		(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券
		金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業
		者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提
		供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。
		(3) 時価が入手できなかった有価証券
		直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した
		場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価
		額により評価しております。
2.	デリバティブの評価基準及	為替予約取引
	び評価方法	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、
		原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。
3.	その他財務諸表作成のため	外貨建資産等の会計処理
	の基礎となる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理して
		おります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、 注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1210	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	項目	(2025年3月27日現在)
1.	当計算期間の末日における	372, 637, 754 🗆
	受益権の総数	
2.	「投資信託財産の計算に関	元本の欠損
	する規則」第55条の6第	5, 866, 726 円
	10 号に規定する額	
3.	1単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 0.9843 円
		(1万口当たりの純資産額9,843円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	項目	自 2024年9月28日 至 2025年3月27日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券 投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、 投資として運用することを目的としております。
2.	金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。

当計算期間については、為替予約取引を行っております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、 金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク があります。 3. 金融商品に係るリスク管理 リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門 体制 から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信 託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングお よびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行って います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等について は、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、 報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制につい ては、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等 を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、 原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部 署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施ある いは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵 触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責 任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、 リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場 合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク 管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会 議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れ は、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制 の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

		1	
	項目	(2025年3月27日現在)	
1.	貸借対照表計上額、時価及	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額	
	び差額	と時価との差額はありません。	
2.	時価の算定方法	(1) 有価証券(社債券)	
		「重要な会計方針の注記」に記載しております。	
		(2) 派生商品評価勘定 (デリバティブ取引)	
		デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しており	
		ます。	
		(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等	
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該	
		帳簿価額を時価としております。	
3.	金融商品の時価等に関する	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる	

実施し、投資対象としての適格性を判断しております。

事項についての補足説明	前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ
	取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場
	リスクを示すものではありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2024年9月28日 至 2025年3月27日

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

(2025 年 3 月 27 日現在	E)
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	423, 316, 406 円
同期中における追加設定元本額	-円
同期中における一部解約元本額	50, 678, 652 円
2025年3月27日現在の元本の内訳	
グローバル資産分散オープン	372, 637, 754 円
合 計	372, 637, 754 円

(3) 附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
社債券	アメリ	BCOM/UBS 10/20/25	2, 200, 000. 00	2, 193, 400. 00	
	カ・ドル				
		アメリカ・ドル小計	2, 200, 000. 00	2, 193, 400. 00	
				(330, 282, 172)	
	社債券合計	+		330, 282, 172	
				(330, 282, 172)	
		合 計		330, 282, 172	
				(330, 282, 172)	

(注) 金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるものの内書きであり、また邦貨換算金額で表示しております。

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率	
アメリカ・ドル	社債券	1 銘柄	90. 1%	100.0%	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

グローバル資産分散オープン

2025年4月30日現在

I	資産総額	7, 273, 087, 922 円
П	負債総額	14, 632, 665 円
Ш	純資産総額 (I-Ⅱ)	7, 258, 455, 257 円
IV	発行済口数	6, 279, 043, 427 □
V	1口当たり純資産額(Ⅲ/Ⅳ)	1.1560 円
	(1万口当たり純資産額)	(11, 560 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

- ロ 受益者名簿 作成しません。
- ハ 受益者に対する特典 ありません。
- ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

へ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

2025年4月30日現在

資本金の額 20 億円

会社が発行する株式の総数 発行済株式総数 33,870,060 株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、 累積投票によらないものとします。

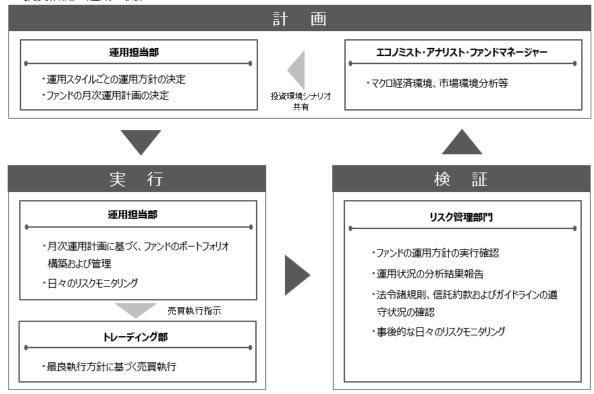
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2025 年 4 月 30 日現在、委託会社が運用を行っている投資信託 (親投資信託は除きます) は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	656	12, 782, 536
単位型株式投資信託	75	589, 842
追加型公社債投資信託	1	22, 397
単位型公社債投資信託	129	189, 298
合 計	861	13, 584, 075

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。 以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成 19 年内閣府令第 52 号) に基づいて作成しております。
 - また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、第39期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第40期中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 佐藤栄裕

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 深井康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 39 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月18日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 深井康治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の 経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年4月1日から 2025 年3 月31日までの第40期事業年度の中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間 財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及び その他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作 成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同 日をもって終了する中間会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)の経営成績に関する有用 な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行っ た。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載され ている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監 査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間 財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが 適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づ いて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す ることにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示 に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成 と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及 び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、 並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価す る。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

			(単位:千円)
		前事業年度	当事業年度
Vito to a hor		(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
資産の部			
流動資産		05 540 400	22 540 024
現金及び預金		37, 742, 400	66, 540, 261
金銭の信託		12, 645, 575	23, 435, 831
顧客分別金信託		300, 046	300, 051
前払費用		546, 900	583, 635
未収入金		437, 880	193, 837
未収委託者報酬		11, 563, 662	14, 480, 419
未収運用受託報酬		2, 138, 030	3, 342, 186
未収投資助言報酬		344, 586	406, 420
未収収益		35, 477	84, 166
その他の流動資産	<u>-</u>	8, 423	43, 391
流動資産合計	_	65, 762, 982	109, 410, 202
固定資産			
有形固定資産	※ 1		
建物		1, 361, 305	1, 265, 924
器具備品		559, 057	516, 485
土地		710	710
リース資産		4, 114	1, 782
建設仮勘定		81, 240	_
有形固定資産合計	_	2, 006, 427	1, 784, 901
無形固定資産	_		
ソフトウェア		2, 414, 295	2, 606, 617
ソフトウェア仮勘定		508, 956	101, 101
のれん		3, 045, 409	2, 740, 868
顧客関連資産		11, 445, 340	9, 332, 065
電話加入権		12, 706	12, 706
商標権		36	30
無形固定資産合計	_	17, 426, 744	14, 793, 389
投資その他の資産	-	, ,	, ,
投資有価証券		9, 222, 276	9, 976, 957
関係会社株式		11, 850, 598	1, 927, 221
長期差入保証金		1, 388, 987	1, 361, 654
長期前払費用		80, 207	44, 009
会員権		90, 479	90, 479
繰延税金資産			716, 093
貸倒引当金		\triangle 20, 750	$\triangle 20,750$
投資その他の資産合計	_	22, 611, 799	14, 095, 666
固定資産合計	_	42, 044, 971	30, 673, 957
資産合計	_		
貝炷口司	_	107, 807, 953	140, 084, 160

負債の部 流動負債 リース債務 顧客からの預り金 その他の預り金 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払償還金 未払手数料 その他未払金 未払費用	前事業年度 (2023年3月31日) 2,564 11,094 128,069 2,013 1,312 5,194,011 259,542 6,370,986	当事業年度 (2024年3月31日) 1,960 21,728 166,944 1,927 1,253 6,580,971 642,514
流動負債 リース債務 顧客からの預り金 その他の預り金 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払賃還金 未払手数料 その他未払金	2, 564 11, 094 128, 069 2, 013 1, 312 5, 194, 011 259, 542	1, 960 21, 728 166, 944 1, 927 1, 253 6, 580, 971
流動負債 リース債務 顧客からの預り金 その他の預り金 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金	11, 094 128, 069 2, 013 1, 312 5, 194, 011 259, 542	21, 728 166, 944 1, 927 1, 253 6, 580, 971
リース債務 顧客からの預り金 その他の預り金 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金	11, 094 128, 069 2, 013 1, 312 5, 194, 011 259, 542	21, 728 166, 944 1, 927 1, 253 6, 580, 971
顧客からの預り金 その他の預り金 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金	11, 094 128, 069 2, 013 1, 312 5, 194, 011 259, 542	21, 728 166, 944 1, 927 1, 253 6, 580, 971
その他の預り金 未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金	128, 069 2, 013 1, 312 5, 194, 011 259, 542	166, 944 1, 927 1, 253 6, 580, 971
未払金 未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金	2, 013 1, 312 5, 194, 011 259, 542	1, 927 1, 253 6, 580, 971
未払収益分配金 未払償還金 未払手数料 その他未払金	1, 312 5, 194, 011 259, 542	1, 253 6, 580, 971
未払償還金 未払手数料 その他未払金	1, 312 5, 194, 011 259, 542	1, 253 6, 580, 971
未払手数料 その他未払金	5, 194, 011 259, 542	6, 580, 971
その他未払金	259, 542	
		642, 514
未払費用	6, 370, 986	
t to set all ast total		7, 405, 559
未払消費税等	406, 770	937, 155
未払法人税等	333, 009	5, 104, 541
賞与引当金	1, 801, 492	2, 854, 060
資産除去債務	13, 940	_
その他の流動負債	73, 657	17, 443
流動負債合計	14, 598, 465	23, 736, 060
固定負債		
リース債務	1, 960	-
繰延税金負債	550, 493	-
退職給付引当金	5, 027, 832	4, 941, 989
固定負債合計	5, 580, 287	4, 941, 989
負債合計	20, 178, 752	28, 678, 050
純資産の部		
株主資本		
資本金	2, 000, 000	2, 000, 000
資本剰余金		
資本準備金	8, 628, 984	8, 628, 984
その他資本剰余金	73, 466, 962	73, 466, 962
資本剰余金合計	82, 095, 946	82, 095, 946
利益剰余金		
利益準備金	284, 245	284, 245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3, 391, 568	27, 075, 963
利益剰余金合計	3, 675, 814	27, 360, 208
株主資本計	87, 771, 760	111, 456, 155
評価・換算差額等		, ,
その他有価証券評価差額金	\triangle 142, 558	△ 50,045
評価・換算差額等合計	△ 142, 558	$\triangle 50,045$
純資産合計	87, 629, 201	111, 406, 109
46年 - 通過 - 通	107, 807, 953	140, 084, 160

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	61, 471, 271	69, 953, 226
運用受託報酬	8, 978, 419	11, 147, 187
投資助言報酬	1, 273, 386	1, 302, 916
その他営業収益		
サービス支援手数料	208, 222	319, 553
その他	22, 995	8, 758
営業収益計	71, 954, 296	82, 731, 642
営業費用		
支払手数料	28, 036, 456	32, 014, 851
広告宣伝費	294, 588	320, 694
調査費		
調査費	3, 749, 357	4, 637, 211
委託調査費	11, 455, 987	12, 412, 033
営業雑経費		
通信費	61, 068	56, 291
印刷費	452, 951	457, 187
協会費	38, 701	38, 305
諸会費	33, 447	30, 484
情報機器関連費	5, 067, 617	5, 268, 275
販売促進費	29, 621	31, 339
その他	197, 696	253, 344
営業費用合計	49, 417, 495	55, 520, 019
一般管理費	, ,	
給料		
役員報酬	219, 872	232, 329
給料・手当	7, 807, 797	8, 043, 456
賞与	1, 042, 472	1, 073, 375
賞与引当金繰入額	1, 798, 492	2, 854, 060
交際費	27, 713	57, 134
寄付金	25, 518	26, 400
事務委託費	1, 727, 189	2, 022, 734
旅費交通費	99, 733	166, 596
租税公課	352, 030	600, 468
不動産賃借料	1, 268, 303	1, 249, 392
退職給付費用	624, 551	712, 228
固定資產減価償却費	3, 247, 869	3, 281, 572
のれん償却費	304, 540	304, 540
諸経費	200, 758	215, 455
一般管理費合計	18, 746, 845	20, 839, 745
/** H :2	10, 110, 010	20,000,110

受取配当金 1,755 11,021,392 受取利息 1,373 2,840 金銭の信託軍用益 - 199,056 時効成立分配金・償還金 521 461 原格・講演科 2,281 2,143 投資有個証券信還益 119,033 5,384 投資有個証券売却益 25,848 12,261 為替差益 5,816 - 準収入 91,814 129,137 営業外取益合計 248,443 11,372,678 営業外費用 金銭の信託券売却債 454,339 - 投資有価証券売期損 454,339 - 投資有価証券売期損 83,598 10,829 投資有価証券売期損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別財益合計 - 14,096,622 特別財法合計 - 14,096,622 特別損失 13,203 12,385 東方計 170,111 12,386 東方計 170,111 12,386 東方計 170,111 12,386 大計補財 3,177,659 31,7						(単位:十円)
営業外収益 至 2023年3月31日) 至 2024年3月31日) 受取配当金 1,755 11,021,392 受取利息 1,373 2,840 金銭の信託運用益 - 199,056 時効成立分配金・償還金 521 461 原稿・講演料 2,281 2,143 投資有価証券代財益 25,848 12,261 為替差益 5,816 - 建収入 91,814 129,137 営業外費用 248,443 11,372,678 営業外費用 454,339 - 登費介価証券信選損 454,339 - 投資有価証券信選損 83,598 10,829 投資有価証券完封損 152,691 48,751 营業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別用法 - 14,096,622 特別用法合計 - 14,096,622 特別用決 3,347,770 17,680,450 医产資産除封損 ※2 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 生財債費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 税付前当期间利益 3,176,659 31,764,687 法人稅、住民稅及び事業稅 1,622,064 7,802,794 法人稅等合計 1,086,631 6,488,400				前事業年度		当事業年度
管業外収益 受取配当金 1,755 11,021,392 受取和息 1,373 2,840 金銭の信託運用益 - 199,066 時効成立分配金・償還金 521 461 原稿・講演料 2,281 2,143 投資有価証券償還益 119,033 5,384 投資有価証券定却益 25,848 12,261 為替差益 5,816 輸収入 91,814 129,137 営業外収益合計 248,443 11,372,678 営業外関 金銭の信託運用損 454,339 登業外費用 552,691 48,575 対済管理損 552,691 48,575 対済管理損 572,691 48,575 対済性力計 690,629 64,106 を第利益 3,347,770 17,680,450 特別利益 子会社株式定却益 ※1 - 14,096,622 特別利益合計 - 14,096,622 特別利益合計 3,347,770 17,680,450 特別利益合計 3,347,770 17,680,450 特別利益合計 3,347,770 17,680,450 特別利益合計 3,347,770 17,680,450 特別利益合計 1,096,622 特別利益合計 1,096,622 特別利益合計 1,096,622 特別利益合計 1,096,622 特別利益人計,343,347,765 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 3,176,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394			(自	2022年4月1日	(自	2023年4月1日
受取利息 1,755 11,021,392 受取利息 1,373 2,840 金銭の信託運用益 - 199,056 時効成立分配金・償還金 521 461 原稿・講演料 2,281 2,143 投資有価証券償還益 119,033 5,384 投資有価証券信置益 25,848 12,261 参替差益 5,816 18,021,376 营業外収益合計 248,443 11,372,678 営業外費用 金銭の信託の運用損 454,339 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,456 特別別益 子会社株式売却益 ※1 - 14,096,622 特別別益合計 3,347,770 17,680,456 特別別益 子会社株式売却益 ※1 - 14,096,622 特別別益合計 3,347,770 17,680,456 特別別法 日定資産除却損 ※2 13,203 12,385 東邦及職費用 ※3 126,832 4,701 財政職費用 ※3 126,832 4,701 財政職費用 ※3 126,832 4,701 大払補償費 ※4 30,075 4,701 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394			至	2023年3月31日)	至	2024年3月31日)
受取利息 1,373 2,840 金銭の信託運用益 - 199,056 時効成立分配金・償還金 521 461 原稿・講演料 2,281 2,143 投資有価証券償還益 119,033 5,384 投資有価証券償還益 119,033 5,384 投資有価証券償還益 52,848 12,261 為替差益 5,816 - 輸収入 91,814 129,137 営業外収益合計 248,443 11,372,678 営業外費用 454,339 - 企銭の信託運用損 454,339 - 企銭の信託運用損 83,598 10,829 投資有価証券償還損 83,598 10,829 投資有価証券売期損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別財益合計 - 14,096,622 特別財法合計 - 14,096,622 特別財法合計 170,111 1,2,385 税引前当期終利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394	営業外収益					
金銭の信託運用益 - 199,056 時効成立分配金・償還金 521 461 原稿・講演料 2,281 2,143 投資有価証券償還益 119,033 5,384 投資有価証券売却益 25,848 12,261 為替差益 5,816 - 韓収入 91,814 129,137 営業外費用 248,443 11,372,678 営業外費用 454,339 - 投資有価証券償還損 454,339 - 投資有価証券償還損 83,598 10,829 投資有価証券売却損 45,575 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別用益 - 14,096,622 特別用益 - 14,096,622 特別用集会計 - 14,096,622 特別用集会計 - 14,096,622 特別損失 - 14,096,622	受取配当金			1, 755		11, 021, 392
時効成立分配金・償還金 原稿・講演科	受取利息			1, 373		2, 840
原稿・講演科 2、281 2、143 投資有価証券償還益 119,033 5、384 投資有価証券売却益 25,848 12,261 為替差益 5,816 準収入 91,814 129,137 営業外収益合計 248,443 11,372,678 営業外費用 金銭の信託運用損 454,339 登業外費用 金銭の信託運用損 454,339 投資有価証券売財損 152,691 48,575 為替差損 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別収益合計 3,347,770 17,680,450 特別収益合計 - 14,096,622 特別収益合計 170,111 12,385 税引前当期終利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等高計整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等高計整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等高計整額 △ 541,433 △ 1,314,394	金銭の信託運用益			-		199, 056
投資有価証券償還益 119,033 5,384 投資有価証券売却益 25,848 12,261 為替差益 5,816 - 嫌収入 91,814 129,137 営業外費用 248,443 11,372,678 営業外費用 - - 金銭の信託運用損 454,339 - 投資有価証券償還損 83,598 10,829 投資有価証券売封損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別則益 - 14,096,622 特別則失告計 - 14,096,622 特別損失 - 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 稅月前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人稅、住民稅及び事業稅 1,622,064 7,802,794 法人稅等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人稅等合計 1,080,631 6,488,400	時効成立分配金・償還金			521		461
投資有価証券売却益 25,848 12,261 為替差益 5,816 - 維収入 91,814 129,137 営業外収益合計 248,443 11,372,678 営業外費用 - 248,443 11,372,678 営業外費用 - - - 投資有価証券億還損 83,598 10,829 投資有価証券売却損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別則益合計 - 14,096,622 特別則共合計 *1 - 14,096,622 特別則失合計 3,203 12,385 東邦退職費用 *3 126,832 - 東財政職費用 *3 126,832 - 特別損失合計 170,111 12,385 稅月前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人稅、住民稅及び事業稅 1,622,064 7,802,794 法人稅等需整額 1,080,631 6,488,400	原稿・講演料			2, 281		2, 143
為替差益 5,816 - 雑収入 91,814 129,137 営業外収益合計 248,443 11,372,678 営業外費用 - - 金銭の信託運用損 454,339 - 投資有価証券信選損 83,598 10,829 投資有価証券売劫損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別用益 - 14,096,622 特別用集 - 14,096,622 特別用集 - 14,096,622 特別損失 - 12,385 中期退職費用 ※3 126,832 - 支払補債費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 洗人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等需整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等需整額 1,080,631 6,488,400	投資有価証券償還益			119, 033		5, 384
#和収入 91,814 129,137 営業外収益合計 248,443 11,372,678 営業外費用 金銭の信託運用損 454,339 投資有価証券償還損 83,598 10,829 投資有価証券売却損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別利益合計 - 14,096,622 特別利益合計 - 14,096,622 特別別益合計 - 14,096,622 特別別共告 固定資産除却損 ※2 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 支払補償費 ※4 30,075 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等高額 1,080,631 6,488,400	投資有価証券売却益			25, 848		12, 261
営業外収益合計	為替差益			5, 816		-
営業外費用 454,339 - 投資有価証券償還損 83,598 10,829 投資有価証券売却損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別利益 - 14,096,622 特別利共告合計 - 14,096,622 特別損失 - 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	雜収入			91, 814		129, 137
金銭の信託運用損 投資有価証券償還損 投資有価証券売却損 為替差損 454,339 10,829 投資有価証券売却損 為替差損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 経常利益 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別利益合計 - 14,096,622 特別損失 - 14,096,622 特別損失 固定資産除却損 ※2 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	営業外収益合計			248, 443		11, 372, 678
投資有価証券償還損 83,598 10,829 投資有価証券売却損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別利益 子会社株式売却益 ※1 - 14,096,622 特別利益合計 - 14,096,622 特別損失 固定資産除却損 ※2 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 5 支払補償費 ※4 30,075 - 5 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394	営業外費用					
投資有価証券売却損 152,691 48,575 為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別利益	金銭の信託運用損			454, 339		_
為替差損 - 4,701 営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別利益 - 14,096,622 特別利益合計 - 14,096,622 特別損失 - 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	投資有価証券償還損			83, 598		10, 829
営業外費用合計 690,629 64,106 経常利益 3,347,770 17,680,450 特別利益 - 14,096,622 特別利益合計 - 14,096,622 特別損失 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 検別前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	投資有価証券売却損			152, 691		48, 575
経常利益 特別利益 子会社株式売却益 ※1 - 14,096,622 特別利益合計 - 14,096,622 特別損失 固定資産除却損 ※2 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 5 支払補償費 ※4 30,075 - 5 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	為替差損			-		4, 701
特別利益 子会社株式売却益 ※1 - 14,096,622 特別 順失 固定資産除却損 ※2 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別 損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	営業外費用合計			690, 629		64, 106
子会社株式売却益 ※1 - 14,096,622 特別順失 - 14,096,622 特別順失 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	経常利益			3, 347, 770		17, 680, 450
特別利益合計 - 14,096,622 特別損失 固定資産除却損 ※2 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	特別利益					
特別損失 固定資産除却損 ※2 13,203 12,385 早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	子会社株式売却益	※ 1		-		14, 096, 622
固定資産除却損※213,20312,385早期退職費用※3126,832-支払補償費※430,075-特別損失合計170,11112,385税引前当期純利益3,177,65931,764,687法人税、住民税及び事業税1,622,0647,802,794法人税等調整額△ 541,433△ 1,314,394法人税等合計1,080,6316,488,400	特別利益合計			-		14, 096, 622
早期退職費用 ※3 126,832 - 支払補償費 ※4 30,075 - 特別損失合計 170,111 12,385 税引前当期純利益 3,177,659 31,764,687 法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	特別損失					
支払補償費※430,075-特別損失合計170,11112,385税引前当期純利益3,177,65931,764,687法人税、住民税及び事業税1,622,0647,802,794法人税等調整額△541,433△1,314,394法人税等合計1,080,6316,488,400	固定資産除却損	※ 2		13, 203		12, 385
特別損失合計170,11112,385税引前当期純利益3,177,65931,764,687法人税、住民税及び事業税1,622,0647,802,794法人税等調整額△541,433△1,314,394法人税等合計1,080,6316,488,400	早期退職費用	※ 3		126, 832		_
税引前当期純利益3,177,65931,764,687法人税、住民税及び事業税1,622,0647,802,794法人税等調整額△ 541,433△ 1,314,394法人税等合計1,080,6316,488,400	支払補償費	※ 4		30, 075		-
法人税、住民税及び事業税 1,622,064 7,802,794 法人税等調整額 △ 541,433 △ 1,314,394 法人税等合計 1,080,631 6,488,400	特別損失合計			170, 111		12, 385
法人税等調整額 △ 541, 433 △ 1, 314, 394 法人税等合計 1, 080, 631 6, 488, 400	税引前当期純利益			3, 177, 659		31, 764, 687
法人税等合計 1,080,631 6,488,400	法人税、住民税及び事業税			1, 622, 064		7, 802, 794
法人税等合計 1,080,631 6,488,400	法人税等調整額			△ 541, 433		△ 1, 314, 394
	法人税等合計			1, 080, 631		6, 488, 400
				2, 097, 028		25, 276, 287

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	(年位・11.1)								
		株主資本							
			利益剰余金						
	資本金		その他資本	資本剰余金	#111/12/44/14/16 A	その他利益剰余金			
		資本準備金	剰余金	合計	利益準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	3, 834, 794			
当期変動額									
剰余金の配当						△ 2, 540, 254			
当期純利益						2, 097, 028			
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	_		_	_		△ 443, 225			
当期末残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	3, 391, 568			

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金		その他有価証券	評価・換算	純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	評価差額金	差額等合計	
	合計		н г пидеен учествен при	ÆDRYF LI DT	
当期首残高	4, 119, 040	88, 214, 986	297, 138	297, 138	88, 512, 124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2, 540, 254	△ 2, 540, 254			△ 2, 540, 254
当期純利益	2, 097, 028	2, 097, 028			2, 097, 028
株主資本以外の					
項目の当期変動			△ 439, 697	△ 439, 697	△ 439, 697
額(純額)					
当期変動額合計	△ 443, 225	△ 443, 225	△ 439, 697	△ 439, 697	△ 882, 923
当期末残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201

	1					(単位:丁円)			
		株主資本							
			資本剰余金	利益剰余金					
	資本金	資本金	その他資本	資本剰余金	T.111/2/44/14/16	その他利益剰余金			
		資本準備金	剰余金	合計	利益準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	3, 391, 568			
当期変動額									
剰余金の配当						△ 1,591,892			
当期純利益						25, 276, 287			
株主資本以外の									
項目の当期変動									
額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	=	=	23, 684, 394			
当期末残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	27, 075, 963			

	株主	資本	評価・換	算差額等	
	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	3, 675, 814	87, 771, 760	△ 142, 558	△ 142, 558	87, 629, 201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25, 276, 287	25, 276, 287			25, 276, 287
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)			92, 513	92, 513	92, 513
当期変動額合計	23, 684, 394	23, 684, 394	92, 513	92, 513	23, 776, 908
当期末残高	27, 360, 208	111, 456, 155	△ 50,045	△ 50,045	111, 406, 109

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券
 - ①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託:時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物8~30 年器具備品4~15 年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14 年顧客関連資産6~19 年ソフトウェア(自社利用分)5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に 回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
建物	301, 463 千円	397, 568 千円
器具備品	1,499,284 千円	1, 493, 885 千円
リース資産	7, 493 千円	9,824 千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円	10,000,000 千円
借入実行残高		
差引額	10,000,000 千円	10,000,000 千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社である Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023 年 6 月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

1+X+XIX (X)1+XIXX/ X C/X (X)				
	前事業年度	当事業年度		
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)		
Sumitomo Mitsui DS Asset	12, 514 千円	—千円		
Management (USA) Inc.	12, 014 1	111		

(損益計算書関係)

※1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

※2 固定資産除却損

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
建物	2, 482 千円	9,039 千円
器具備品	4,273 千円	2,987 千円
リース資産	532 千円	一千円
ソフトウェア	5, 915 千円	358 千円

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33, 870, 060 株	_	-	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2, 540, 254	75. 00	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1, 591, 892	47. 00	2023年 3月31日	2023 年 6 月 29 日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33, 870, 060 株	_	1	33,870,060株

2.剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1, 591, 892	47. 00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10, 838, 419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 千円)

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
1年以内	1, 161, 545	1, 161, 545
1年超	1, 161, 545	-
合計	2, 323, 090	1, 161, 545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託 財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注1) 参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度 (2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	12, 645, 575	12, 645, 575	
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9, 182, 466	9, 182, 466	_
資産計	21, 828, 042	21, 828, 042	_

当事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	23, 435, 831	23, 435, 831	_
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	9, 292, 678	9, 292, 678	_
資産計	32, 728, 510	32, 728, 510	_

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2023 年3 月 31 日)	当事業年度 (2024年3月31日)
その他有価証券 (1)非上場株式 (2)組合出資金等	39, 809	40, 370 643, 909
合計	39, 809	684, 279
子会社株式 非上場株式	11, 850, 598	1, 927, 221
合計	11, 850, 598	1, 927, 221

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。 なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる 資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを

用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度 (2023年3月31日)

区分	時価			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	_	12, 645, 575	_	12, 645, 575
①その他有価証券	_	9, 182, 466	_	9, 182, 466
資産計		21, 828, 042	_	21, 828, 042

当事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

豆八	時価			
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託 (2)投資有価証券	_	23, 435, 831	_	23, 435, 831
①その他有価証券	_	9, 292, 678	_	9, 292, 678
資産計	_	32, 728, 510	_	32, 728, 510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券(1)その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2024年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221 千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3, 144, 004	3, 054, 367	89, 637
小計	3, 144, 004	3, 054, 367	89, 637
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	6, 038, 462	6, 295, 278	△256, 815
小計	6, 038, 462	6, 295, 278	△256, 815
合計	9, 182, 466	9, 349, 645	△167, 178

⁽注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
投資信託等	3, 489, 939	3, 297, 367	192, 572
小計	3, 489, 939	3, 297, 367	192, 572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託等	5, 802, 739	6, 025, 562	△222, 822
小計	5, 802, 739	6, 025, 562	△222, 822
슴計	9, 292, 678	9, 322, 929	△30, 250

⁽注) 非上場株式等(貸借対照表計上額 684,279千円) については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1, 675, 637	25, 848	152, 691

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6, 449, 143	119, 033	83, 598

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801, 686	12, 261	48, 575

(単位:千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217, 908	5, 384	10, 829

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022 年 4 月 1 日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5, 084, 506	5, 027, 832
勤務費用	429, 188	423, 516
利息費用	6, 502	11, 432
数理計算上の差異の発生額	△12, 781	△34 , 405
退職給付の支払額	△479, 583	△466, 321
過去勤務費用の発生額	_	△20, 064
退職給付債務の期末残高	5, 027, 832	4, 941, 989

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		(+Ing. 111)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5, 027, 832	4, 941, 989
未認識数理計算上の差異	_	_
未認識過去勤務費用	_	<u> </u>
退職給付引当金	5, 027, 832	4, 941, 989

(単位:千円)

		(1)=:114/
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
勤務費用	429, 188	423, 516
利息費用	6, 502	11, 432
数理計算上の差異の費用処理額	△12 , 781	△34 , 405
過去勤務費用の費用処理額	_	△20, 064
その他	△39, 914	67, 197
確定給付制度に係る退職給付費用	382, 994	447, 675

⁽注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増 退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

<u> шус олукшитутш титутшие түте</u>	E1 (121) = 11:3 (1) (1)	
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
割引率	0. 230%	0. 440%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度241,556千円、当事業年度264,552千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
Aller and A. Vincelle		
繰延税金資産		
退職給付引当金	1, 539, 522	1, 513, 237
賞与引当金	551, 617	873, 913
調査費	473, 972	558, 908
未払金	211, 439	176, 993
未払事業税	39, 995	365, 090
ソフトウェア償却	105, 506	101, 113
子会社株式評価損	114, 876	114, 876
その他有価証券評価差額金	120, 350	109, 942
その他	21, 158	18, 064
繰延税金資産小計	3, 178, 439	3, 832, 139
評価性引当額	△ 193, 662	△198, 503
繰延税金資産合計	2, 984, 776	3, 633, 635
繰延税金負債		
無形固定資産	3, 504, 563	2, 857, 478
資産除去債務	3, 201	-
その他有価証券評価差額金	27, 506	60, 063
繰延税金負債合計	3, 535, 270	2, 917, 542
繰延税金資産(負債)の純額	△550, 493	716, 093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
調整)		
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△10.6
のれん償却費	2.9	0. 2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.3	-
その他	△1. 2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61, 471, 271	8, 978, 419	1, 273, 386	231, 218	71, 954, 296

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
 - 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69, 953, 226	11, 147, 187	1, 302, 916	328, 311	82, 731, 642

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
 - (1) 兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都千代田区	1, 770, 996, 505	銀行業	- %	投資の兼任	委託販売 手数料	5, 279, 199	拟	1, 265, 651
親会社 の 子会社	SMBC 日興 証券㈱	東京都千代田区	10, 000, 000	証券業	% _	投資の兼任	委託販売 手数料	7, 030, 381	栽仏 手数料	1, 288, 749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都千代田区	1, 770, 996, 505	銀行業	- %	投資が販売委託	委託販売 手数料	6, 642, 605	拟	1, 630, 250
親会社 の 子会社	SMBC 日興 証券株	東京都千代田区	135,000,000	証券業	% _	投資が販売会託	委託販売 手数料	6, 960, 278	拟	1, 200, 878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位:千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当 事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	㈱三井住友フィ	東京都		ATT (=)IIA	0/	Label A M	子会社株式の売却 (売却価格)	24, 000, 000		
親会社	親会社 ・ナンシャルグル ープ ・大代田区	2, 344, 038, 000	銀行業	50. 1%	持株会社	子会社株式売却益	14, 096, 622	_	_	

(注)子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

(1)		
	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	2, 587. 21 円	3, 289. 22 円
1株当たり当期純利益	61. 91 円	746. 27 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2022年4月1日	(自 2023年4月1日
	至 2023年3月31日)	至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	2, 097, 028	25, 276, 287
普通株主に帰属しない金額(千円)	_	_
普通株式に係る当期純利益(千円)	2, 097, 028	25, 276, 287
期中平均株式数(株)	33, 870, 060	33, 870, 060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:千円)

	(単位:千円)				
		第 40 期中間会計期間			
		(2024年9月30日)			
資産の部					
流動資産					
現金及び預金		47, 554, 844			
金銭の信託		32, 385, 266			
顧客分別金信託		500, 088			
前払費用		668, 897			
未収委託者報酬		14, 766, 695			
未収運用受託報酬		3, 912, 269			
未収投資助言報酬		414, 955			
未収収益		95, 923			
その他		107, 185			
流動資産合計		100, 406, 126			
固定資産					
有形固定資産	※ 1	1, 723, 779			
無形固定資產					
のれん		2, 588, 598			
顧客関連資産		8, 275, 427			
その他		2, 669, 494			
無形固定資產合計		13, 533, 520			
投資その他の資産					
投資有価証券		8, 628, 900			
関係会社株式		1, 927, 221			
繰延税金資産		851, 984			
その他		1, 484, 455			
貸倒引当金		△20, 750			
投資その他の資産合計		12, 871, 811			
固定資産合計		28, 129, 111			
資産合計		128, 535, 237			
負債の部					
流動負債					
제野原頃 顧客からの預り金		35, 815			
その他の預り金		102, 081			
未払金		6, 905, 143			
未払費用		6, 906, 145 6, 996, 236			
未払法人税等		1, 639, 174			
前受収益		1, 039, 174			
賞与引当金		2, 605, 528			
ラブリョ立 その他	※ 2	864, 362			
流動負債合計	/ ^	19, 168, 682			
固定負債		19, 100, 002			
退職給付引当金		5, 101, 556			
固定負債合計		5, 101, 556			
回足見頂百計		0, 101, 000			

負債合計	24, 270, 238
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8, 628, 984
その他資本剰余金	73, 466, 962
資本剰余金合計	82, 095, 946
利益剰余金	
利益準備金	284, 245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	19, 992, 998
利益剰余金合計	20, 277, 244
株主資本合計	104, 373, 190
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△108, 191
評価・換算差額等合計	△108, 191
純資産合計	104, 264, 998
負債純資産合計	128, 535, 237

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

		(単位:十
		第 40 期中間会計期間
		(自 2024年4月1日
		至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		38, 900, 518
運用受託報酬		5, 763, 952
投資助言報酬		699, 359
その他の営業収益		206, 638
営業収益計		45, 570, 468
営業費用		30, 344, 119
一般管理費	※ 1	10, 363, 314
営業利益		4, 863, 035
営業外収益	※ 2	482, 490
営業外費用	※ 3	179, 370
経常利益		5, 166, 155
特別損失	※ 4	0
税引前中間純利益		5, 166, 155
法人税、住民税及び事業税		1, 475, 655
法人税等調整額		△64, 954
法人税等合計		1, 410, 700
中間純利益		3, 755, 454

(3) 中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

		株主資本								
			資本剰余金		利益東	制余金				
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金				
当期首残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	27, 075, 963				
当中間期変動額										
剰余金の配当						△10, 838, 419				
中間純利益						3, 755, 454				
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)										
当中間期変動額合計	_	_			_	△ 7, 082, 964				
当中間期末残高	2, 000, 000	8, 628, 984	73, 466, 962	82, 095, 946	284, 245	19, 992, 998				

	株主資本		評価・換	算差額等	
	利益剰余金				
	利益剰余金 合計	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価·換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	27, 360, 208	111, 456, 155	△50, 045	△50, 045	111, 406, 109
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10, 838, 419	△10, 838, 419			△10, 838, 419
中間純利益	3, 755, 454	3, 755, 454			3, 755, 454
株主資本以外の					
項目の当中間期			△58, 146	△58, 146	△58, 146
変動額(純額)					
当中間期変動額合計	△7, 082, 964	△7, 082, 964	△58, 146	△58, 146	△7, 141, 110
当中間期末残高	20, 277, 244	104, 373, 190	△108, 191	△108, 191	104, 264, 998

注記事項

(重要な会計方針)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1)有価証券
 - ①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物8~30 年器具備品4~15 年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん14 年顧客関連資産6~19 年ソフトウェア(自社利用分)5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に 回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のと おりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。 当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識さ れ、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識さ れ、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中

中間貸借対照表関係)					
第40期中間会計期間					
(2024年9月30日)					
※1. 有形固定資産の減価償却累計額					
1,996,227 千円					
※2. 消費税等の取扱い					
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に					
含めて表示しております。					
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。					
当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。					
当座借越極度額の総額 10,000,000 千円					
借入実行残高 ————————————————————————————————————					
差引額 10,000,000 千円					

(中間損益計算書関係)

			第 40 期中	間会	計期間
		(自	2024年4月1日	至	2024年9月30日)
% 1.	一般管理費のうち主要なもの				
	のれん償却費	152,	270 千円		
	減価償却実施額				
	有形固定資産	134,	998 千円		
	無形固定資産	1, 537,	662 千円		
※ 2. '	営業外収益のうち主要なもの				
	受取配当金	387,	174 千円		
	投資有価証券売却益		798 千円		
	為替差益	6,	926 千円		
※ 3. '	営業外費用のうち主要なもの				
	金銭の信託運用損	11,	765 千円		
	投資有価証券償還損	124,	882 千円		
	投資有価証券売却損		93 千円		
	投資事業組合運用損	42,	628 千円		
¾ 4. !	特別損失のうち主要なもの				
	固定資産除却損		0 千円		

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式数に関する事項

 -140111 350 545 4 5	•			
	当事業年度期首	当中間会計期間	当中間会計期間	当中間会計期間末
	株式数	增加株式数	減少株式数	株式数
普通株式	33, 870, 060 株	_	_	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10, 838, 419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

2_						
	第40期中間会計期間					
	(自	2024年4月1日	至	至 2024年9月30日)		
1	1. オペレーティング・リース取引					
	(借主側)					
	未経過リース料(解約不能のもの)					
	1年以内 1,14	45, 406 千円				
	1年超 5,08	81,701 千円				
	合 計 6,22	27, 108 千円				

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)

2024 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません((注 1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	32, 385, 266	32, 385, 266	_
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7, 511, 892	7, 511, 892	_
資産計	39, 897, 158	39, 897, 158	_

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40, 367
(2)組合出資金等	1, 076, 640
合計	1, 117, 008
子会社株式	
非上場株式	1, 927, 221
合計	1, 927, 221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる

資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを

用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、 時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	時価				
<u> </u>	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
(1) 金銭の信託 (2) 投資有価証券	_	32, 385, 266	_	32, 385, 266	
①その他有価証券	_	7, 511, 892	I	7, 511, 892	
資産計	_	39, 897, 158	_	39, 897, 158	

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)

1. 子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,927,221千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

			(112.114)
区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を			
超えるもの			
投資信託等	3, 313, 926	3, 300, 367	13, 559
小計	3, 313, 926	3, 300, 367	13, 559
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を			
超えないもの			
投資信託等	4, 197, 965	4, 313, 296	△115, 330
小計	4, 197, 965	4, 313, 296	△115, 330
合計	7, 511, 892	7, 613, 663	△101, 770

⁽注)組合出資金等(中間貸借対照表計上額 1,117,008千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第 40 期中間会計期間(自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

					(————· 1 1 1)
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38, 900, 518	5, 763, 952	699, 359	206, 638	45, 570, 468

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定 資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

- 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
 - 該当事項はありません。
- 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。
- 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 休当にり情報)						
	第40期中間会計期間					
	(自 2024年4月1日	至 2024年9月30日)				
1 株当たり純資産額	3,078円38銭					
1 株当たり中間純利益	110円87銭					
なお、潜在株式調整後1株当	作り中間純利益については、	潜在株式が存在しないため記載しておりません。				

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投 資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがな いものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは 取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定め るものを除きます。)。
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等 (委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
- (イ) 定款の変更該当ありません。
- (ロ) その他の重要事項 該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実 該当ありません。

追加型証券投資信託

グローバル資産分散オープン

約 款

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、世界の債券、株式、不動産投資信託(REIT) およびコモディティ等へ実質的に分散投資することにより、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、先進国から新興国までの幅広い地域の債券、株式、不動産投資信託(REIT)およびコモディティ等へ実質的に分散投資し、安定した利子・配当収益の確保とともに、信託財産の中長期的な成長を目指します。
 - 分散投資にあたっては、資産の分散・地域の分散などを考慮します。
 - 投資信託証券への投資は、主に別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)の中から行います(指定投資信託証券は追加または変更になる場合があります。)。
- ② 各資産への配分は、信託財産の純資産総額に対し、概ね債券:50%程度、株式:30%程度、不動産投資信託(REIT)・コモディティ:20%程度を基本資産配分とします。ただし、実質組入れ有価証券の値動きや資金流出入などによっては上記の比率は変動します。また、投資環境の変化や各資産の利回り水準などを考慮して配分を調整することがあります。
- ③ 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、あるいはやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は 行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。 ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャ ーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、 信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資 産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることと し、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に 従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ② 収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託者が決定します。ただし、

分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

(グローバル資産分散オープン)

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第 1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法 (大正11年法律第62号) (以下「信託法」といいます。) の適用を受けます。
 - ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
 - ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金30億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第 3条 委託者は、受託者との合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加することができます。
 - ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第8項、第42条第1項、第43条第1項、第 44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号 に規定される募集であり、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公 募により行われます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得 申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者 に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、30億口を上限に、追加信託によって 生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均 等に分割します。
 - ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権 の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第20条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則とし

てわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まりで振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
 - ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関 へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

- 第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって、取得の申込みに応じることができるものとします。
 - ② 委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応じることができるものとします。
 - ③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
 - ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める日と同日の場合には、受益権の取得に応じません。
 - ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」と

いいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前 の取得の申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

- ⑥ 前項の手数料の価額は次の通りとします。
 - 委託者および委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定める手数 料率を取得申込日の翌営業日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込については、1 口につき1円とします。) に乗じて得た額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が委託者の指定する証券会社および登録金融機関との間で別に定める累積投資約款に基づく契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする 受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするも のとします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する 受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振 替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座 を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該 他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先 口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、 委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - 口, 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(運用の指図範囲)

- 第16条 委託者は、信託金を主として、別に定める投資信託証券(三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託(以下「マザーファンド」)を含みます。)に投資するほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します(別に定める投資信託証券を以下「指定投資信託証券」といいます。)。
 - 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - 2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 - 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 - 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

- 5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 - なお、第3号の証券を「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売 戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行う ことができます。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品 取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま す。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第23条において同じ。)、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
 - ② 前項の取扱いは、第20条、第22条、第27条、第28条における委託者の指図による取引 についても同様とします。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その 指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純 資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

(公社債の借入の指図)

- 第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と 認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第22条の2 委託者は、投資信託証券を組み入れる場合において、当該投資信託証券が一般社 団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該 当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、 債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産 総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないも のとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協 会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(信託業務の委託等)

- 第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると 認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の 管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる 基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第24条 <削除>

(混蔵寄託)

第25条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託 財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により 分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに する方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - (一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約 の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に 伴う支払い資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済 を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目 的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることがで きます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始 日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解 約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしく は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日 までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の 売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金 の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
 - ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に 帰属します。

(受託者による資金の立替)

- 第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるとき は、受託者は資金の立替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその 他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者 がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつ ど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第32条 この信託の計算期間は、原則として1月28日から3月27日、3月28日から5月27日、5月28日から7月27日、7月28日から9月27日、9月28日から11月27日、11月28日から翌年1月27日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成19年7月27日までとします。
 - ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これ を委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替 金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に 相当する金額等(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬の額および支弁の方法)

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、 信託財産の純資産総額に年10,000分の144の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者と の間の配分は別に定めます。
 - ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
 - ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
 - ④ 第16条第1項に規定する指定投資信託証券のうち別に定めるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、信託財産に属するとみなされる当該マザーファンドの時価総額に別に定める率を乗じて得た金額とし、第1項に基づいて委託者が報酬を受け取った後、当該報酬から支弁するものとします。
 - ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時 価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗 じて得た額をいいます。

(収益の分配)

- 第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針に従い、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第37条 受託者は、収益分配金については、原則として第38条第1項に規定する支払開始日および第38条第2項に規定する交付開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については、第38条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

- 第38条 収益分配金は、毎期計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
 - ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者 に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、 毎計算期間の終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録

金融機関へ交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、 受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付 けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記 録されます。

- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において 振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において 一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に 設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金 融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に 対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と 同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座に おいて当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項(第2項は除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益 者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第39条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

- 第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を 請求することができます。
 - ② 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
 - ④ 委託者は、別に定める日と同日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを行わないものとします。
 - ⑤ 第3項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
 - ⑥ 委託者は、証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れ投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。
 - ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受

け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、 30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に 届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ⑨ 委託者は前項の規定により、この信託を解約しようとするときは、第42条の規定に従います。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、 その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。た だし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行ないません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行い ません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第45条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその 任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所 に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受 託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。 ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生した ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらか じめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその 理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行い ません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合に おいて、第42条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受 益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請 求することができます。

(運用状況に係る情報の提供)

- 第48条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る 情報を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、 書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.smd-am.co.jp

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

- 第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。
- 附則1 この約款において「累積投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する証券会社および登録金融機関が締結する「累積投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「累積投資約款」は別の名称に読み替えるものとします。
- 附則2 第38条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年5月22日

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

委託者 大和住銀投信投資顧問株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針における「別に定める投資信託証券」とは次の 投資信託及び投資法人(外国のものも含む)の、受益証券又は投資証券(振替受益権または振替 投資口を含む)をいいます。

マザーファンド

日本好配当株マザーファンド グローバル好配当株マザーファンド 欧州債券マザーファンド アジア・オセアニア債券マザーファンド 新興国債券マザーファンド 世界REITマザーファンド コモディティ・マザーファンド

外国籍投資証券

- T. Rowe Price Funds SICAV US Aggregate Bond Fund
- T. Rowe Price Funds SICAV Global High Yield Bond Fund
- T. Rowe Price Funds SICAV Emerging Markets Equity Fund

Ⅱ 別に定めるマザーファンド

約款第35条第4項における別に定めるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受け取る報酬額は、信託財産に属するとみなされる当該マザーファンドの時価総額に以下に定める率を乗じて得た金額とします。

マザーファンド

欧州債券マザーファンド:年10,000分の33以内 新興国債券マザーファンド:年10,000分の33.6以内 世界REITマザーファンド:年10,000分の45以内

Ⅲ 別に定める日

約款第12条および第40条における別に定める日は、次のいずれかに該当する日とします。 現時点で該当ありません。